ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 8 AUG

地域視点からの震災復興

●大規模災害の復興対応と地域(財政)運営

●東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題

●東日本大震災による農業被害と復興の課題

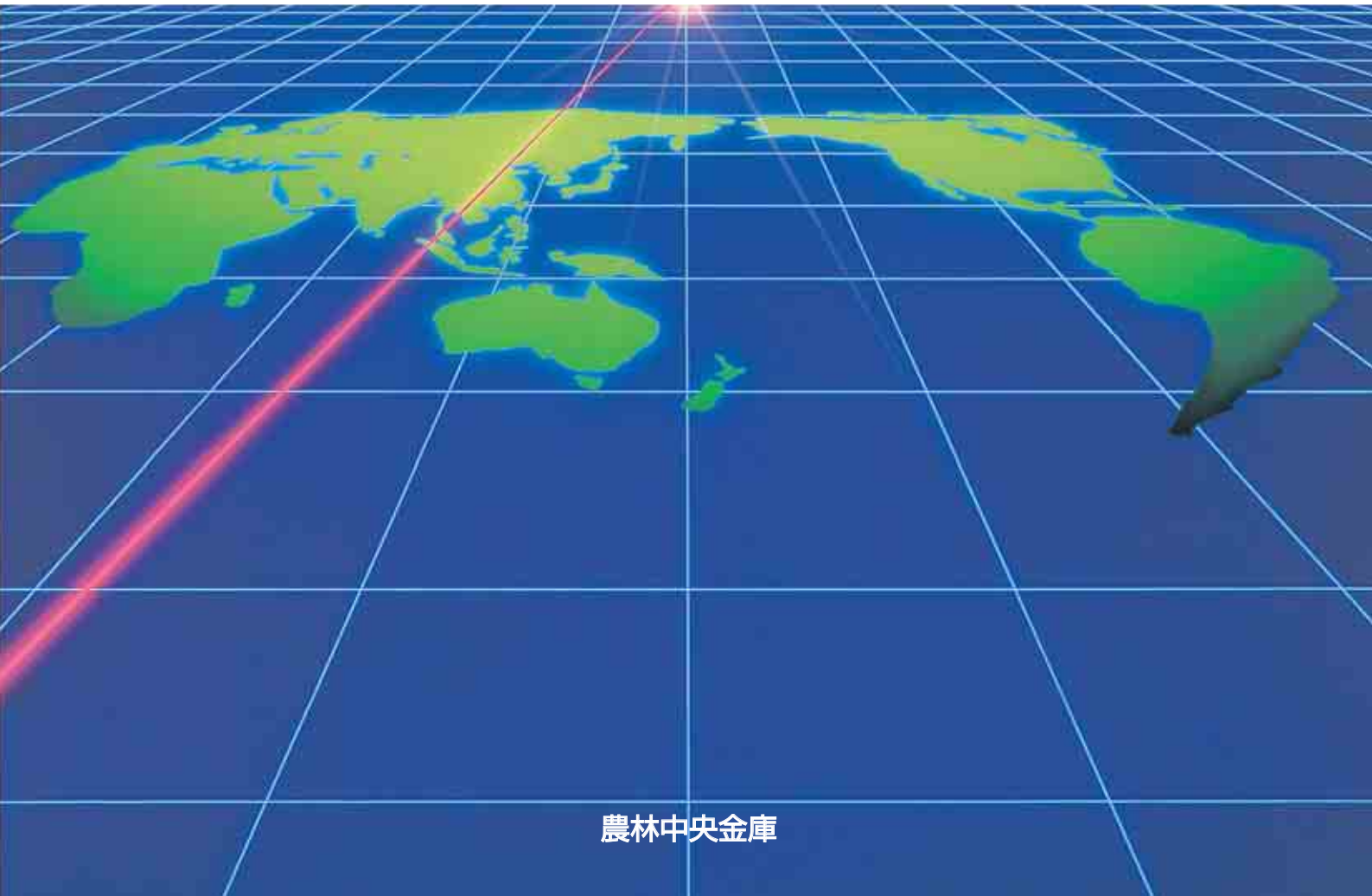

農林中央金庫

今月の窓

ふるさとの再生と復興

東日本大震災からの復旧・復興に思いをはせるとき脳裏に浮かぶのは「ふるさとの再生」という言葉である。震災後のテレビ，雑誌，新聞等で多くの被災者が復興への決意を語っているが，そこに共通しているのは「ふるさとをもう一度再生する」という強い意志であり，それが困難を乗り越えようとする精神的な支えになっているように思われる。

その「ふるさと」とは何か。それは風土であり，家族や祖先の歴史であり，伝統芸能であり，営農・営漁の魅力であり，生活のひとコマひとコマであり，人と人のつながり…など，ひとりひとりの人生を投影している時空なのではなかろうか。

復興をすすめる手続きにおいて細心の配慮をしなければならない理由がここにある。復興とはたんに土地・道路・施設などの物的なインフラ，建造物を再整備することではない。地域の文化やコミュニティ，人々の暮らしのあり様にできるかぎり心を配ることが大切である。それゆえ復興プランづくりは国，県からのお仕着せではなく，地域の農林漁業者，商店・工場などの事業者，病院・福祉関係者，教育関係者など地域住民の意向を十分に反映したものでなければならない。

ところで，震災後の支援活動を通じて「きずな」や「協同」の大切さがあらためて見直されている。震災発生直後から多くの個人，グループがボランティアで，それぞれが持つ資源とネットワークを活用して支援活動を開始した。JA，JF等協同組合グループにおいても義援金，炊き出し，食料・燃油などの支援物資の提供，医師・看護師の派遣など組織力と全国規模のネットワークを生かした支援活動を展開している。

避難所においては，被災者がたんに支援を受けるだけでなく，被災者自身が役割を分担し，避難所を主体的に運営している例も少なくない。そういう避難所では全体を調整するリーダーが自然に生まれ，コミュニティ的な協同社会が形成されている。

ところで，震災前においても日本の地域経済・社会は全国的には疲弊し，活力が弱まっていたことは否めない。東北地方も例外ではなかった。復興後の地域経済・社会が震災発生前のカタチに戻るだけでは，過酷な経験を生かさなかったことになるのではないか。

経済評論家の内橋克人氏は，「経済の成長を浪費の追求に求めるのでなく，矛盾の解決に向ける社会参加型経済」を標榜し，そのような経済を共生経済と名付けた。被災地の状況が内橋氏の主張する共生経済とは趣のことなることは承知の上で，あえて述べたいことは，避難所や支援活動のなかで現出した協同行為を今後再建されていく地域社会・地域経済に反映させることが大切ではないかということである。

もちろん，地域社会・地域経済といえども市場経済の厳しい競争関係から無縁ではない。復旧・復興においても市場経済の厳しい現実と対峙しなければならないし，被災地はそのなかで活路を拓かなければならない。しかし，それだけでは不十分である。復興後の地域経済・社会は人々にとって「新生ふるさと」でなければならない。そして，矛盾の解決に向けて，人々が協同し，参加し，主体性を発揮できる地域社会でなければならない。

復興プランと復興の手続きがそのような理念のもとで具体化されていくことを切望する。

（（株）農林中金総合研究所　常務取締役　鈴木利徳・すずき　としのり**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第64巻　第8号〈通巻786号〉

目　次

今月のテーマ

地域視点からの震災復興

今月の窓

ふるさとの再生と復興
（株）農林中金総合研究所 常務取締役　鈴木利徳

東日本大震災復興への公的支援のあり方
大規模災害の復興対応と地域（財政）運営
渡部喜智 ―― 2

東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題
出村雅晴 ―― 27

東日本大震災による農業被害と復興の課題
一瀬裕一郎 ―― 42

談話室

東日本大震災被災者の方々に向けた
現地主義からの応援メッセージ
――平成12年9月12日に発生した豪雨災害を
乗り越えた長野県根羽村の教訓から――
根羽村森林組合代表理事組合長，前村長　小木曽亮弐 ―― 56

情勢

北海道奥尻町における水産業の復興
――北海道南西沖地震からの教訓――
（財）農村金融研究会 主任研究員　尾中謙治 ―― 58

新潟県中越地震における復旧・復興への
取組経過について
内田多喜生 ―― 66

統計資料 ―― 76

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

大規模災害の復興対応と地域(財政)運営

── 東日本大震災復興への公的支援のあり方 ──

理事研究員　渡部喜智

〔要　　旨〕

1　被災者への公的支援策は憲法第25条第２項に基づく生活保障論により推進できるものであり，災害大国であるわが国において，国の被災者支援の立法と政策推進の責務は重い。

2　今回大震災では対応の遅さが指摘されているが，避難所の民間宿泊施設活用や仮設住宅の民間賃貸住宅利用を認めたことは評価される。また，地域基盤再建のための復旧工事，生業・地場産業の再生支援，町づくりなどの事業において，今後さらなる補助対象の拡大と補助率の嵩上げ，出来うる限りの国庫の全額負担が，被災地自治体の財政悪化を引き起こさず，早期かつ必要な事業を行う上で求められる。住宅再建支援では前回改正時の附帯決議を踏まえ，被災者生活再建支援法の支給額引上げが検討されるべきだろう。

3　今回大震災においても被災者支援のすき間を埋めるため，復興基金の活用が予想される。しかし，超低金利のもと基金収益を積み上げる困難は増している。また，基金の法的根拠が曖昧で統一的適用方針がない中で，基金によりどのような事業がどこまで行われるかは不透明である。前例にとらわれることなく，基金への財源支援を含め国が基金事業へ強く関っていくことが必要と思われる。

4　復興財政を，兵庫県に関する先行研究と基礎自治体の神戸市，奥尻町について見ると，いずれにおいても，復興事業財源の自治体負担などもあり，財政の悪化が見られる。よって，復興事業の採択を適切に行うことに加え，復興事業費の自治体負担の軽減の必要性が認識される。また，復興事業の多くが補助事業により行われる弊害も指摘されることから，使途制限のない一括交付金による国の財源支援が用意されるべきと思われる。

5　今回大震災の被災地自治体では，人口減少と高齢化が同時進行している市町村が多いこととともに，第一次産業とそれに関連する産業の就業者比率が高く地域の経済・産業のベースとなっていることが認識される。第一次産業の再生は地域再建の要であり，将来の地域維持の観点からも重要なテーマである。また，被災地自治体の多くは財政力が弱く，自主財源により財源を少なからず負担し復興事業を早期かつ十全に進めることは困難である。これらの地域特性を前提に，復興事業の推進を国が前面に立ち後押し，かつ可能な限り財政負担することが強く望まれる。

6　「東日本大震災復興基本法」が成立し，復興構想会議の提言（一次）も出された。それらを踏まえ策定される「復興基本方針」では復興工程と復興事業費の目安が示されるべきであり，必要・十分な復興事業財源の確保のために，「復興の提言」にもあるように，復興債償還を担保する増税等の論議を早急に行い，国民に道筋を示すべきと考える。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
　―災害大国という前提に立った被災者支援策の必要性―
1　災害関連法制の現状と今回大震災対応
　(1)　被災者への公的支援：憲法第25条第２項に基づく「生活保障論」が前提
　(2)　応急的救助では評価される変更対応も実施
　(3)　地域基盤再建へ国庫負担の大胆な引上げが重要
　(4)　住宅再建への公的支援拡充が必要
　(5)　小括
2　復興基金の貢献と課題・問題点
　(1)　基金の存在理由と貢献
　(2)　法的根拠の曖昧さと助成格差
　(3)　基金に対する国の財源措置と政策意思
　(4)　運用収益積み上げの困難増大
　(5)　小括
3　過去事例に見る被災地自治体財政への影響
　(1)　復興事業の自治体負担について
　(2)　阪神・淡路大震災における兵庫県の復興財政に関する先行研究
　(3)　被災地の基礎自治体－神戸市と奥尻町の復興財政の問題
　(4)　小括
4　今回大震災被災地の地域特性・状況と求められる復興対応
　(1)　多くの被災地自治体で人口減少と高齢化が同時進行
　(2)　一次産業就業者の割合高く，その再生が地域再建の要
　(3)　被災地自治体の弱い財政力
　(4)　小括
おわりに

はじめに
―災害大国という前提に立った被災者支援策の必要性―

平成22年版・防災白書（第２部第１章・１冒頭）の「我が国は，‥(中略)‥台風，豪雨，豪雪，洪水，土砂災害，地震，津波，火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。世界全体に占める日本の災害発生割合は，マグニチュード６以上の地震回数20.5％，活火山数7.0％，死者数0.3％，災害被害額11.9％など，世界の0.25％の国土面積に比して非常に高くなっている」（傍点筆者）という記述が示すように，日本は災害発災頻度が世界的に見ても極めて高い災害大国である。

過去10年ほどの「激甚災害指定」（以下法令等の名称は基本的に略称(注1)）を受けた案件数の推移からも，それは見てとれる（第１図）。激甚災害指定基準に漏れた小規模災害も多く，毎年数多くの災害がそれぞれの地域に重い被害を及ぼしていることが理解

第１図　激甚災害指定の件数推移

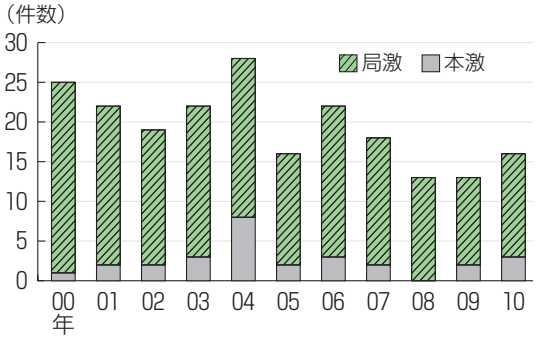

資料　内閣府「防災白書」，防災情報HPから筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

される。そして，３月11日の東日本大震災（以下，今回大震災）は，人命喪失（死亡・行方不明者2.07万人）や資本ストック減失の甚大性，被害地の広域性などにおいて，わが国近代以降で稀に見る自然災害（以下，災害）となった(注2)。

我々は災害に遭遇するリスクが高い国に暮らしており，遭遇した災害により生命や生活，地域の基盤を失う物心への打撃は極めて深刻である。同時に，日本は経済水準の高い国である。以上のような前提に立ち災害に備え，高い経済力を活かした被災者支援策を展開することが求められている。災害からの復興には「（被災者の前向きな）自助」や「（地域・コミュニティ等の）共（協）助」は勿論だが，今回大震災を機に被災者への「（国・ナショナルな）公助」＝復興への政策的支援が重要であるという認識を多くの人々が改めて強めたのではないか，と思われる。

今回大震災の復興に向け早期かつ精力的な復興政策の展開が望まれるが，どのような対応を取ることが，地域再生・生活再建のため（トータルかつ長期的な政策コスト，国民福祉向上などの点から）ベターな選択となりうるのか。現状の災害法制の考え方や問題点を踏まえ，過去20年ほどの間の災害復興事例を顧みるとともに，今回大震災の主な被災地の社会・産業構造や財政状況なども分析し，復興政策に果たすべき国の役割や課題を考えたい。また，それが，今後の大規模災害への示唆ともなりうると思われる。

（注１）「激甚災害法」に基づき政令により指定。被害が複数県にまたがり災害事案そのものを指定する「本激（激甚災害指定基準）」と一定地域に生じ市町村単位の指定を行う「局激（局地激甚災害指定基準）」があり，公共土木施設や農地・森林，農林水産業共同利用施設などの災害復旧事業，共同小型漁船の建造などに関しての国庫補助率のかさ嵩上げ（１～２割）措置，および災害復旧貸付の特例措置などが講じられる。

（注２）資本ストック被害推計では，内閣府の７道県で16～25兆円，日本政策投資銀行の岩手，宮城，福島，茨城の４県合計で16.4兆円（再調達ベース）という試算がある。

１　災害関連法制の現状と今回大震災対応

（1）　被災者への公的支援：憲法第25条第２項に基づく「生活保障論」が前提

被災者への公的支援に関する法律的な考え方を整理する。以下は，阿部泰隆(注3)氏，山崎栄一(注4)氏の一連の著述によるところが多い。

災害における被災者個人への公的支援については，「損失補償論」と「生活保障論」の考え方がある。

国のよる個人財産への補償的措置は，①国・公務員の違法・有過失があり損害を加えた場合の「賠償」（憲法第17条，および国家賠償法）と，②財産権の制限や公共目的への使用（憲法第29条第３項）の場合の「補償」以外に規定されていない。したがって，国が災害に伴う損失補償を行うことについて通説は否定的である。これに沿い，国は災害に伴う財産的損失の補償と見なされるような支援策を行わないという基本姿勢を取ってきた。

一方，生活保障論は，憲法第25条第２項

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の「生存権（社会権）」に基づくものである。(注5) 憲法第25条第２項についての解釈においては，通説である「抽象的権利説」から，法的権利性が承認される。すなわち，生存権に基づく生活保障に関連する法律が無い場合には国に立法義務があるとともに，関連する法律が存在する場合には，憲法第25条第２項が裁判での判断基準になり，当該法律の違法・無効を主張しうるとされる（ただし，「裁判の規範性」をどこまで認めるかについては反対意見も少なくない(注6)）。このような生存権（社会権）に基づく政策適用の考え方は，被災者への公的支援においても当てはまる。

被災者支援の政策を展開する場合，憲法第14条の「平等性の原理」が給付の基準・限界として意識すべき点となるが，その平等性は困っている程度，順番などに配慮した実質平等の観点であるとされる。よって，災害により困難に陥った被災者に配慮した公的支援は，実質平等の観点から憲法第14条の制約を受けないと考えられる。

以上から，被災者への公的支援策が国民への生活保障の考え方に立って展開されることは，法律論の前提として了解される。国が個人の財産形成への助成はできないという考え方が，必ずしも被災者の公的支援政策の障害にはならないのである。阪神・淡路大震災後，住宅再建の困難者が多く出る中，「被災者生活再建支援法」が98年に公布され被災者の生活支援が強化されたが，災害大国であるわが国においては国（政府と国会）の被災者支援の立法と政策推進の責務は重いと言えよう。今回の大震災を契機に，災害に伴う公的支援政策の充実に向けた制度設計，制度整備が改めて期待されるところである。

（注３）阿部泰隆（95），（00），（11）。また，同氏はHPで震災や原発事故について多くの提言を行っている。

（注４）山崎栄一（01），（04）

（注５）藤井樹也（02）。災害の被災者支援の政策は憲法が明確に要請ないし禁止していない政策課題の一つであり，そのような範疇の政策実現への法律学からのアプローチとして，憲法の理念・価値に基づき望ましい法律・政策を考察する「憲法政策論」と，目的と手段が妥当かという政策判断の観点から考察する「立法政策論」がある。立法政策論の立場からは，憲法政策論において予め政策的思考が憲法解釈論のなかに混入し規範的効力を弱めているとの指摘がなされ，解釈論と政策論を分離して立法手続等を考えるべきとの批判が提起される。ただし，立法政策論の立場においても憲法25条２項の規定は立法政策として望ましく，かつ政治的努力義務を定めている憲法規範に当たり，憲法上も望ましいという言明が成立するという見解が述べられている。

（注６）粕谷友介（03）「憲法（改訂）」ぎょうせい。憲法第25条第２項については，通説の「抽象的権利説」のほか，①政治的目標を課した宣言規定であるが，請求権等の裁判規範性は否定されると考える「プログラム規定説」，②憲法規定だけを根拠に実定法上の権利と同義であり裁判所に救済を求めることができるとする「具体的権利説」がある。具体的権利説に基づく訴訟の動きとして，事前予防・将来救済を求め多くの原告が関与し裁判外運動も行う「政策形成訴訟」が見られる。

(2)　応急的救助では評価される変更対応も実施

以上では被災者への公的支援政策の前提となる法律論の考え方を述べたが，次に災害復旧・復興政策の基礎をなす主な災害関連法制（第１表）について説明し，そのもとで行われている今回大震災への対応や課題を見ることとしたい。(注7)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　主な災害対策法制の概要

対象・目的	法律	主内容	適用条件等
基本法	災害対策基本法 （1961年公布）	基本法として，国，地方公共団体の防災対策に関する責務，防災組織，災害対策本部，防災計画のほか，諸自治体等の応急措置や諸規制と，財政措置を含む災害復旧の諸対応などについて規定	
応急的救助	災害救助法 （1947年公布）	避難所設置，炊き出し・飲用水供給，被服・寝具等の給・貸与，救護医療，生業に必要な資金・器具等の給与または貸与，災害からの救出・死体捜索，死体処理・埋葬，学用品支給，仮設住宅供与などを，知事が法定受託事務として実施。 ＊東日本大震災に伴い民間賃貸住宅，民間宿泊施設等を避難所として活用する旨，通知	施行令で定める一定規模の災害発生が発動要件
	廃棄物処理法 （1970年公布）	市町村の災害廃棄物の処理責任と国庫補助を規定（基本は半分が自治体負担） ＊東日本大震災では自治体負担の全額地方債発行を認め，元利金の100%を交付税措置。	
地域基盤再建	激甚災害法 （1962年公布） ＊公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ＊農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法 ＊公営住宅法 （1951年公布）	激甚災害指定の自治体の災害復旧事業への国庫負担嵩上げ，中小企業への保証特例等の財政特例措置を定める。 国庫が負担する災害復旧の基本的な対象，国庫負担（補助）率などを規定 住宅喪失した低所得者等へ補助率嵩上げ等や家賃低廉化により公営住宅の供給・利用を促進 なお，要綱事業として，「小規模住宅地区等改良事業」があり，不良住宅の買収除却，改良住宅（公営の長屋・共同住宅が原則）建設などの国の補助がある。	施行令による激甚災害指定が前提
	防災集団移転促進法 （1972年公布）	自然災害の発生地域または災害危険区域のうち，集団移転を行うに当たり国の財政特例措置（補助=3/4）を定める。	市町村が移転事業計画を策定し国交大臣等と協議
生活支援	被災者生活再建支援法 （1998年公布）	07年11月改正で経費方式・所得制限をやめ，住宅再建で最高300万円，大規模半壊の補修で同150万円を渡し切り方式で支給する形へ変更。 （財）都道府県会館が被災者生活再建支援法人として都道県からの拠出金と国からの補助金を管理し，支給手続事務を実施。	災害救助法の適用地域
	＊災害弔意金支給法 （1973年公布）	死亡者（限度500万円），障害者への見舞金（限度250万円）の支給，および災害救護資金の貸付。	施行令で定める一定規模の災害発生が発動要件
	災害減免法 （1947年公布）	住宅等の損害が時価の1/2以上で所得1,000万円以下の場合，所得税の減免措置。震災損失がある法人は2年間遡り繰戻し還付が可能，等規定。	

資料　筆者作成
（注）　法律名は略称である。

59年９月の伊勢湾台風を受け制定された「災害対策基本法」は国，地方公共団体（以下，自治体）等の防災対策に関する責務，防災組織，防災計画のほか，諸自治体等の応急措置や諸規制，財政措置を含む災害復旧の諸対応などについて，基本法としての規定を置いている。また，緊急措置として不足物資の譲渡等や価格に関する制限，金銭債務の支払延期について政令を制定することができるとする。

しかし，同法には災害復興の包括的な考え方・目標・目的や対応，方策は規定されていない。今回大震災のためにとどまらない「災害復興基本法」の必要性が主張される所以である。災害復旧・復興の事業は基本的に以下の個別法によって対応されるようになっている。「応急的救助」，「地域基盤再建」，「個人の生活支援」という目的に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

分けて災害関連法制を概観する。

応急的救助を目的に「災害救助法」があり，都道府県が実施主体となり支弁する。国が事業費の50/100～90/100を補助するほか，残りのいわゆる「補助裏」[注8]を「災害対策債」発行で賄う場合，その元利償還金の95％は交付税措置される。よって，災害救助法にかかる支出費用の被災地自治体の実質的負担は0.5％～2.5％となる。なお，復旧・復興事業における，国と自治体の財源負担の仕組みについては後で説明する。

同法第23条第１項には，応急仮設住宅を含む収容施設の供与，炊出しその他食品の給与及び飲料水の供給，被服や寝具その他生活必需品の給与又は貸与，医療及び助産，被災からの救出，被災住宅の応急修理，生業に必要な資金・器具又は資料の給与または貸与，学用品の給与，埋葬などの救助が掲げられている。

今回大震災では実施対応の遅さが指摘されているが，幾つかの救援措置の変更が見られた。福島原発事故も加わり，避難長期化が懸念されてきたが，避難所として民間賃貸住宅やホテル・旅館等民間宿泊施設を活用する旨の通知がなされたことは，実情に照らした柔軟な措置として評価される。また，新たに建築する仮設住宅にのみ応急住宅対策を求めることは，建設適地の問題などからの入居の遅れや仮設住宅の希望場所とのミスマッチ等に加え，仮設住宅のトータルコスト（建築＋維持＋撤去）の相対的な高さが従来から指摘されてきた。今回大震災に当たり，民間賃貸住宅借上げの弾力運用を認めたことは，従来の応急住宅対策からの転換といえる[注9]。さらに，恒久住宅対策として，公営住宅の新規建設・維持コストとの比較や利用者ニーズを斟酌しながら，被災地における民間賃貸住宅等の長期利用・家賃補助に踏み込むことも検討すべきだろう。

一方，農林水産業や零細商工業などの「生業に必要な資金，器具又は資料の給与または貸与」の規定が十分に活用されていないとの意見が従来からある。他の政策との整合性もあるが，「生業」従事者の二重債務対策の対応として活用の余地があると思われる。

災害廃棄物の処分は「廃棄物処理法」に基づき，一般廃棄物等と同様に市町村に処理責任が定められている。国の補助率は通常１／２であるが，今回大震災においては国が100％実質負担することとなったことは評価される[注10]。

（注７）渡部喜智（11a）

（注８）補助事業の総額のうち，国等の補助金を引いた残りを指す行政用語。また，補助裏の財源を地方債の起債で充当できる割合を補助裏・起債充当率という。

（注９）応急仮設住宅は建築基準法85条により２年３カ月が期限で１年延長可能。家賃は無料だが，光熱水道費は自己負担。補助単価は現在238.7万円だが，実際施工価格はこれを上回り，付設インフラ設備や仮設維持費用も必要。撤去にも100万円程度を要すると言われる。

応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借上げ入居者は11年６月末に３万７百戸となっている。公営住宅への入居を含めて賃貸住宅入居が進んでいることもあり，仮設住宅建設の各県必要戸数は３月時点の7.2万戸から６月末には5.1万戸程度へ縮小。

（注10）環境省HP「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」。６月28日現在の家屋等廃棄物の仮置き場搬入率は32％（福島原発周辺の５町を除く）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

だが，８月末には仮置き場搬入がほぼ完了する見通し。このほかに産業系廃棄物が加わり，最終処分までには数年を要するとの見方もあるが，早期撤去・仮置き場搬入が，冬の早い被災地での復旧・復興事業の加速に向けた第一歩となる。

また，遠藤真弘「東日本大震災後の災害物処理」(11）によれば，今回大震災の岩手・宮城・福島の沿岸部の災害廃棄物は約22.6百万トンと推計され政府の処理費用見込は6,800億円。ただし，各県推計はこれを上回り，１兆円程度に達する予想もある。

(3)　地域基盤再建へ国庫負担の大胆な引上げが重要

復旧・復興にかかる地域基盤再建に関する災害法制として「激甚災害法」があり，関連法とともに，国の補助等負担を高めた事業が行われる。従来から行われてきた農林水産業共同利用施設の補助特例や共同利用小型漁船の建造費補助などに加え，今回大震災の災害復旧の公共事業では新たな特例措置が行われることになった。

たとえば，津波による冠水で塩分が浸透した農地の除塩については，これまで国が農地を災害復旧する事業規定がなく，また除塩が事業対象でなかった。この事情を受け，必要な法改正も行い，国の補助率を９/10とする。

ただし，これにとどまらず，今後さらに補助対象の拡大と補助率の嵩上げ，出来うる限りの国庫の全額負担が，被災地自治体の財政悪化を引き起こさず，早期かつ必要な復旧・復興事業を行う上で求められる。また，生業のみならず地場産業支援の二重債務対策には，公的な「復興ファンド」による債権買取り・事業者向け債権の株式化等の金融的措置とともに，諸施設の長期リース・賃貸制度，共同化事業・共同施設への公的支援強化，税制優遇・利子助成の拡充の組み合わせなど知恵をしぼるべきだろう。

津波浸水地域の町づくりには，防災集団移転促進法がどのように適用されるかが，注目される。①住宅用地の取得造成，②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額：上限あり），③住宅団地の公共施設の整備，④移転促進区域内の農地等の買取（規則に則り買取単価を個別決定），⑤住宅団地内の共同作業所等，⑥移転者の住居の移転に対する補助，が事業内容である。国の補助率は通常３/４であるが，補助裏１/４の起債充当率は90％，そのうち80％が交付税措置され，起債非充当の10％の50％についても交付税措置される。よって，自治体のトータルの実質負担は５％強となる。

６月25日に出された復興会議の提言にも高台への集団移転が盛り込まれたが，水産従業者を中心とする職住の距離拡大の問題や，安全で活気ある町づくりの他の選択肢・コンセプトとの比較検討とともに，移転事業の自治体負担の問題が残る。どのような町づくりを行うとしても，事業費の一部でも自治体が負担するのは将来の財政悪化の懸念要因となる。さらに土地買取がどのように行われるかは不透明であり，新たな住宅建築には被災者の負担もある。宮城県が要望しているように，国の移転事業費の全額補助ないし全額国庫負担，および助成上限額の引上げも視野にいれた早急な議

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

論が[注11]，地域の早期復興と被災者の生活回復をはかる上で必要である。

（注11）国交省HP「防災集団移転促進事業」参照。また，「小規模住宅地等改良事業（要綱事業）」も集落移転事業で利用可能。なお津波浸水地域に対し，特例法（建築制限：最長11年11月）や市町村条例での災害危険地区指定によって建築制限をかけ町づくりの議論を進めたいという行政の動きがある一方，地域の中には早期営業再開を目指す動きもあり，町づくりの議論の時間的猶予は決して多くないと思われる。

（4） 住宅再建への公的支援拡充が必要

個人の生活再建に関する主な災害法制としては，「被災者生活再建支援法」と「災害弔慰金支給法」などがあげられるが，本稿では被災者生活再建支援法を中心に述べる。

被災者生活再建支援法は，阪神・淡路大震災に伴い大規模な住宅損壊が生じたにもかかわらず，住宅の建築や補修に対する公的支援が復興基金による利子助成等にとどまり，その後の生活再建への力不足が認識されたことを受け，運動の結果，98年に成立した。２度の改正を経て，現在は所得制限が無くなり「渡し切り」方式で，全壊の住宅再建で最高300万円，大規模半壊では同150万円を現金支給する形へ変更となった。

しかし，地震保険加入者であっても新たな住宅再建の負担は重いのが実情である。また，今回大震災では，義援金や復興（災害対策）基金の世帯当たり支給がどうしても薄くなるだろう。国内外から芳志が寄せられているが，全壊9.8万戸，半壊5.1万戸の住宅損壊規模は大きく，雲仙普賢岳や奥尻島の被災事例に比べると，相対的に小額になるのは避けられない。奥尻島と同水準の生活再建支援を行うための義援金規模は今回大震災では少なくとも1.5～２兆円程度が想定される。したがって，公営住宅整備と自己住宅再建への公的支援の財政コストの比較も考慮にいれながら，同法の前回改正時（07年11月）の附帯決議（４年後見直し）を踏まえ，今回大震災を機に支給額の引き上げを行うかを，早期かつ前向きに検討すべきである。ちなみに，民主党は野党であった前回の同法改正に当たり，全壊世帯に対して500万円，大規模半壊世帯は200万円，半壊世帯に対しても100万円を支給する支給限度額拡大提案を行っており，その主張を活かすべきだろう。なお，（財）都道府県会館が被災者生活再建支援法人として都道府県からの拠出金と国からの補助金を管理し，支給手続事務を実施しており，私法上の贈与の形と解されている。現行支給水準でも前述の全・半壊戸数を前提とすると最高3,700億円程度の資金が必要となり，同会館の基金額（21年度末：541億円）への大幅な拠出と補助金交付が必要になっている。

また，大規模地震への将来不安が高まった現在，「地震保険」制度の拡充・強化ないし，公的な全国版「地震共済」制度の創設[注12]の論議を，国民が広く地震等の災害に備えリスク回避ないし相互扶助する制度として，本格的に行う価値があろう。

（注12）兵庫県は05年９月から独自の住宅再建共済（フェニックス共済）制度を開始。住宅の規模・構造や老朽度に関係なく年５千円で600万円を定額給付する住宅所有者間の相互扶助制度。地震保険等との併用可だが，現状は地震保険料控除の対象にはならない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(5) 小括

被災者への公的支援策は憲法第25条第２項に基づく「生活保障論」により推進されうるものであり，災害大国であるわが国において，国（政府と国会）の被災者支援の立法政策の責務は重い。

今回大震災では対応の遅さが指摘されているが，避難所として民間宿泊施設の活用や仮設住宅としての民間賃貸住宅の利用を認めたことは評価される。地域基盤再建のための復旧工事，生業・地場産業の再生支援，町づくりなどの事業において，今後さらなる補助対象の拡大と補助率の嵩上げ，出来うる限りの国庫の全額負担が，早期かつ必要な復旧・復興事業を行う上で求められる。また，住宅再建支援では前回改正時の4年後見直しの附帯決議を踏まえ被災者生活支援法の支給額引上げが検討されるべきと思われる。

2　復興基金の貢献と課題・問題点

(1) 基金の存在理由と貢献

大規模・長期化災害後の復興支援のため，復興基金ないし災害対策基金（以下，基金という）が設置されてきた。被災者支援の基金設置の嚆矢は，長崎県が雲仙普賢岳の火山災害の際，91年９月に設立したものである(注13)。以後前例化することとなったが，その存在理由や被災者支援へのこれまでの貢献を主要な基金の事例を見ながら確認したうえで，基金の課題・問題点を考えることとする(注14)。

基金の形態については，「財団方式」，「条例方式」，「公益信託方式」の三つの方式が想定される（≪参考≫参照）。また，これまで設置された基金は，資金の拠出の仕方により，①義援金の一部からの拠出＝「義援金基金」と，②地方債等借入による拠出＝「運用収益型基金」に大別され，③その他（自治体）財源の利用型もある。①は事業進捗に伴う基金の取り崩しが基本である。②

≪参考≫ 復興基金ないし災害対策基金の方式等

1．災害の復旧・復興支援のための基金において「財団方式」が多く取られてきた。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき国または地方自治体により認可（同法施行前は民法第34条の民法上の公益法人について主務官庁により認可）され，税制上等の優遇を受けることができる。また，地方債発行などの予算措置を伴うことから地方財政法上，財団の法人設立については議会の議決も必要であるとされる。

2．「条例方式」による基金の設置は，奥尻町の例のほか，長岡市（新潟中越沖地震），奥州市（岩手・宮城内陸地震災害）など，市町での設置が多い。近時では口蹄疫被害対策において宮崎県が取り崩し型基金を設置（10年10月条例公布）している。地方自治法241条の規定に基づくものであり，自治体の条例制定については議会の議決を受ける。設置が比較的簡便であると言われる一方，自治体の予算への計上・議決など執行手続きが必要となる。

3．「公益信託方式」は，個別具体的・限定的な復興支援の目的・事業に用いる際に有用と思われ，利用も小規模なもののようである。逆に給付について行政的判断が求められる場合や対象・案件が多岐・多数にのぼる場合，給付等の事務効率性に問題が生じる可能性がある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は基金維持・運用収益活用が基本であり，この場合，基金の資金造成のため公的資金が入る形となり，実質的に被災者支援が公的に行われていると見られるのは当然だろう。

災害復興に当たり，基金が何故に必要とされているのだろうか。それは，個人への災害に伴う財産的損失補償は出来ないという，被災者支援についての行政（国）の考え方がある一方，支援強化を求める被災現場（自治体や被災者）からの根強い要請が常にあり，そのような中での政治と行政の調整の結果であった。

補助対象基準から外れた公共事業の補完，個人向け住宅再建支援や家賃助成の上乗せ，既存を含む借入金への利子補給・利息補助，商店街活性化や仮設共同店舗の助成，地場産業の設備復旧などへの支援や観光誘致策などが行われ，基金が役割を果たしてきた貢献は小さなものでなかったことがわかる（第２表）。

（注13）それ以前の災害対策の事前対応基金として84年の静岡県大規模地震災害対策基金などがある。また，雲仙岳災害対策基金の設立経緯は福崎博孝（05）参照。

（注14）阪神・淡路大震災の神戸復興誌（第８章第４節）は，民間支援基金として芸術文化，まちづくり，福祉・食事サービス，国際コミュニティづくりなど６例を掲出。民間の復興支援基金が，共助の具体化の一つとしてより現地の個別ニーズに沿い，公的基金では力不足の分野への支援を進めることが期待される。

（2） 法的根拠の曖昧さと助成格差

次に基金にかかる課題・問題点を検討する。

まず，基金の法的根拠が曖昧なことによる問題があげられる。≪参考≫において説明したように，基金の設立時等における行政手続きや運用収益型基金の資金造成のため発行された地方債支払利子の交付税措置などの関連法制の規定はある。しかし，基金自体の法的根拠は曖昧なまま推移(注15)してきた。

これに関して，日本弁護士連合会は94年に，国による「恒久」的基本基金と個別災害ごと県等自治体による「地方」基金の設置の提言を出している(注16)。基金設置の行政手続きや予算措置などの作業をその都度行う労力と時間的ロスの低減のため，基金設置法の制定などにより法的根拠を明確にし，かつ財源を事前に積み上げておく恒常的基金を置くことは有用であると思われる。また，基金が法的根拠を持たないことにより基金の統一的な適用方針も存在しない。そのため，柔軟・弾力的，個別災害の支援ニーズに即した対応とは次元が異なる，災害によって給付格差が発生するという結果的な「不平等」も生じている。その最たる例が阪神・淡路大震災と言えるだろう(注17)。

阪神・淡路大震災では住宅再建の支援が重要な支援課題だったが，全壊・全焼住家11.1万棟，半壊・半焼14.4万棟に及ぶ大規模な住宅被災ということもあり，基金による支援は薄くならざるを得なかった。基金による個人の住宅再建の支援は，購入・建設にかかる借入金の利子補給や既存住宅ローン償還支援（利息補助）に限られた。たとえば，利子補給の最高補給額（所得制限：年収1,431万円，対象融資限度額1,140万円，当

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　主な復興・災害対策基金の規模と対象

名称	発災(年･月)	設置期間(年･月)	設置者	基金資産内容	事業数･事業費など	主な事業内容
雲仙岳災害対策基金 *このほか,㈶島原市義援金基金(44億円),㈶深江町災害対策基金(26億円)を設置	90.11	91.9 〜 02.9	長崎県 (財団方式)	91-96年度 570億円 (基本財産:30億円,運用資産:540億円) このほか,義援金基金60億円あり 96-01年度 1,030億円 (基本資産:30億円,運用資産:1,000億円)	事業費 274.6億円 *右内容は市町基金からの助成も含む	住宅再建(基金から最高550万円,義援金から450万円の合計1,000万円)と大規模改修(最高350万円で改修費の1/2)の支援,家財購入助成150万円,移転費用助成 家賃補助(限度4万円),食事供与事業世帯へ生活雑費3万円支給 農協等による営農対策支援 様々な借入金の利子補給,利子助成
奥尻町南西沖地震災害復興基金 *同地震では,そのほかの被災4町村も基金設置	93.7	93.12 〜 05.3	奥尻町 (条例方式)	132.6億円 (義援金のうち,見舞金配布後の残余で設立)	73項目 事業費 140億円	基金からは住宅取得700万円,仮設住宅転出費用30万円,家具家財購入助成150万円,このほか解体･基礎上げ助成あり また,義援金･見舞金から死者等へ400万円,住宅全壊へ400万円支給 漁船･漁具の購入助成･利子補給,水産業共同利用施設整備助成,営農施設再建助成などの復興支援 公共用地･分譲用地取得事業　等
阪神淡路大震災復興基金	95.1	95.4 〜 継続中	兵庫県 (財団方式)	基金資産:9,000億円 (兵庫県6,000億円,神戸市3,000億円)	113項目 事業費 3,607億円 (09年度まで)	住宅融資の利子補給,住宅債務償還助成 賃貸住宅･家賃低減助成 低額所得者･高齢者の住宅全壊世帯への支援(現金支給) 中小企業等借入金･利子補給
中越大震災復興基金	04.10	05.3 〜 継続中 (10年)	新潟県 (財団方式)	3,050億円 (基本財産:50億円,運用資産:3,000億円)	延べ134項目 事業費 計画600億円 (10年度までの事業費580億円)	災害復旧事業対象外の農地復旧(手作り田直し事業)への補助 災害復旧事業の農家負担への補助 農業災害対策資金等借入の利子補給
能登半島地震復興基金	07.3	07.8 〜 継続中 (支援期間:10年)	石川県 (財団方式)	500.3億円 (基本財産:0.3億円,運用資産:500億円)	計画34億円	災害復旧事業対象外の農地復旧(緊急手づくり復旧事業)への補助 耐震･県材利用の住宅建設･補修への助成,賃貸家賃助成 地域コミュニティ･文化財復旧事業
能登半島地震被災中小企業復興支援基金	07.3	07.8 〜 継続中 (支援期間:10年)	石川県 (財団方式)	運用資産300億円 (県から無利子借入,うち8割は県が(独)中小企業基盤整備機構から無利子借入)	計画22億円	精漆工場など共同施設復旧への助成 中小企業の設備復旧への助成や利息等補助 商店街仮設店舗への助成
中越沖地震復興基金(一般会計)	07.10	07.10 〜 継続中 (5年)	新潟県 (財団方式)	二つ合わせて県出資の基本財産:30億円,運用資産:1,200億円	計画94億円 (うち,寄付金4億円)	住宅融資の利子補給,住宅債務償還助成 賃貸･公営住宅家賃への助成 耐雪･県材の家づくりへの助成 農業災害対策資金等借入の利子補給
中越沖地震被災中小企業復興支援基金	07.10	07.11 〜 継続中 (5年)	新潟県 (財団方式)	運用資産400億円 (県から無利子借入,うち8割は県が(独)中小企業基盤整備機構から無利子借入)	計画30億円	中小企業の設備復旧への助成や利息等補助 商店街仮設店舗への助成 観光復興キャンペーンへの助成
口蹄疫復興対策運用型ファンド	11.3	11.3 〜 (5年)	宮崎県 (財団方式)	基本資産:0.1億円,運用資産1,000億円	計画30億円	計画中(11年度後半から事業開始) このほか,口蹄疫復興対策として宮崎県産業支援財団･中小企業応援ファンド,口蹄疫復興対策基金などを設置

資料　各震災･災害記録誌,基金HP,総務省･各県からの聞き取り等を基に筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

初５年間：2.5％以内，６～10年間：１％以内）を試算すると，10年累計で200万円に届かない。このほかに義援金による給付も見舞金10万円，持家修繕・民間賃貸助成30万円にとどまった。一方，先行した雲仙普賢岳の火山災害や北海道南西沖地震に伴う住宅再建支援では失った資産に比べれば十分ではなかったものの，義援金，基金を合わせた給付が1,200万円以上行われた。また，新潟県中越地震では自治体で相違はあるものの，義援金による300万円を超える給付（全壊：310～380万円）が行われた。ただし，基金からは住宅再建の借入にかかる利子補給制度などはあったものの現金給付はなかった。このように，災害の規模や時期によって支援格差がかなり大きいのが実情である。なお，阪神・淡路大震災は被災者生活再建支援法（98年公布）が成立する前だったが，衆参両院の災害対策特別委員会の附帯決議に基づき，同震災被災者にも同法（当時）と同様の支援措置が講じられ，支援格差は実質的に縮小した。

（注15）阿部泰隆（99）
（注16）日本弁護士連合会（94）
（注17）青田（11）

（3） 基金に対する国の財源措置と政策意思

二番目は，運用収益型基金に対する国の財源措置の問題である。前述のように国が被災に伴う財産的損失補償は出来ないという行政（国）の考え方・論理が運用収益型基金の財源支援に関しても適用され，自治体の負担が生じている（第３表）。

嚆矢となった雲仙岳災害対策基金では，資金造成のための地方債発行を受け地方交付税法の附則第６条が新設され，地方債の償還利子のすべての95％が交付税措置された。

しかし，阪神・淡路大震災復興基金では交付税措置の算定基礎対象を「絞り込む規定」が地方交付税法・附則第６条に付け加えられた[(注18)]。これについて，林（07）は，「当初の起債６千億円のうち利子補てんの対象とされたのは５千億円分で，残りの１千億円分は個人へ直接助成する事業を目的としているとして，地方交付税の対象から除外された。言い換えれば，国は①復興基金が個人へ直接助成することは認めながら，②個人助成のための起債分は地方交付税による95％の利子補てんを行わないことで，私有財産形成に資する助成は行わないとする原則を貫いた」と述べる。すなわち，基金の資金造成のため発行された地方債の利子支払額で交付税措置の対象となるのは，全体利子支払額の５／６へ変更され，そのうちの95％を算入措置するとされた。これにより国による実質的財源支援は５／６×95％＝８割弱へ変わった。そして，トータルでは阪神・淡路大震災復興基金に係る地方債の償還利子の約25％が自治体の負担となったと試算される。

それ以後設置された基金の資金造成のため発行された地方債の償還利子においても，国の財源支援は限定的に実施されている。近時においては国が行う償還利子への交付税措置は全体の利子支払額の５／６を対象

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　主な運用収益型基金の運用金利と国からの支援の推移

運用収益基金名	運用資産（億円）	運用期間（年･月）	運用金利（%）	交付税措置等の国の支援
雲仙岳災害対策基金	540 { 280 260 1,000	91.3～96年度 92.4～96 96～01	6.3 5.0 3.0	償還利子の95%
阪神淡路大震災復興基金	当初5,800	95.6～05.6	4.5	償還利子の5/6の95%
		05.6～05.12		償還利子額の1/2の95%
	追加3,000	97.3～02.3	3.0	償還利子の2/3の95%
		02.3～06.3		償還利子額の1/2の95%
	合計8,800	-	-	国の交付税措置は全体で約75%
中越大震災復興基金	3,000	05.3～継続中	10年間　2.0	償還利子の5/6の95%
能登半島地震復興基金	500	07.8～(5年)	5年間　1.5	償還利子の5/6の80%
能登半島地震被災中小企業復興支援基金	300	05.3～(5年)	5年間　1.5	国が8割を負担（県が(独)中小企業基盤整備機構から無利子借入）
中越沖地震復興基金	1,200	07.10～(5年)	1.5	償還利子の5/6の80%
中越沖地震被災中小企業復興支援基金	400	07.11～(5年)	1.5	国が8割を負担（県が(独)中小企業基盤整備機構から無利子借入）
口蹄疫復興対策運用型ファンド	1.000	11.3～(5年)	0.6	償還利子の5/6の80%

資料　各震災･災害記録誌，基金HP，総務省･各県からの聞き取り等を基に筆者作成
（注）　雲仙岳災害対策基金の当初分と中小企業基盤整備機構からの無利子貸付方式以外は，「指名債権譲渡方式」により金融機関等の負担無く運用金利差を確保できるようにしている。

に，同算入率は80％とすることが多い。よって，国の財源負担は５/６×80％＝２/３で，残りの１/３は自治体（県）負担となっている。

このように自治体が財源負担するということは，金額の多寡の問題だけでない。国が災害に伴う被災者支援をどのように行なうかという政策意思の表れと捉えるべきだろう。また，財団法人という私法上の組織を媒介にしておこなう贈与，ないしは要綱にもとづく政策推進のため給付という形で基金から支援が行われることもあり，国が災害に伴う財産的補償を行っていると法律的には解釈されないようになっていると言われるが，公的資金が投入されていることにより公的（政策的）支援が行われたものと通常は見なされるだろう。だとすれば，基金を個別災害ニーズに即し被災者支援を実施する重要なツールとして活用するべく，前述の基金の法的根拠や位置付け，および適用方針を明確にし，国による基金への財源措置も基本的に引き上げるべきと思われる。

（注18） 地方交付税法・附則第６条に「復興事業を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため・（中略）・許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額」の傍点部分規定が加わり，必ずしも償還利子額全額が交付税の算定基礎対象とならなくなった。

（4）　運用収益積み上げの困難増大

三番目は，金利低下により基金の運用収益が期待できにくい環境になっていることである（第３表）。運用収益を発生させる「運用（地方債）金利」－「県等からの借入

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

金利（＝通常ゼロ）」＝金利差は，雲仙岳災害対策基金では前期当初拠出分（91年３月）が6.3％の高さであり，後期でも3.0％を確保できた。また，阪神・淡路大震災復興基金では当初分が4.5％，追加拠出分が3.0％であった。しかし，07年に相次いで起こった能登半島地震や新潟県中越沖地震を機に同年に設立された基金の運用金利は1.5％（運用期間：５年）へ低下し，さらに11年３月に宮崎県が設立した口蹄疫復興財団の運用金利は0.6％（運用期間：５年）となっている。運用収益の積み上げが相対的に小さいものとなることに伴い，事業の規模・内容も制約を余儀なくされる部分も懸念される。

基金の運用金利は，国債およびそれに連動する地方債の金利に応じて決まってきたが，現状の長期債相場（11年６月末の新発10年国債利回り：1.2％割れ）となっている超低金利の現状は，予定されている今回大震災の復興基金の資金運用を厳しいものとするだろう。仮に運用期間10年で運用金利を1.2％として，５兆円の運用資産でも年間収益は600億円にとどまる。10年間で累計6,000億円の運用収益で，現行の災害法制上直接的に公的支出できないという被災者支援の分野の補完を今回大震災で果たしてどこまで出来るか，懸念されるところである。

(5)　小括

今回大震災においても現行災害法制で出来ない被災者支援のすき間を埋めるため，基金の活用が予想される。しかし，超低金利のもと従来の運用手法で基金収益を積み上げる困難は増している。また，基金の法的根拠が曖昧で統一的適用方針がない中で，基金によりどのような事業がどこまで行われるかは不透明である。前例にとらわれることなく，基金への財源支援を含め国が基金事業にも強く関っていくことが必要と思われる。

3　過去事例に見る被災地自治体財政への影響

(1)　復興事業の自治体負担について

災害後の復旧・復興事業の採択など復興計画の検討・評価と，事業実施のための財源負担・調達，および復興事業がおおむね終了し通常財政へ移行した後への影響など，被災自治体の財政事案を「復興財政」問題と称する。すなわち，災害後には様々な復興事業など財政需要が生じるが，どのような資金（財源）により，どのような事業を，どのような負担によって行うか，は異なってくる。その差異は，復興事業の規模・内容等の十全性に関係するとともに，被災自治体の財政へ影響を与え，復興後の自治体運営への制約・障害となることが懸念される。(注19)

以下では，補助を受ける復興事業を念頭に，被災地自治体の負担発生の仕組みを概説する（第２図）。事業費総額100で，国からの補助金40＝事業費総額の4割が交付される事業を例とする。事業費総額―補助金＝60のいわゆる「補助裏」の資金が別途必要となるが，所管省庁が最大２/３を地

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2図　補助事業の財源構成（イメージ例示）

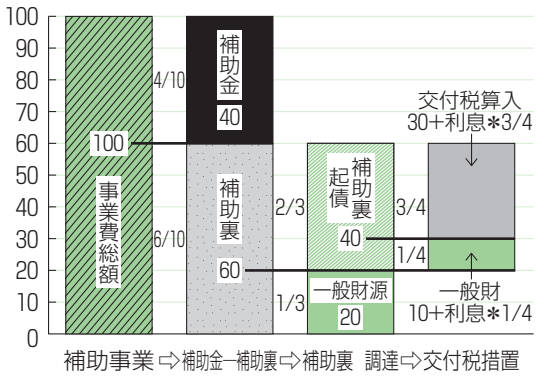

資料　筆者作成

方債発行で調達することを認め，かつ地方債・元利金償還の３／４＝75％の交付税措置を決定しているとする。

これに従い，自治体は補助裏のうち60×２／３＝40を起債し，残り20を「一般財源」(注20)から充てると想定する。そして，後年度に発生する地方債の元利金償還の３／４は交付税により資金が交付されるものの，残りは一般財源から支出する形を求められる。以上のように，本例では事業費100のうち，20+10とその利息分が自治体の負担となる。

補助事業では補助率，補助裏・起債充当率や起債・元利金償還の地方交付税措置の算入率の組み合わせにより，自治体の最終的な負担は変わってくるが，いずれにせよ，100％補助ないし補助裏の起債・償還元利金の100％が交付税措置の事業で無い限り，自治体の財源負担が存在するという構図となる。

これにより，地方税等の税収が小さく自主財源が乏しい＝「財政力の弱い」自治体においては，単独事業は勿論のこと，補助事業の採択が地方債残高を増大させるとともに，後年度の財源の使途を制約し，財政支出の自由度・柔軟性を低下させる可能性がある。それは復興事業においても同じである。したがって，国と被災地自治体の間で，復興事業費の負担をどのようにするか，復興事業計画の入口での論議が重要な課題となる。財政力の弱い自治体では，復興事業を必要性・十全性の観点からでなく，財源確保や財政健全性の見地から取捨・選択することも懸念される。すなわち，そもそも財政力が弱い自治体では単独事業を多く採択できる余地は極めて小さいし，自己財源の一定負担を前提とする補助事業の採択にも限界が生じる。また，逆に復興のあるべき目標・計画に基づき，自治体が負担の決して軽くない事業を多く採択したことにより，将来の財政悪化をもたらし財政緊縮による行政サービス低下をきたす可能性も大きい。

以上の構図を踏まえ考えると，復興事業の必要性・適時性の論議・検証が適切に行われることが不可欠であり，前提となる。その上で決まった事業が十全な事業内容で行われるためには，災害規模や被災地自治体の財政力などを勘案し，既存の補助率や地方交付税算入率にとらわれない国の財源支援が望まれる。

（注19）自治体自らの行政責任と政策判断のもとで行う「単独事業」を除けば，自治体が行う多くの事業は国庫支出金（または県支出金）を受け行われる。国庫支出金は，主として①生活保護費や義務教育費などにかかる「負担金」，②年金事務や国政選挙などの「委託費」，③公共事業や産業振興などにかかる「補助金」のほか，電源立地交付金，交通安全対策特別交付金などの交付金があり，いずれも法令等に基づき国と自治

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

体との経費負担配分が決められている。また，後年度の地方交付税による（補填）措置が実施される。

（注20）地方税，地方譲与税，地方特例交付金等および地方交付税と利子割交付金，自動車取得税交付金等の交付金などの合計額で，基本的に使途の制限がない歳入費目である。

（2） 阪神・淡路大震災における兵庫県の復興財政に関する先行研究

3．(1) を踏まえ，被災地自治体の復興財政を具体的に見ることとしたい。

阪神・淡路大震災において，兵庫県は踏襲する前例が極めて少ない中，精力的な復旧・復興対応を進めた(注21)。時間が経過した後の論評では批判されるところもあるが，当時の災害関連法令のもとでそれを上回る国の支援を得るべく，兵庫県は補助対象の拡大，補助率の嵩上げや地方交付税の算入引上げ等，国と難しい折衝を行ったと言えよう。

兵庫県の復興財政の分析については，復旧から復興に移行する時期のものとして馬場（97），復興が進んだ後のものとして，安田・内河・永松（00），赤井・永松（03）などがある。

馬場（97）は，災害復旧事業での補助対象事業と交付税措置の拡大，単独事業の交付税措置引上げなど国の対応を評価しつつも，①被災地自治体に基本的な決定権は少なく，②単独事業では交付税措置後もかなりの自治体負担があること，③長期復興計画の内容・意義付けの問題，④復興過程移行後の事業において通常公共事業の補助率での執行を求める国と兵庫県等の考え方の乖離などを指摘した。

復興事業の分析では，どこまでが本当の復旧・復興事業であるか，予算・決算上明確としたものではないことなどから，把握の困難性が伴う。これについて，安田・内河・永松（00）は96～00年度の５カ年の復興関連事業は2.74兆円で，震災前93年度の歳出総額の約1.57倍となったと試算した。また，その財源調達で同県が行ったものは地方債発行で1.27兆円，一般財源その他財源が0.78兆円としている。地方債発行においては補助裏・起債が認められ後年地方交付税への算入措置が決められていたものも多いが，県の負担は少なからず存在し，同県は一般財源その他財源により復興関連事業費の３割弱（28％）を負担したこと，一方，補助金等の国庫支出金は震災直後の応急救援が主だった94年度こそ６割を占めるが，７～10年度は２割前後にとどまったことを指摘した。

また，赤井・永松（03）は前述の安田・内河・永松（00）を踏まえ，①兵庫県による復興財源負担の重さ―国の財政補助や交付税等復興財源の不十分性と，②補助金，補助裏起債の交付税措置など特定財源への依存とそれによる復興事業の選択・事業量の歪みの問題を指摘した。そこから，①については，災害に伴い発生する直接，間接のコスト負担のリスク回避機能を発揮するため，特別交付税の運用改善（配分の弾力運用），②については，公営住宅などの過剰供給の一方，生活支援面での過小供給の両面の可能性があり，使途制限のない交付

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

金を復興財源として増やすことを提起した。

（注21）阪神・淡路大震災記念協会（05）

（3） 被災地の基礎自治体-神戸市と奥尻町の復興財政の問題

以上の先行研究を踏まえ，基礎自治体の復興財政問題について，阪神・淡路大震災における神戸市と，北海道南西沖地震における奥尻町を検討する。

神戸市は阪神・淡路大震災では兵庫県とともに復興事業に中核的に参画するとともに政令指定都市としての財政的権能を有することから独自の復興政策を展開した。同市の復興政策の詳細には触れないが，被災により歳出は急増する一方，市税収入は減少した（第４表）。報告書[(注22)]によれば，兵庫県と共同設立した復興基金への拠出分（0.30兆円：国が市債元利金を全額交付税措置）を除く94～98年度までの直接的な復興関連事業費は1.86兆円で，その財源は国庫・県支出金が合計0.82兆円，市債発行が0.69兆円，その他特定財源が0.19兆円，一般財源が0.15兆円という内容であった。国庫・県支出金が44％を占めるが，市債発行のなかで交付税措置されたのは約40％ということであり，交付税措置されない部分（0.69×６割≒0.41兆円）と一般財源（0.19兆円）の合計は約0.60兆円と試算される。このように復興関連事業費の約１／３（0.60÷1.86）が，神戸市の財源負担となったと推計される。国による手厚い措置が取られたのは確かであるが，それでも前述の神戸市の財源負担は震災前93年度の「標準財政規模[(注23)]」（3,427億円）の1.75倍に相当するものであり，震災により市経済が打撃を受け市税収入等が落ち込んだもとで，重い負担であったと言えよう。

また，神戸市の震災後の長期財政状況を，一般財源に占める義務的・固定的経費の比率である経常収支率と，公債費の負担比率―起債制限比率[(注24)]および05年度からは実質公債費比率―の推移から考える（第３図）。結論を先に述べれば，震災から15年余りを経過し，同市の財政状況を震災の影響だけ区分して論ずることは難しくなっているが，以下の財政指標数値を見れば，復興したと言われる同市においても復興財政の影響

第4表　神戸市の震災復興後の財政推移

（単位　億円）

	93年度	94（発災）	95	96	97	98	99
歳出総額	9,689	9,472	17,619	14,726	10,894	9,871	9,835
93年度との差	-	△217	7,930	5,037	1,205	182	146
（復興関連事業費）	-	749	9,557	6,240	2,958	2,067	不詳
地方交付税	440	603	682	1,107	1,032	985	1,140
93年度との差	-	162	241	666	592	545	700
普通交付税	421	452	525	968	892	811	960
特別交付税	20	151	157	139	140	175	181
（特別交付税比率：%）	4.4	25.0	23.0	12.5	13.5	17.7	15.9
国庫支出金	1,220	1,215	3,864	3,317	2,055	1,609	1,434
地方債発行額	1,340	1,394	6,518	3,835	1,507	1,220	1,159
標準財政規模	3,427	3,482	3,606	3,663	3,873	3,994	3,996
地方(市)税収入	2,951	2,741	2,433	2,761	2,929	2,891	2,863
93年度との差	-	△210	△518	△191	△22	△60	△88

資料　日経NeedsFQ（地方財政），神戸復興誌などから筆者作成
（注）　復興関連事業は一般会計，特別・企業会計の合計。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3図　神戸市の公債費(負担)比率と経常収支率の推移

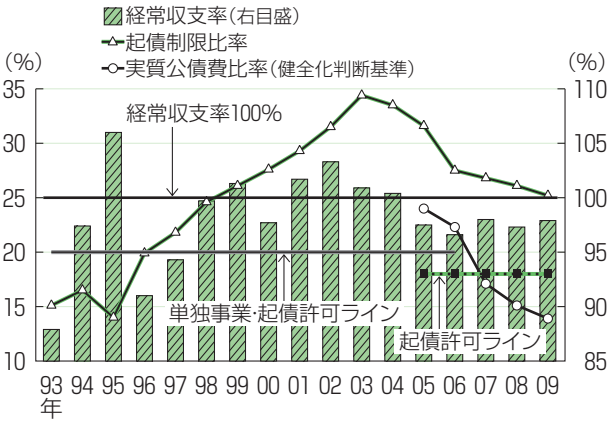

資料　日経NeedsFQ(地方財政)から筆者作成

が引き続き残り，圧迫要因になったことは確かだろう。

経常収支率は95年度に100％を上回った後，一旦は100％を下回ったものの，2000年代前半は100％を超えて推移し，近年も97～98％と高止まり状態にある。政令指定都市のなかでは平均（09年度：96.5％）よりやや上という水準だが，全国市平均（同91.3％）と比較すればかなり高い。それに対し投資的経費は抑制されており政策的財政支出が制約される状態にあることを示している。また，公債費の負担の重さを示す財政指標の一つである起債制限比率は，97年度以降，当時単独事業等の起債制限がかかる20％を上回る状態が続き，財政の硬直度は極めて高かった。同様に「財政健全化基準」上の実質公債費比率も05年度には24％と高かった。07年度以降の低下は同比率算出方法の改正の影響が大きいが，地方債償還の進行などにより同比率は低下傾向を見せている。

とはいえ，09年度の同市の公営事業会計含む全地方債残高は標準財政規模の5.8倍で全国市平均の3.6倍を大きく上回り，市の背負う借金が依然重いことを物語る。

次に奥尻町の財政状況についてである。北海道立寒地住宅都市研究所の調査(注25)によれば，93年７月の北海道南西沖地震の発災により同町の人的被害は死亡・行方不明者198名・重傷50名，住宅被害は全壊437棟など，水産被害は漁船の沈没流出・破損591件，漁具938件などで被害総額は664.2億円にのぼった。復旧・復興総事業費は国，県，町合わせて768.8億円で，当町所管総事業費は262.9億円。そのうち，国・県の補助金が合計57.1億円（総事業費に占める割合：21.8％，以下同じ），町債発行が39.6億円（15.1％），その他が26.8億円（10.2％）で，復興基金が131.8億円（50.1％）で過半を占めた。その一方，一般会計の財源負担は7.6億円（2.7％）にとどまったとされる（第５表）。

財政力指数が0.2を下回るなど（被災前の92年度：0.11）財政力が弱い同町の復興政策において，義援金が特に生活再建支援に果たした役割は大きい。しかし，補助裏起債の非充当分や起債元利金償還の交付税措置されない部分の町負担は決して軽いものでなかった。また，単純復旧ではない復興

第5表　奥尻町の復旧・復興事業の財源内訳

（単位　億円，％）

	計	国補助	道補助	起債	その他	一般会計	復興基金
町所管総事業費	262.9	51.7	5.4	39.6	26.8	7.6	131.8
割合	100.0	19.7	2.1	15.1	10.2	2.9	50.1

資料　北海道立寒地住宅都市研究所「都市の災害復興計画に関する研究」から筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

事業では同町の単独事業もあり，その実質負担も大きかったと思われる。

このため，被災前の92年度に，39.7億円だった地方債残高は増加をたどり，発災から３年目の95年度には79.5億円と80億円に迫り，98年度には94.2億円に達した。標準財政規模と比較すれば，92年に1.57倍だった地方債残高は，95年度には3.35倍へ，さらに98年度には3.56倍の高さとなった。復興基金の資金投入があったとはいえ，復興財政はその後の町財政への圧迫要因となったと言えよう（第４図）。

このため，公債費の負担比率も高く推移した。健全化判断基準上の実質公債費比率は06年度には起債許可団体となる24.7％となった。同町は財政再建計画をかかげ，公営事業を含む歳出削減に取り組んだこと（05～09年度で歳出は46.1億円から37.8億円へ２割近く減少），および地方債の償還が進んだこともあり，同比率は09年度には17.2％へ低下し，地方債残高の標準財政規模に対する比率も2.88倍まで低下した。

第4図　奥尻町の公共事業費と地方債残高の推移

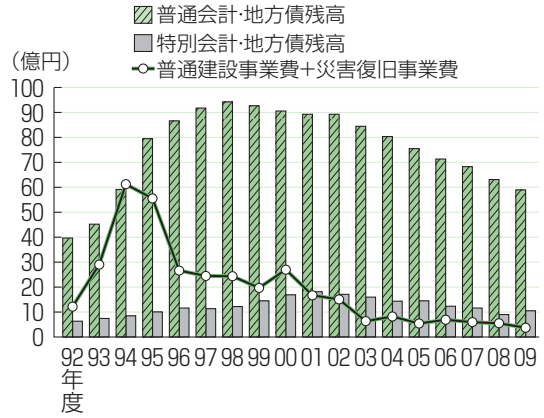

資料　日経NeedsFQ（地方財政），奥尻町HP財政資料から筆者作成

（注22） 神戸市震災復興本部（00）「神戸復興誌」第15章。また，事業支出の区分では復興対策0.85兆円（46%），災害復旧0.83兆円（45%），生活支援0.17兆円（９%）であり，公的施設整備という公共事業，ハード面が主となるものであった。

（注23） 標準財政規模：地方自治体が通常経常的に収入されるであろう「一般財源」を示す指標の一つ。算式は，標準財政規模＝（基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金）×100÷75＋各種譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税。これに対し，国庫補助金や地方債などは特定財源という。

（注24）「実質公債費比率」：自治体本体と公営事業，事務組合等の負担する借入金全体の元金・利息返済額（財政上「公債費」という）が，その（標準）財政規模に占める割合。起債制限率も基本的には同じく借金返済の重さを表す。起債制限比率と実質公債比率では，後者の方が低いのは，比率算出上，分子の元利償還金からの控除項目が多い傾向があるため。なお，07年度に，実質公債費比率の算出において，分子の元利償還金からの控除項目に都市計画税が加えられたことで，それ以前と比べ比率が低く算出されるようになった。

（注25） 北海道立寒地住宅都市研究所（98）

（4）　小括

復興財政を，兵庫県に関する先行研究と基礎自治体である神戸市，奥尻町について見ると，いずれにおいても，復興事業の財源の自治体負担などもあり，財政の悪化が見られる。よって，復興事業の採択を必要性・優先度の観点から適切に行うとともに，復興事業費の自治体負担をさらに軽減する措置が求められる。また，復興事業の多くが補助事業により行われる弊害も指摘されることから，使途制限のない一括交付金による国の財源支援が用意されるべきと思われる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4　今回大震災被災地の地域特性・状況と求められる復興対応

(1)　多くの被災地自治体で人口減少と高齢化が同時進行

今回大震災に伴う被災と福島原発事故による損害に対し，「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が適用される県域は，青森，岩手，宮城，福島の東北４県，茨城，栃木，千葉の関東３県に加え，３月12日に震度６超の強い地震に見舞われた新潟県と長野県が含まれる。同法のもとで財政支援が講じられる「特定被災地方公共団体」の市町村数は，148にのぼる。茨城と千葉の両県の太平洋，東京湾の沿岸部でも，強震，津波による被害に加え，地盤液状化などの被害が重なり，東北４県と同じような大きな被害を受けた人々は少なくない。また，福島原発事故は福島県をはじめ，広範囲にわたり風評被害を含め大きな経済的損害，人権侵害を惹起しており，補償，賠償を早期かつ十全に実行する必要があるが，本稿では東北４県の沿岸部と原発の警戒区域・計画的避難区域となった福島県の市町村の全部で45市町村（以下，被災地市町村ないし被災地自治体という）を対象に，人口や就業の構造，自治体財政などの地域の特性・状況を概観し，それを踏まえ，求められる復興対応を考えたい。

前述の東北４県の被災地45市町村のなかでは，政令指定都市である仙台市が最大の人口を有し100万人を超えるが，人口30万人以上の「中核市」はいわき市一つ，人口20万人以上の「特例市」も八戸市のみという人口規模であり，ここに地方における広域災害という性格が表れている。以上の３市のほか，石巻市以下の16市，27町村を対象に，過去20年間の人口変化と，65歳以上人口比率によって示される高齢化の状況を見ることとしたい（第５図）。

被災地の中には，表面的には人口増加の地域も少なくない。その結果，高齢化が抑制されているところもある。大都市機能の拡充により広域から人口を吸収した仙台市は例外といえるだろうが，そのほかにもベッドタウン開発などに伴う人口流入，原発や防衛施設等の立地による経済効果などにより人口が増えているところがある。人口増加の市町村では，65歳以上人口比率が10年の全国平均（23.1％）と比べても，低いところが多い。ただし，必ずしも地域の産業活性化の結果と言えない面もあり，近年は人口減少に転じたところも散見される。

その一方，多くの市町村で過去20年に人口が大幅減少してきた。45市町村中，過去20年間の人口減少率が△10％を超すところが24市町村あり，△20％を超すところも８市町村存在する。大幅な人口減少の結果，65歳以上人口比率が３割を超す市町村が16ある。県別では岩手県の被災地市町村における人口減少率が押し並べて大きく，かつ65歳以上人口比率が高いことがわかる。宮城県では仙台市のベッドタウン化により周

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5図　主な被災地市町村の人口変化と高齢化の動向

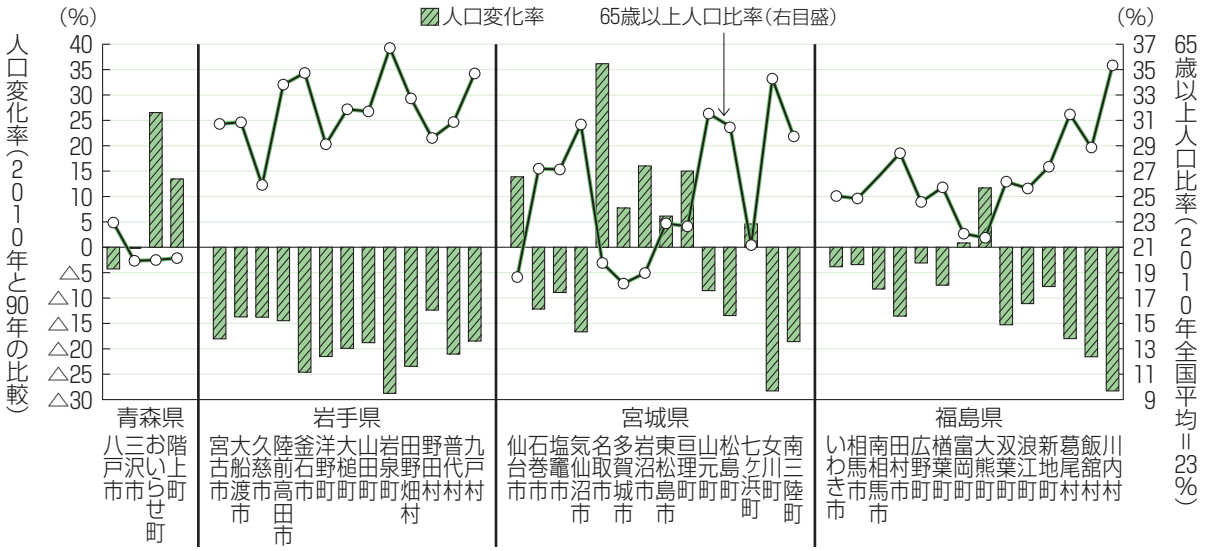

資料　総務省「国勢調査」,「人口推計」から筆者作成

辺市町では人口増加が見られ，高齢化も抑えられているが，同県北・三陸沿岸地区の人口減少率は高く，高齢化も進行している。福島県ではこれまで工場立地や原発関連雇用により人口面でも好影響を受けていたところがある半面，阿武隈山系の町村での人口減少と高齢化の程度は高い。

対象市町村における人口変化率と65歳以上人口比率との（逆）相関係数は－0.88と高く，多くの市町村で人口減少と高齢化が同時進行している実情がある。

(2)　一次産業就業者の割合高く，その再生が地域再建の要

つぎに，就業構造面から被災地市町村の産業の状況を見ることとする。

国勢調査（10年，一部は05年）によれば，前に述べた仙台市などの大きな市やベッドタウン化が進んだところ，および原発周辺地域などを除けば，被災市町村の多くにおいて農林漁業など一次産業の就業者比率が高いことが分かる。第一次産業就業者の全国平均（10年：4.2％）に対し，対象市町村平均は4.9％であり，10％以上のところが45市町村中19，８％以上では28にのぼる。農林漁業が地域の経済・産業のベースにあり，その再生こそが地域の生活再建の要（かなめ）であり，将来にわたる地域維持の必要条件であることを認識しておくべきだろう（第６図）。

また，前述の個人ベースの調査である国勢調査とは異なるが，事業所ベースの「経済センサス基礎調査（2009年）」によれば，農漁業との関係が深い食料品等製造業の従業者比率が青森から宮城にかけての沿岸市町村で高いことも特長だろう。地場産業として，漁業と，水産加工などの食料品等製造業が強い相互依存の関係のもとで成り立っている姿が浮かび上がる（第７図）。ここから漁業と水産加工，およびそれらを支え

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6図　主な被災地市町村の一次産業従事者比率

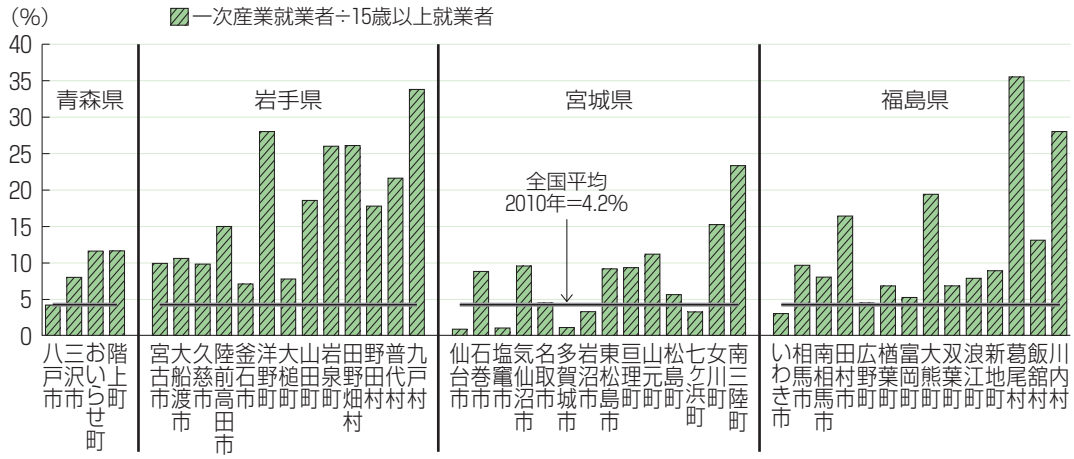

資料　総務省HP「国勢調査」から筆者作成
（注）　岩手，宮城，福島3県は10年，青森は05年の国勢調査データ。

第7図　主な被災地市町村の食料品等製造業の従業者比率

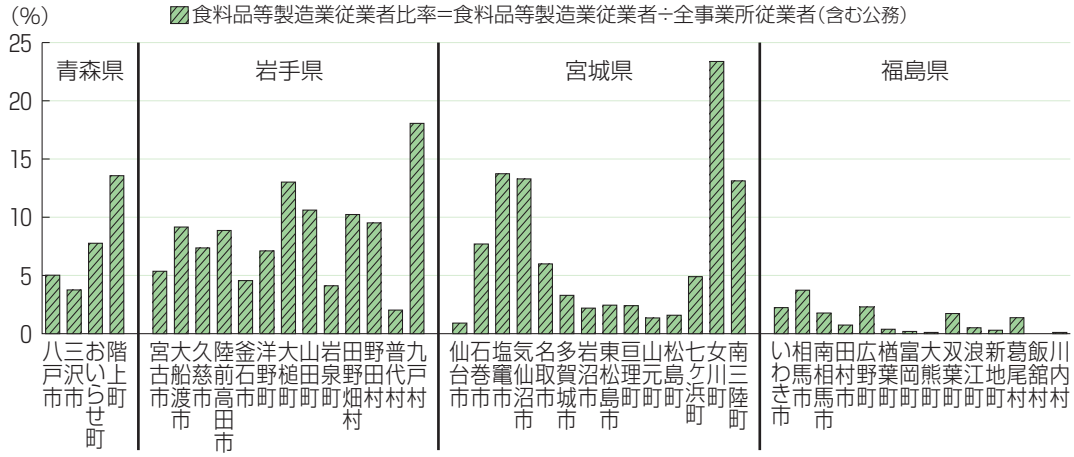

資料　総務省HP「経済センサス基礎調査(2009)特別集計」から筆者作成

る周辺産業の一体的復興への支援策が地域再生に重要であることが理解される。

(3)　被災地自治体の弱い財政力

被災地自治体が復興事業を推進するうえで，財源負担を行えるだけの財政基盤を持っているのか，幾つかの財政指標から確認することとしたい（第８図）。

まず，対象45市町村で「地方財政健全化法」に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上であるのは，福島県双葉町のみ（実質公債費率が該当）である。同町には原発が立地するが，その財政悪化への経緯については多くのルポルタージュがある(注26)。本稿では触れないが，長期的な自治体の財政収入と行政サービスのあり方を考える貴重な事例といえる。

次に被災地自治体の財政力の強弱を，基準財政収入（自主財源）÷基準財政需要（標準的行政サービスを行った場合の財政支出）＝

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第8図　被災地自治体の財政状況（09年度）

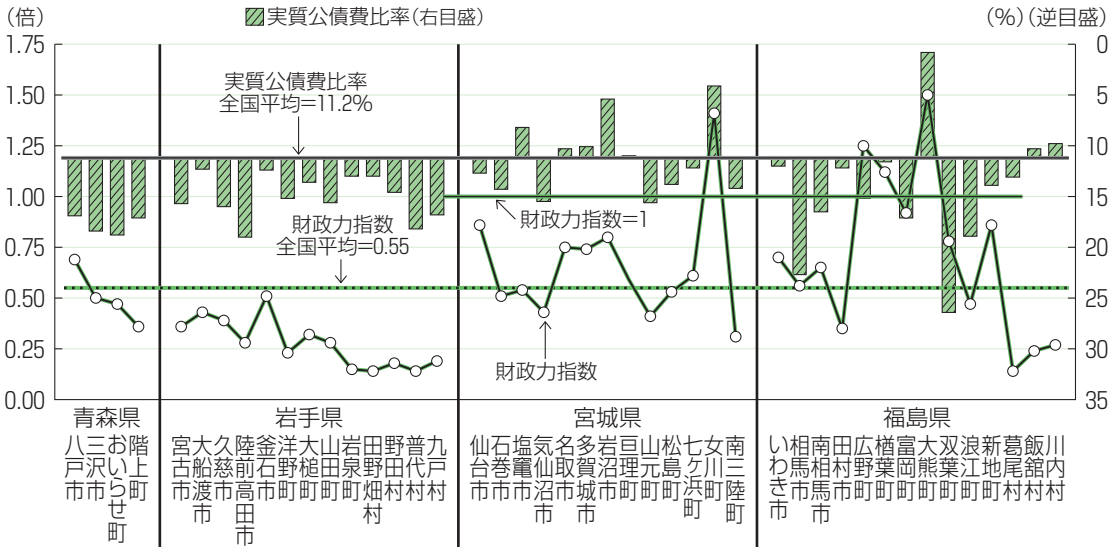

資料　日経NEEDS（総務省「市町村決算状況調」）データから筆者作成

「財政力指数（09年度）[注27]」から見ると，震災前においては原子力発電所や大規模火力発電所が立地する宮城県の女川町，福島県の大熊町，楢葉町，広野町が1を超えており，財政力の強さを示している。このほかでは福島県の新地町や富岡町も同様に財政力指数が高く，「電源三法」交付金や発電所等の固定資産税，および発電所関連企業の事業所税がこれらの自治体の財政を支えていたことがうかがわれる。

このほかの自治体では東北の中心都市として多くの事業所が立地する仙台市の財政力指数が高い（0.86）が，被災地自治体の財政力指数は全国平均（09年度：0.55）と比べても低いところが多い。自主財源が乏しく，地方交付税に財源の多くを依存している現状がある。

これに対し，自治体の財政規模に対する借入金の元利金返済額の割合を示す実質公債費比率は逆に全国平均（11.2%）を上回っているところが多い。前述の原発立地の自治体を除けば，前述のように財政力指数が低く，人口減少が進み行政効率が下がる一方，高齢者向け行政サービスが増大している多くの被災地自治体の状況からすれば，地方債等の借金に依存することは至極当然という見方もできる。近年，財政改善を進め実質公債費比率も低減している自治体も散見されるが，地方債発行に当たり総務省の許可が必要される実質公債費比率18%（09年度）を超した自治体も前述の双葉町を含め7市町村ある。

ただし，実際の歳出総額を，自治体が標準的な状態で経常的に見込まれる収入である「標準財政規模」と比べた割合は，多くの被災地自治体において全国平均と比較して決して高いとは言えない。全国市町村の09年度の歳出総額÷標準財政規模の単純平均は，1.66（加重平均では1.72）であるが，被災地自治体の単純平均は1.64，前述の双葉

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6表　4県の財政状況等

（単位　%）

	財政力指数（倍）	実質公債費比率	65歳以上人口比率	一次産業就業者比率
	09年度		10	05
青森	0.33	17.8	25.4	14.0
岩手	0.31	14.1	26.9	13.7
宮城	0.54	15.0	22.3	6.2
福島	0.46	13.9	24.6	9.2
全国平均	0.52	13.0	23.0	4.8

資料　総務省「財政状況調」,「人口推計」,「国勢調査」から筆者作成

町（同町の数値：2.28）を除けば同1.62にとどまる。双葉町を別とすれば，財政力が弱いなりの抑制された財政運営を行ってきた自治体が多いことが認識されるべきである。

復興事業の実施においては，県による市町村自治体への財政支援も必要である。４県の財政状況等（第６表）を見ると，財政力指数は宮城県が全国都道府県平均（0.52，東京を含まないと0.50）とほぼ同水準だが，他３県はそれを下回り，青森，岩手の両県では0.3台前半の低水準である。自主財源が乏しい県の状況から判断し，４県が市町村に対し独自の財源支援することは現実的には難しいと言えよう。

（注26）葉上太郎（2011a），（2011b）など。

（注27）「財政力指数」の算出：「基準財政収入」（自治体の自主的財源で地方税収等の「標準的税収」に75%を掛けたものと地方譲与税の合計からなる。）÷「基準財政需要」（標準的行政サービスを行った場合の財政支出であり，国が定めた人口，面積や単位費用等に基づき算出される。），過去3カ年の平均数字として算出

（4）　小括

今回大震災の被災地では，人口減少と高齢化が同時進行している市町村が多いこととともに，第一次産業とその関連産業の就業者比率が高く地域の経済・産業のベースとなっていることが認識される。一方，自主財源の豊かさを示す財政力指数は一部自治体を除けば，押し並べて低い。

これらを踏まえれば，第一次産業の再生は地域再建の要というべきであり，将来の地域維持の観点からも重要なテーマである。また，被災地自治体の多くは財政力が弱く，自主財源により財源を少なからず負担し復興事業を早期かつ十全に進めることは困難であり，国が可能な限り財政負担することが強く望まれる。

おわりに

６月20日に「東日本大震災復興基本法」が成立し，ようやく復興態勢が整った。自民党案を受入れ，①復興庁の早期設置と役割・機能の明記，②復興国債発行とその償還の道筋（財源）の明確化，および復興事業の国からの資金の流れの透明性確保，③復興特区制度の整備の規定などが加わり，法の内容も拡充された。また，６月25日には，復興構想会議から「復興の提言」（一次）が出された。

これらを踏まえ早期に策定される予定の「復興基本方針」では，復興の到達点についての認識の共有，具体化がはかられ，中長期的な復興工程と復興事業の内容・費用の目安(注28)が示されるべきである。また，被災地復興，被災者支援を必要・十分に行う事業財源の確保のため，「復興の提言」にもあるように復興債償還を担保する増税等の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

論議を早急に行い，結論を出すべきと考える。加えて，増税により確保された財源を，今後も起こりうる大規模災害に備えた被災者支援の恒久的財源として活用することは検討課題だろう。

また，復旧・復興事業の多くは既存個別災害法制のもとで実施されることになるが，人口減少と高齢化の進む被災地の基礎自治体（市町村）の財政力の弱さ，農林漁業をベースとする産業構造を踏まえ，必要・十分な復興事業の確保と出来る限りの財源措置が講じられることを望みたい。

なお，原発事故により損害を被った広域の被害者に対しては震災復興とは別に補償・賠償をすることに加え，生活・産業の救済・支援が必要である。特に福島県に対する措置には，特区的な制度改正を含め特別の長期的財政支援が不可欠である。

（注28）新聞報道等によれば，詳細不明ながら，復興策規模は23兆円という。

<参考文献>

・青田良介（2011）「復興基金・義援金に関するアンケート調査項目から」『関西学院大学・被災者支援に関する都道府県・政令市意向調査結果に関する報告』
・阿部泰隆（1995）「大震災の法と政策」日本評論社
・阿部泰隆（1999）「大震災対策における（憲）法解釈と法政策」『公法研究号』61号
・阿部泰隆（2011）「大震災・原発危機：緊急提案」『法律時報』83巻５号
・遠藤真弘（2011）「東日本大震災後の災害物処理」『国会図書館・調査と情報』第719号
・粕谷友介（2003）「憲法（改訂）」ぎょうせい
・神戸市震災復興本部（2000）「神戸復興誌」
・日本弁護士連合会（1994）「長期化大規模災害対策法等の立法措置を求める決議」
・葉上太郎（2011a）「原発頼みは一炊の夢か」『世界』１月号
・葉上太郎（2011b）「潤い，最後に落とされた福島県双葉町の原発難民」『中央公論』５月号
・馬場義久（1997）「震災復興と財政」大浜啓吉編『都市復興の法と財政』勁草書房
・林敏彦（2007）「阪神・淡路大震災復興基金とわが国立法府の役割」（財）ひょうご大震災記念21世紀研究機構・安全安心社会研究所ワーキングペーパー。
・阪神・淡路大震災記念協会（2005）「翔べフェニックス　創造的復興への群像」
・藤井樹也（2002）「憲法解釈と公共政策」『大阪大学・国際公共政策研究』10号
・福崎博孝（2005）『自然災害の被災者救済とわが国の法制度』予防時報第220号
・山崎栄一（2001）「被災者支援の憲法政策」『神戸大学・六甲台論集』48巻１号
・　〃　（2004）「自治体と被災者支援法制」『地域防災研究論文集』第１巻
・北海道立寒地住宅都市研究所（1998）「都市の災害復興計画に関する研究－北海道南西沖地震を事例とした住宅復興政策に関する調査研究－」
・渡部喜智（2011）「災害関連法制の現状と課題」農林中金総合研究所HP

（内容は2011年７月22日現在）

（わたなべ　のぶとも）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題

専任研究員　出村雅晴

〔要　　旨〕

1　被災地域の広さや人的被害の大きさとともに，農林水産関係被害額の大きさも今回の東日本大震災の特徴である。今回の被害額は現時点で判明した分で１兆９千億円を超え，阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の９百億円，新潟中越地震の１千３百億円強と比較しても圧倒的に大きい。水産業関係被害の状況は，漁船1,537億円（21,506隻），漁港施設7,231億円（319港），養殖施設・養殖物1,293億円，市場・加工施設等共同利用施設603億円の合計10,664億円となっており，農林水産関係被害額の55%を占める。

2　被害は数多くの都道府県で発生したが，青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県での被害が特に大きい。これら５県の沖合には三陸漁場など好漁場が広がっていることから有力な漁業産地が形成されており，漁業生産においては金額ベースで全国シェア15%，漁獲量ベースで同20%，水産加工業でも事業所数で14%，従業者数で17%，製造品出荷額で18%を占めるなど，わが国水産物の生産や加工面への影響は大きい。

3　岩手，宮城，福島３県では復興計画案の策定を急いでいるが，具体的な内容が明らかになった復興計画案をみる限り，岩手，宮城両県における地域の復興や漁業の再生を目指す方向は大きく異なる。岩手県が，漁港ごとに，漁協を核とした漁業・養殖業の構築を目指すとしているのに対し，宮城県は，水産業集積地域や漁業拠点の集約を進め，さらに水産特区による新しい経営形態の導入などを提案するなど，まさに対極をなす内容である。

4　両県の水産業事情の違いを背景にしたものであろうが，宮城県の復興計画案は，コミュニティの再建と地域経済の再生が復興の柱と考える筆者の目には，あまりにも経済が優先され，コミュニティの視点に欠けるように思われてならない。地域住民の生産活動や生活の安全確保に配慮し，恵まれた地域資源を有効に活用するという当該地域の属性に対応した，多様な漁港整備，漁業振興が望ましい。今後の地域づくりなど復興計画の基本となる部分については，漁業者など地域住民の意向も聞きながら，具体的な展望が描き出されることに期待したい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　水産業関係被害の状況
（1）　漁船被害の状況
（2）　漁港施設の被害状況
（3）　養殖施設・養殖物の被害状況
（4）　加工施設の被害状況
2　被災地水産業の概況と位置づけ
（1）　漁業生産
（2）　水産加工業
3　主要被災地における復興をめぐる動向
（1）　岩手県
（2）　宮城県
（3）　福島県
4　水産業復興に向けた課題
（1）　第１次補正予算の内容と課題
（2）　漁業再開に向けた課題
（3）　流通・水産加工業再開に向けた課題
おわりに―地域づくりと漁業―

はじめに

マグニチュード9.0の国内最大級の東北地方太平洋沖地震に起因する今回の東日本大震災は，宮城県栗原市の震度７をはじめ，宮城，福島，茨木，栃木など広い範囲で震度６強を観測したが，過去の宮城県沖地震（1978年），阪神・淡路大震災（1995），新潟中越地震（2004）との決定的な違いは，津波被害の大きさである。気象庁が現地調査を踏まえて発表した東北地方太平洋沖地震によって引き起こされた津波の高さ（推定）は，大船渡（岩手県）11.8m，釜石（岩手県）9.3m，相馬（福島県）8.9m，久慈港（岩手県）8.6m，石巻市鮎川（宮城県）7.7mなどとなっている（2011.4.5発表）。さらに，東京大学地震研究所が宮古市田老の小堀内漁港で行った現地調査では37.9mに達したとの報道もあり，圧倒的な高さの津波が太平洋沿岸域を襲ったことが明らかになっている。

地震の揺れによる被害よりも津波による被害が大きかったことから被災地域は沿岸域に集中し，こうした地域に展開する漁業など水産業関係にも大きな被害が発生した。まだ多数の行方不明者がいるなど被害の全容は明らかになっていないが，主要被災県を中心に「宮城県震災復興会議」，「岩手県東日本大震災津波復興委員会」，「福島県復興ビジョン検討委員会」などが設置され，復興に向けた検討も進んでいる。これらも含め，現時点で発表された内容をもとに，今後の漁業・水産業の復興に向けた課題等を整理する。

1　水産業関係被害の状況

被災地域の広さや人的被害の大きさとともに，農林水産関係被害額の大きさも今回の東日本大震災の特徴である。今回の被害額は現時点で判明した分で１兆９千億円を超え，阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の９百億円，新潟中越地震の１千３百億円強と比較しても圧倒的な大きさとなっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

水産業関係被害の状況については，水産庁が各都道府県報告数値を取りまとめて農林水産省のホームページで公表しているが，漁船1,537億円（21,506隻），漁港施設7,231億円（319港），養殖施設・養殖物1,293億円，市場・加工施設等共同利用施設603億円の合計10,664億円となっており，農林水産関係被害額の55％を占める（2011.6.9　17時現在）。また，現時点では一部の県などで報告のないウニやアワビなどの種苗施設も壊滅的な被害と伝えられている(注1)。サケのふ化施設も含め，こうした施設は直接被害以上に今後の漁業への影響が大きい。

（注１）11.5.21付河北新報「ウニ・アワビ漁危機　岩手の種苗施設が壊滅状態」

（1）　漁船被害の状況

漁船については，北は北海道から南は鹿児島県に至るまで，わが国の太平洋岸を中心に幅広い範囲で被害が発生した。水産庁の取りまとめ結果によれば，被害のあった都道府県は数多いが，北海道，青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県の被害が大きい。とりわけ，岩手県，宮城県，福島県の３県に関しては漁船隻数の大半が被害を受けるなど，壊滅的な状況となっている。被害漁船の漁船隻数に対する割合は，宮城県87％，福島県71％と非常に高い割合であり，岩手県の場合も報告のあった６市町村（釜石市，大船渡市，久慈市，普代村，野田村，洋野町）の被害漁船数だけで43％に達している（第１表）。漁船は，漁船漁業にとっては当然のことであるが，各種の養殖漁業や採貝・採藻漁業にとっても基礎的な生産手段と位置づけられるものであるだけに，当該地域における漁業への影響は計り知れないものがある。漁船の被害額に関しては，各都道府県からの報告数値根拠が「再取得価額」，「簿価」，「保険価額相当」などさまざまであり，必ずしも同一基準に基づくものでないことには留意する必要がある。

漁船保険中央会の発表数字は，保険価額に基づく「支払予想額」であり，各漁船保険組合の調査に基づいて算定されている。被災した漁船に係る借入金等が残っていなければ，修理や再取得にあたっての自己資金部分に充当されるものと思われる。

水産庁「平成21年度漁船保険概況表（2010年３月末現在）」によれば，09年の隻数加入率(注2)は62.8％，付保率(注3)は93.6％である。隻数加入率に関しては，無動力船（3.7％）や０～４トン階層の動力漁船（62.0％）で低いこともあって前記の加入率となっているものの，それ以外の漁船階層では74.3％（200～499トン）～90.1％（20～49トン）と概ね８割を超える加入状況である。また，付保率の高さは，おおむね全部保険となっていることを示すものとみられるが，船齢の高さ(注4)から保険価額が再取得価格を相当程度下回ることが推定される。

漁船保険の保険価額は，水産庁の「評価標準」を基礎に算定される。標準価額は船質別のトン数単価を乗じて算定され，さらに経過年数に対応する時価現有率（残存価額の割合）を乗ずることによって算出される。木造船で15年以上，鋼船で25年以上の漁船の場合，時価現有率は20％となってい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　漁船の被害状況

（単位　隻，百万円，％）

	水産庁まとめ（2011.6.9　17:00現在）			漁船保険中央会（4/14発表）	漁船隻数B	漁船保険加入隻数C	被害割合	
	被災漁船数（県からの報告）A		被害報告額	被害予想額			対漁船隻数（A/B）	対保険加入隻数（A/C）
北海道（根釧，日振勝，道南）	786	5t以下 657 5t超 129	8,718	4,335		16,294		4.8
青森県	620	5t以下 526 5t超 94	11,295	2,793	10,555	6,984	5.9	8.9
岩手県	壊滅的被害（6市町村からの報告では現在のところ6,254）	… …	15,842	19,500	14,546	10,521	(43.0)	(59.4)
宮城県	壊滅的被害（宮城県の報告では，登録漁船数13,570のうち12,023が被災）	5t以下 11,425 5t超 598	112,900	18,340	13,773	9,688	87.3	124.1
福島県	873	5t以下 712 5t超 161	調査中	5,047	1,223	1,063	71.4	82.1
茨城県	488	5t以下 460 5t超 28	4,363	1,569	1,158	1,212	42.1	40.3
千葉県	335	335	488	687	7,471	5,638	4.5	5.9
全国計	21,506		153,749	53,998				

資料　農林水産省HP「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」，『漁船統計表』（平成21年12月31日現在）』，『平成21年度漁船保険概況表（平成22年3月末現在）』から筆者作成

（注）1　岩手県の被害割合は，報告のあった6市町村分だけの被災漁船数を分子に算出。
2　漁船隻数Bは，漁船法による登録漁船（1t以上）と各都道府県報告に基づく登録義務のない1t未満漁船の合計。ただし，淡水漁業に関するものを除く。

る。したがって，船齢の現状から考えれば，仮に標準価額が再取得価格と同等であっても，支給される保険金は再取得価格の２割程度となる。さらに漁具特約を付けた保険件数が460件に過ぎないことなども考え合わせると，仮に満額の保険金支給があったとしても，実際の操業再開に向けた漁業者の資金負担は大きいものがある。

（注２）隻数加入率＝漁船保険引受隻数／在籍漁船隻数×100

（注３）付保率＝保険金額／保険価額×100

（注４）保険加入漁船の船齢構成は，15年以上が79%（15～20年17.5%，20～25年20.6%，25～30年23.0%，30年以上20.1%）を占める（水産庁『平成21年度漁船保険統計表』）。

(2)　漁港施設の被害状況

漁港に被害があったのは７道県319港，被害総額は7,231億円である。特に被害が大きかったのは岩手県（全111港のうち108港で被害），宮城県（全142港で被害），福島県（全10港で被害），茨城県（全24港中16港で被害）の４県で，この４県の合計被害額は7,156億円と漁港関係被害額の99％を占める。

漁港施設は，基礎的な生産手段である漁船の係留場所としてばかりでなく，漁協等が運営する産地市場などの水揚げ施設や製氷・冷蔵施設あるいは加工施設などが立地する，いわば水産物流通や加工業の起点となる基礎的なインフラであり，水産業の復興に不可欠なものである。漁港施設の復旧

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

には，航路，係留地，岸壁や周辺道路等の瓦礫撤去のほか，船揚場などの関連施設の復旧も含まれる。今回の震災では，リアス式の三陸海岸を襲った津波が高い水位で上陸して建物等を破壊し，強い引き波でそれらを海に運んで行ったことから，航路や係留地などの瓦礫撤去が必要な漁港もそれだけ多い。岸壁や臨港道路などの地盤沈下が伝えられる漁港地域も多く，この場合には岸壁の補修や沈下地盤のかさ上げ工事なども必要となる。

被災漁港には，全国の漁船も利用する特定第３種漁港（八戸，気仙沼，石巻，塩釜）や第３種漁港（釜石，大船渡，女川など）も多く含まれ，それだけ早期復旧が急がれる(注5)。水産庁の発表によれば，５月末現在で応急工事に着工した漁港数は132，着工準備中が86港となっている。このうち被害の大きかった４県に関しては，それぞれ112，81となっており，まだ手つかずの漁港も多い。

（注５）わが国の漁港数は2,914（2011.４.１現在）であるが，漁港漁場整備法（第５条）に基づき次の種類に分類されている。

漁港の区分

漁港の区分	説明	漁港数
第一種漁港	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	2,205
第二種漁港	その利用範囲が第一種漁港よりも広く，第三種漁港に属しないもの	496
第三種漁港	その利用範囲が全国的なもの	101
第四種漁港	離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	99
特定第三種漁港	第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの	13

資料　水産庁HP「漁港一覧」から筆者作成

（3）　養殖施設・養殖物の被害状況

海面養殖業に関しては，施設被害730億円，養殖物被害563億円（計1,293億円）の被害が報告されている。現時点で北海道，岩手，宮城，三重，高知の５道県で大きな被害が水産庁あて報告されているが，養殖物被害額と生産額（2008年）との対比では岩手79％，宮城143％の両県が抜きんでて高く，それだけ壊滅的な被害を受けたということがわかる（第２表）。

岩手県の養殖漁業は，ワカメやコンブなどの海藻類とカキやホタテなどの貝類養殖が主体であるが，とりわけ海藻類の占める割合が高く，養殖生産額のうち60％を占める。一方宮城県の場合は，ノリ，ワカメなどの海藻類の占める割合は27％程度に過ぎず，カキやホタテなどの貝類40％のほか，ギンザケ25％，ホヤ５％といった特徴ある品目が養殖されている(注6)。換言すれば，岩手県の場合は養殖期間が１年の海藻類が多く，一方宮城県の場合は，カキ・ホタテなどの貝類やホヤなど，養殖期間が複数年にわたる品目の割合が高い。こうした点などが，生産額対比での養殖物被害額の大きさに反映している。

また，被害額以上に全国への影響が大きいとして新聞紙上で大きく取り上げられたのが，宮城県のカキの養殖種苗生産である。全国のカキの養殖種苗生産額は595百万円であるが，このうち宮城県が457百万円（シェア77％）を占め，広島県132百万円（同22％）とともに北海道から九州にまで広がるカキ養殖産地への種苗供給を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　養殖関係の被害状況

（単位　百万円，%）

県名	被害を受けた養殖種類	養殖関係被害額合計			生産額(B)	A/B
			施設	養殖物(A)		
北海道	ホタテ，カキ，ウニ，コンブ，ワカメ等	15,127	9,356	5,771	33,769	17.1
青森県	コンブ，ホタテ	43	38	5	9,858	0.1
岩手県	ホタテ，カキ，コンブ，ワカメ等	24,200	13,200	11,000	13,906	79.1
宮城県	ギンザケ，ホタテ，カキ，ホヤ，コンブ，ワカメ，ノリ類等	81,889	48,700	33,189	23,101	143.7
福島県	ノリ類	調査中	調査中	調査中	×	…
千葉県	ノリ類	調査中	調査中	調査中	4,984	…
神奈川県	ワカメ等	33	12	21	503	4.2
三重県	マダイ，クロマグロ，カキ，ノリ類，真珠等	3,614	1,259	2,355	16,994	13.9
和歌山県	マダイ，クロマグロ等	916	82	834	5,063	16.5
徳島県	カンパチ，ハマチ，シマアジ，ワカメ等	519	17	502	5,832	8.6
高知県	カンパチ，マダイ，ノリ類等	2,580	203	2,377	13,847	17.2
大分県	マダイ，ハマチ，シマアジ，ヒラメ	260	85	175	15,922	1.1
宮崎県	ハマチ，アジ，オオニベ等	6	0	6	9,560	0.1
沖縄県	モズク	34	4	30	5,837	0.5
計		129,222	72,956	56,266		

資料　農林水産省HP「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」(2011.6.9　17時現在)，農林水産省『平成20年漁業･養殖業生産統計年報』から筆者作成
（注）　表中の×は数値が未公表のもの。

担ってきた。種カキは天然種苗に依存しており，ホタテガイなどに幼生（ようせい）を付着させる方法で採苗しているが，そのためには親カキの一定の養殖密度や幼生が滞留・集積する海域等いくつか必要な条件があり，代替産地の確保はそれほど容易なものではないようである。一時壊滅に近いと伝えられた種カキの残存も確認され，養成も再開されているが，生産の安定までにはまだ数年かかるものと見られている。

（注６）資料とした農林水産省『平成20年漁業・養殖業生産統計年報』では，宮城県のギンザケ養殖生産額等一部未公表のものがあるため，推計して算出。

（4）　加工施設の被害状況

水産加工施設の被害状況に関しては，従来水産庁HPでは被災加工場数の発表にとどまっていたが，６月15日以降被害額もあわせて掲載されるようになった。北海道から千葉県までの太平洋側を調査対象としたものであるが，被害のあった加工場は全壊536，半壊106，浸水135であり，被害額は1,597億円となっている（第３表）。加工施設についても，とくに岩手県，宮城県で被害が大きく，加工場数に対する被害加工場数の割合がそれぞれ８割を超え，しかも大半が全壊という状況である。浸水被害が大きい青森県，全・半壊などの被害が中心の福島県や茨城県などでも被災率が高い。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　水産加工施設被害状況（7道県の太平洋側）

（単位　百万円，%）

	加工場数A（漁業センサス）	主な被災状況	被災加工場数B	被災率（B/A）	被害額
北海道	570	一部地域で被害 半壊4, 浸水27	31	5.4	100
青森県	119	八戸地区で被害 全壊4, 半壊14, 浸水39	57	47.9	3,564
岩手県	178	大半が施設流出･損壊 全壊128, 半壊16	144	80.9	39,195
宮城県	439	半数以上が壊滅的被害 全壊323, 半壊17, 浸水38	378	86.1	108,137
福島県	135	相馬, いわき地区で被害 双葉地区は詳細不明 全壊43, 半壊9, 浸水7	59	43.7	2,710
茨城県	247	一部地域で被害 全壊32, 半壊33, 浸水12	77	31.2	3,109
千葉県	420	一部地域で被害 全壊6, 半壊13, 浸水12	31	7.4	2,931
計	2,108	全壊536, 半壊106, 浸水135	777	36.9	159,746

資料　農林水産省HP「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」（2011.6.15公表分：6月14日17時現在）から筆者作成

2　被災地水産業の概況と位置づけ

(1)　漁業生産

被害は数多くの都道県で発生しているが，青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県での被害が特に大きいと報道されている。これらの県の沖合には，北からの寒流系の親潮と南からの暖流系の黒潮がぶつかる三陸漁場などの好漁場が広がり，マグロ・カツオ・サバ・アジ・イワシなどの暖流系の魚やサケ・マス・サンマ・タラなどの寒流系の魚が漁獲されている。また，沿岸域は，アワビ・ワカメ・コンブ・ウニ・ナマコなど水産動植物の生育にも適した岩礁や砂礫質の底質が多く，こうした好条件にも恵まれて有力な漁業産地を形成している。前述した特定第３種漁港や第３種漁港など，全国の漁船が利用する大規模漁港がこの地域に集中しているのがその証左である。

なお，八戸，久慈，宮古，釜石，大船渡，石巻，仙台塩釜（特定重要港湾），相馬，小名浜などの港は，漁港としてばかりでなく，海上輸送の拠点として「重要港湾」に指定されており，後背地に展開する諸工業など当該地域経済やわが国の産業政策上も重要性が高い港としても位置づけられている。

これら５県の漁業生産額（09年）は2,019億円（全国シェア15％），漁獲量ベースで1,051千トン（全国シェア20％）を占める（第４表）。量的に多い魚種は，サバ類（150千トン），イカ類（130千トン），サンマ（108千トン）などいわゆる大衆魚とされるものであるが，これら以外でもカツオ・マグロ類，サケ・マス類，タラ類などの水揚げも多い。また，サメ類（64％），アワビ類（46％），マダラ（47％）など全国シェアが極めて高い魚種の有力産地でもある。漁業種類別の漁獲量でも，沖合底びき網23％，船びき網23％，大中型まき網27％，サンマ棒受網33％，大型定置網30％，マグロはえ縄33％，イカ釣39％など多くの漁業種類で高い全国シェアを占めている。それだけ多様な漁業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　海面漁業・養殖業都道府県別生産額・漁獲量（2009年）

（単位　億円，百トン，%）

都道府県	生産額			漁獲量				
	計	海面漁業	海面養殖業	計	海面漁業	海面養殖業	魚類	貝類
全国計	13,834	9,739	4,095	53,480	41,511	11,969	2,601	4,671
青森	531	413	118	2,592	1,525	1,067	×	1,062
岩手	399	288	112	1,935	1,335	600	×	200
宮城	791	533	258	3,669	2,293	1,376	160	×
福島	×	160	×	×	835	×	×	0
茨城	×	138	×	×	1,482	×	-	×
主要被災県計	2,019	1,532	488	10,513	7,470	3,043	160	1,262
全国に占める割合	15	16	12	20	18	25	6	27

資料　農林水産省「農林水産統計（2011.3.4公表）」「漁業・養殖業生産統計（2011.4.30公表）」
（注）1　表中の×は，数値が未公表のもの。
2　主要被災県計欄の生産額計，漁獲量計は，福島・茨城に関して発表数値をそれぞれ計として算出。

が幅広く展開されていることを示すもので，被災地域がわが国の漁業生産にとって重要な漁業地域と位置づけられることが明らかであろう（農林水産省「平成21年漁業・養殖業生産統計」）。

(2)　水産加工業

５県の大規模漁港の後背地には水産加工業や冷凍・冷蔵業などが展開しており，八戸，石巻などではわが国有数の加工団地も形成されている。わが国の水産加工業のなかで５県の占める割合は事業所数で14％，従業者数で17％，製造品出荷額で18％であるが，缶詰，練製品，塩蔵品，生鮮冷凍水産物についてはとりわけその比率が高い（第５表）。加工品目別では，缶詰は青森，岩手，宮城，かまぼこ類（ねり製品）は宮城，岩手，冷凍食品や塩蔵品は宮城，青森，岩手，生鮮冷凍水産物は宮城，茨城，岩手などでの生産が多い。

缶詰ではカニ58％，サケ44％，カツオ37％（水煮は80％），サバ72％，イワシ45％，サンマ57％，クジラ85％，イカ98％，貝類45％など，多くの品目で高い全国シェアを

第5表　主要被災県における水産加工業

（単位　千人，億円，千トン，%）

都道府県	水産関係製造業			陸上加工生産量						
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等（従業者30人以上）	缶詰	ねり製品（かまぼこ類）	冷凍食品	塩蔵品	生鮮冷凍水産物	焼・味付のり	その他加工品
全国計	7,392	173	33,978	108	491	333	194	1,660	7,977	848
青森	152	6	1,072	19	8	10	14	59	-	21
岩手	168	5	783	12	49	14	2	104	×	6
宮城	462	12	2,837	10	63	34	26	240	310	41
福島	90	2	425	-	13	0	4	14	106	10
茨城	189	4	1,053	5	5	5	4	171	249	45
計	1,061	29	6,170	46	137	64	50	588	664	123
5県シェア	14.4	16.8	18.2	42.8	28.0	19.1	25.7	35.4	8.3	14.5

資料　経済産業省『工業統計表』（平成20年），農林水産省『水産物流通統計年報』（平成20年）から筆者作成
（注）1　水産関係製造業とは，水産缶詰・瓶詰製造業，海藻加工業，水産練製品製造業，塩干・塩蔵品製造業，冷凍水産物製造業，冷凍水産食品製造業，その他の水産食料品製造業をいう。
2　焼・味付のりの生産量は，板のりに換算した枚数で単位は百万枚である。
3　表中の×は，数値が未公表のもの。資料数値の合計値の算出に当たっては0とした。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

占めている。冷凍食品に関しては水産物調理食品27%，素干し品ではスルメ25%，塩干品ではホッケ28%，サバ20%，煮干し品ではイカナゴ・コウナゴ44%，塩蔵品ではタラ・スケトウダラ62%，サケ・マス29%，その他の食用加工品ではイカ塩辛39%，水産物漬物39%などで高い全国シェアを占める地域である。

3　主要被災地における復興をめぐる動向

今回の東日本大震災で特に大きな被害を受けた岩手，宮城，福島３県の知事は，国の復興構想会議においてもそれぞれ委員として参加し，復興に向けた指針策定に取り組んでいるが，これとは別に各県においても独自の検討組織を立ち上げ，復興計画作りを急いでいる。以下，その概要や現時点での取組み状況を整理する。

(1)　岩手県

被災市町村，銀行協会，商工会議所連合会，農林漁業関係団体など地元の各界代表者や県内所在の各大学関係者などを委員とする「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を立ち上げ，８月の計画案取りまとめを目指している。オール岩手ともいうべきメンバー構成に特徴がある。

６月にまとめられた「復興基本計画（案）」は，2011年度から2018年度までの８年間を全体計画期間としており，今後施策や工程表も含めて策定される「復興実施計画」では，第１期（基盤復興期間：2011～13年度），第２期（本格復興期間：2014～16年度），第３期（更なる展開への連結期間：2017～18年度）に区分した取組推進を予定している。水産業に関しては，①漁協を核とした漁業，養殖業の構築，②産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築，③漁港等の整備を取組項目として掲げている。

①については，漁船・漁具，養殖施設等の生産手段を漁協が一括整備し，組合員が共同利用する「漁協を核とした共同利用システム等の構築」を具体的な内容としている。沿岸集落の地域コミュニティの中心にあった漁業が甚大な被害を受け，しかも小規模漁業者が多いといった事情なども考慮されたものとみられる。②に関しては，中核的産地市場の再開と安定的な運営には冷凍・冷蔵施設や加工施設などの関連施設と一体となった復旧が必要とし，国による補助や貸付事業，あるいは復興支援ファンド等による二重債務問題の解消を具体的に求めるものとなっている。漁港に関しても，将来的には水揚状況や水産業再生の方向性を踏まえた整備も展望しているものの，港内や漁場での瓦礫撤去や当面の安全性や機能確保などの応急的な復旧は全漁港を想定しているようである。

「水産業の復旧・復興なくして三陸，東北の復興はない[(注7)]」とのスタンスは明確で，６日にまとめた11年度一般会計補正予算案でも総額1,850億円（うち産業関係予算1,216億円）のうち水産業関連に793億円を計上している。国の第１次補正予算で計上され

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

た漁船等を手当てする「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等に呼応した県負担分ばかりでなく，現時点で対象となっていない養殖種苗供給事業費(注8)をワカメ養殖などの開始時期に合わせて計上するなど，県内水産業の特徴や事情を踏まえたものとなっている。

一方漁業者サイドでも復旧・復興に向けた取り組みが開始されている。岩手県漁連による共同利用漁船約２千隻の一括発注や田老町漁協における，漁船の共同利用，収穫代金の前払い方式による月給制採用などの取組みも報じられている。実際に，ワカメ生産で有名な宮古市の重茂漁協では，所属漁船814隻に壊滅的な被害を受けたが，残った14隻と中古船購入などで68隻を確保し，５月の解禁日には数世帯が１隻の漁船に相乗りして操業する「共同運営方式」での天然ワカメ漁が開始されている。(注9)

（注７） 11.６.６毎日新聞20：57配信記事「＜東日本大震災＞漁業支援に793億円　岩手県が計上」において知事談話として紹介されている。

（注８） ワカメやホタテガイなどの必要な種苗の生産・購入を支援するものであり，養殖業の早期再開に向けワカメ養殖などの始期に間に合わせるために措置されたものである。

（注９） 11.６.13付読売新聞夕刊「『日本一』のワカメ再び」

(2)　宮城県

全国の各分野の専門家などを委員とする「宮城県震災復興会議」を軸に復興計画を検討し，８月中旬を目途に最終案を整理するとしているが，県内在住者が12名中わずか２名というメンバー構成に特徴がある。「宮城県震災復興計画（第１次案）」では，復旧期（2011～13年），再生期（14～17），発展期（18～20）の３期10年間での復興を目指している。水産業に関しては，復興のポイントとして「水産県みやぎの復興」を掲げ，①水産業集積地域，漁業拠点の集約再編，②新しい経営形態の導入，③競争力と魅力ある水産業の形成，を具体的な取組事項としている。

水産業集積地域や漁業拠点の集約に関しては，「水産業集積拠点を再構築し，漁港を３分の１程度に集約再編しつつ，拠点となる地域の機能を優先的に復旧」などと表現されている。「宮城県震災復興基本方針（素案）」に基づいて，県が地元の水産関係者などに対して行った漁港の集約・再編方針は，①気仙沼，石巻，塩釜，女川，志津川の５港を「水産業集積拠点漁港」と位置づけ早急な機能回復を図る，②そのほかの漁港については，生産性や効率性を考慮したうえで「沿岸拠点漁港」を選定し，原則県営として集中的に整備する，という内容とされる(注10)。今回示された復興計画が，「宮城県震災復興基本方針（素案）」を踏襲した内容であることから，ほぼ同内容が想定されているものと思われる。

新しい経営形態の導入に関しては，沿岸漁業・養殖業の振興のため「施設の共同利用，協業化等の促進や民間資本の活用など新たな経営組織の導入を推進」と表現されている。前段部分については，宮城県漁協が復興基本方針で推進するとしている漁業者グループによる協業化と軌を同一にするものであるが，後段部分は「宮城県水産業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

復興特区」問題として宮城県漁協が県議会に撤回請願を行うなど亀裂が深まっている。宮城県漁協でも，甚大な被害を受けた養殖漁業に関しては，漁業権切り替え時の2013年までに，漁場を再配置する新たな管理計画を策定する予定であり，漁業現場との十分な協議を期待したいところである。

（注10）05.5.6付水産経済新聞「漁港集約，再編方針など説明」

(3)　福島県

福島県においても，復興に当たっての基本的な方針・主要な施策を示す「福島県復興ビジョン」（仮称）に反映させることを目的とする「福島県復興ビジョン検討委員会」を立ち上げ，現地視察も含めた検討を開始している。今後のスケジュールとして，７月末までに復興ビジョンを決定し，12月末までにそれを踏まえた第一次復興計画を決定するとしている。

委員のメンバー構成は，一部企業関係者も含まれるが，主体は大学関係者となっている。県内関係者主体という点では岩手県と同様であるが，被災市町村や農林漁業関係団体の関係者は含まれておらず，三者三様の委員構成といえる。

復興ビジョン（たたき台）では，①オールふくしまによる復興，②ふるさとへの帰還の実現，③活力の早急な回復と飛躍，④安全・安心で持続可能な新たな社会，⑤原子力災害による影響・不安の払拭，が基本理念（基本方針）として掲げられているが，地震，津波被害に加えて，福島第一原発事故による計画避難や自主避難，農産物等の風評被害などの県内事情を反映した内容となっている。また，原発問題の事態の推移や国の対応など不透明な部分も多く，この点復興計画策定においては適宜見直すとしている。

福島県の場合は，第一原発事故の深刻さから，現状では収束の見通しが立たないことが影響している。こうした事情を背景に，警戒区域・計画的避難区域の設定や避難している県民の帰宅問題など流動的な部分も多く，原発問題が復興に向けた取組みの足かせになっている。

4　水産業復興に向けた課題

(1)　第１次補正予算の内容と課題

東日本大震災の復旧・復興費を盛り込んだ2011年度第１次補正予算は，震災後52日目の５月２日参院本会議において全会一致で可決，成立した。総額は４兆153億円で，震災後42日目で成立した阪神・淡路大震災時の最初の補正予算の約４倍規模であり，このうち2,153億円が水産関係予算となっている。漁港などの災害復旧事業関連事業を中心とする「漁港，漁場，漁村等の普及」308億円，漁船保険や漁業共済に係る再保険金等の支払いに充当する「漁船保険・漁業共済支払への対応」940億円などがその内容であるが，漁業者等に直接関係するものは第６表のとおりであり，課題や問題点とともに整理している。

このほか，産地市場や加工施設被害に対する復旧に向けた予算措置が，水産業共同

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第6表　漁業者等に直接関係する水産関係第1次補正予算

（単位　億円）

事業内容	補正予算額	課題･問題点
漁場復旧対策支援事業 （漁業者等が行う漁場での瓦礫回収処理を支援するもの。 漁場整備と漁業者等の生活支援効果が狙い。）	123	
共同利用漁船等復旧支援対策事業 ・激甚災害法（注）に基づく共同利用小型漁船の建造 ・共同計画に基づく漁船の導入 ・共同定置網の導入	274	・全額漁船取得と仮定しても，せいぜい2千隻強の予算額であり，到底必要隻数は確保できない。 ・激甚災害法の適用は5トン未満の小型漁船限定。5トン以上漁船や定置網は対象外（＝負担大）。
養殖施設復旧支援対策事業 ・激甚災害法に基づく被害を受けた養殖施設の復旧 ・さけ･ますふ化放流施設の緊急復旧	267	・激甚災害法の適用は個人の養殖施設のみ。共同利用の場合は負担大（「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」枠を利用） ・カキ，ホタテなどは養殖期間が長期にわたるため，無収入となるその間の生活資金や運転資金が確保できない。
漁業関係資金無利子化事業（融資枠380億円） （漁業近代化資金や公庫資金の貸付金利を実質無利子化） 漁業関係公庫資金無担保･無保証人事業（融資枠60億円） （当該資金枠確保のため日本政策金融公庫に出資） 漁業者等緊急保証対策事業（保証枠630億円） （漁業信用基金協会の保証により無担保･無保証人融資を支援）	4 22 48	・「二重ローン問題」の解消が先決。漁船は経過年数のばらつきもあり一概には言えないが，東北の太平洋沿岸地域の養殖漁業は，2010年のチリ中部沿岸で発生した地震による津波被害も受けており，この復旧資金の負担も残っている。

資料　水産庁HP「平成23年度水産関係補正予算の概要」から筆者作成

利用施設事業の18億円にとどまっているが，今回の被災地が有数の加工産地で，多くの地域で加工施設も壊滅的な被害を受けたという状況を考えれば，ほとんどないに等しい。加工関係企業は，経済産業省関連で計上(注11)された「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」などの支援措置を利用することとなろうが，この場合も，二重ローンの問題が重荷となる。これらの点も含め，第２次以降の補正予算などで手当てしていく必要があろう。そうしたなか，首相退陣問題ともからんで，本格的な復興予算となる第３次補正予算の早期成立が懸念される状況にある。

（注11）第２次補正予算で「水産業共同利用施設復旧支援事業」として193億円が予定されている。

（2）　漁業再開に向けた課題

すでに「水産関係被害の状況（漁船被害の状況）」でみたように，仮に漁船が全損した場合でも漁船保険から支給される保険金はせいぜい２割程度であり，さらに漁具なども被災したことを考えると実際の操業再開に向けた漁業者の資金負担は大きい。当面は，被災地域外の中古漁船などの利用や残った漁船の共同利用などを考慮しなければならないであろう。函館市から久慈市（岩手県）への中古船提供，三重水産協議会による中古船提供，あるいは岩手県漁連の共同利用漁船購入希望の調査など，現にそうした動きも出始めている。一般に漁船の船型は，漁獲の対象とする魚種や漁法，操業する漁業種類などの操業条件の違いを反映した地域差があり，他地域の中古漁船利

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

用の制約条件となるケースも多いが，創意と工夫で対応してほしいものである。

また，漁船の建造や修理を担う造船所の所在地も海岸線に位置するところから，こうした施設の被害も大きく，復旧は容易ではない。被災した東北地方の太平洋沿岸の造船所37社のうち15社が一部事業を再開したものの，再開まで１年程度かかるとした造船所が10社，再開の見込みなし３社との調査報告もある(注12)。水産庁や国土交通省，日本財団や（社）海洋水産システム協会などによる「東日本大震災による被災小型船舶の再生支援プロジェクト」1,000隻規模の修理事業も開始されたが，被災漁船数があまりにも多いだけに，漁業者の生活拠点の確保とともに，漁業再開に向けた大きな課題となろう。さらに，操業の前提となる漁港や漁場の瓦礫撤去のほか，水揚施設や製氷施設も最低限必要であり，このほか出荷を担う運送手段や冷蔵・冷凍などの加工施設の確保など，課題は山積している。

養殖業についても，施設や養殖物に大きな被害が出たが，被害額のうち共済で補てんされる割合はそれほど多くないものとみられる(注13)。被災地の漁業者が加入しているのは，水揚高が過去５年間の平均額を下回った場合，その差額の一定割合を補償する特定養殖共済であり，換言すれば当該年に販売が予定されていたものが補償の対象であり，２～３年後に販売期となる稚貝などは対象外となるからである。仮に稚貝を導入しても，３年程度は無収入となるが，この間の漁業者の生活支援策が大きな課題となる。また，養殖施設についても，共済金は共済価額（加入時の評価額）に契約割合や現有率を乗じて算定されるが，再取得価格には遠く及ばない。個人の養殖施設復旧対策は，第１次補正予算で激甚災害法対象として盛り込まれたが，受取共済金がこの自己資金として利用できる程度であろう。現在被災地で進められている共同化による養殖施設の取得支援策は，現状「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」のみであり，一層充実した内容でのこの対策が求められている。

(注12) 11.５.31付水産経済新聞「造船10社，再開に１年/国交省，東北の37社調査－」
(注13) 11.６.20付読売新聞「ホタテ・カキ　補償ゼロ」

(3)　流通・水産加工業再開に向けた課題

今回の東日本大震災では，漁港の後背地に展開していた流通・水産加工施設や運輸関係にも大きな被害があった。「市内の加工場102社のうち５～６％しか，今は残っていない。冷蔵庫もほぼ全滅で，16万トンの庫腹量だったのが１万トン程度。凍結能力も１日1,300トンだったが，市内だけだと15トンしかない」との関係者談話も紹介されている(注14)。現在津波による浸水や停電などの被害を受けた冷凍水産物等の廃棄処分が進められているが，漁業と加工・流通業は不可分・一体の関係にあるこの分野での課題も多い。

被災した流通加工企業等では，従業員の雇用を維持できず，しかも事業所の損壊等雇用調整助成金の対象とならない場合に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は，従業員の失業保険受給のためやむを得ず解雇した事例も多いものと思われる。企業サイドとしても，失業期間が長引けば従業員の離散や得意先の喪失につながるだけに，事業の早期再開を急がざるを得ない状況にある。加工場や冷凍・冷蔵設備の復興には多額の資金が必要であり，第１次補正予算（経済産業省関連）で「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」など支援措置が計上されている。資金枠や使い勝手の問題は今後明らかになってこようが，なによりも前述の二重ローン問題が大きな課題として指摘されている。現在政府・与党が検討を進めている案では，企業等の返済負担の軽減に向け，「中小企業再生ファンド」等による債権の買い取りや債務の株式化などが盛り込まれるようであるが，何よりスピード感が求められるだけに，具体化が急がれる。

また，「被災市街地における建築制限」の問題も大きい。宮城県の気仙沼市，名取市，東松島市，女川町，南三陸町の６市町の一部は，「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」に基づく「被災市街地における建築制限」対象地域に指定[注15]されており，復興計画が決まるまで加工場等の再建等ができない状況にある。建築制限期間中に被災市町と市街地の復興方針を協議決定し，その後は被災市街地復興特別措置法に基づく「被災市街地復興推進地域」に指定したうえで，土地区画整理事業に着手する。中小企業基盤整備機構による仮設工場などの貸与制度を利用する場合を除き，仮設の構築物では三重ローン問題となるため，一連の事業が完了するまで加工場等の再建は先送りされることになる。従業員や得意先の確保を優先する流通・加工業者などでは，他地域での事業再開を考えるケースも予想される。早期の復興計画策定が喫緊の課題となっている状況といえよう。

岩手県は，沿岸12市町村，最大約58平方キロの地域を建築基準法上の「災害危険区域」に指定（建築基準法39条）する方針であり，関係市町村に「災害危険区域」に指定する条例の制定を求めている。「被災市街地における建築制限」との主要な違いは，期間（定めなし）と対象（住居以外は禁止できず，制限にとどまる）である。今後の地域づくりに臨む両県の姿勢の違いを反映したものとして，今後の動向に注目していきたい。

（注14） 11.５.31付水産経済新聞「加工業の復活が重要」

（注15） 建築基準法第84条に基づく措置。建築制限期間は，現在は９月11日までとなっているが，最長あと２カ月の延長が可能である。

おわりに
－地域づくりと漁業－

地域の復興や漁業の再生に関しても，岩手・宮城両県の目指す方向は大きく異なる。岩手県は，小規模な経営体による沿岸漁業や養殖業が主体という県内漁業事情を考慮して，漁港ごとに，漁協を核とした漁業，養殖業の構築を目指すとしている。一

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

方宮城県は，水産業集積地域や漁業拠点の集約を進め，漁業もこのままでは衰退するとして「宮城県水産業復興特区」構想(注16)を打ち出し，新しい経営形態の導入などを提案するなど，対極をなしている。

宮城県の場合は，石巻，気仙沼，塩釜など遠洋漁業や沖合漁業を中心に，後背地に水産加工業なども幅広く展開する水産都市型漁港が多いといった事情もあって，生産性や効率性を重視した復興を目指したものと思われるが，宮城県には142もの漁港がある。これを３分の１程度に集約した場合，集約される漁港を中心に形成されていたコミュニティ（漁業集落）はどうなるのであろうか。地先の資源を有効に利用しながら長い期間にわたって培われてきた地域の歴史や文化を生かし，今までのコミュニティを残す方法はないのだろうか。コミュニティの再建と地域経済の再生が復興の柱と考える筆者の目には，あまりにも経済が優先され，コミュニティの視点に欠けるように思われてならない。

全漁港を対象に，一斉に，一律に復旧と言うのではない。地域住民の生産活動や生活の安全確保に配慮し，恵まれた地域資源を有効に活用するという当該地域の属性に対応した，多様な漁港整備があってもいいのではないか，ということである。自然環境の保全や国境監視・海難救助など，漁業・漁村の多面的機能の確保にもつながる問題である。確かに，宮城県が指摘するように漁業従事者の減少や高齢化も事実だが，民間企業等の導入が果たしてそれに対応できるのかどうかも含め，その中身を十分検討する必要があろう(注17)。今後の地域づくりなど復興計画の基本となる部分については，漁業者など地域住民の意向も聞きながら，具体的な展望が描き出されることに期待したい。

(注16)「宮城県水産業復興特区」問題については，拙稿「宮城県の『水産業復興特区』構想に思う」（農中総研　調査と情報７月号）を参照いただきたい。

(注17) 宮城県の場合，ここ10年間（98-08）で漁業就業者は30%減少しているが，その内訳は自営漁業者28%減，雇われ漁業者39%減である。また，特区の対象とされた養殖漁業の生産量は，ここ10年（98-08）でわずか９%の減少にとどまっている（魚種別の詳細分析は省略）。漁業者が減っても規模拡大等で相当程度カバーされてきたことを示すものといえよう。

（でむら　まさはる）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

東日本大震災による農業被害と復興の課題

研究員　一瀬裕一郎

〔要　　旨〕

1　本稿では，東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島の３県における農業の位置づけを確認した上で，東日本大震災によっていかなる農業被害が発生したのかについて述べる。

2　岩手・宮城・福島の３県は，農業産出額，農業労働力，農地のいずれの指標でもわが国の農業の約１割を占めている。作目別には，平野が広がる恵まれた土地条件を生かして岩手・宮城・福島の３県が米の全国有数の産地となる一方で，冬季の積雪および低温等の自然条件によって野菜の生産が相対的に少ないという特徴がある。

3　津波により深刻な被害に見舞われた沿岸部の市町村では，各県の平均的な農業経営よりも規模が零細な農業が営まれている。零細とはいえ沿岸部の市町村における農業は，被災した農業者にとって，生活費の全部もしくは一部を稼得するための重要な手段であることは明らかだ。

4　東日本大震災の農林水産被害額は，過去の災害に比して，まさに字義通り“未曾有”の大きさである。東日本大震災が発生するまでは，地震よりも気象災害によって大きな農林水産被害額が発生してきたが，東日本大震災が大津波を伴ったことで，過去の地震とは異なり，桁外れの農林水産被害額となった。

5　岩手・宮城・福島の３県では，主に沿岸部の農地や農業施設が浸水や流失等の被害を受けた。また，福島では，地震・津波の直接被害のみならず，未だ収束していない福島第一原子力発電所の事故にも見舞われたことが，今後の農業復興への途をこの上なく厳しくしている。

6　2011年通常国会では，これまでに復興基本法の制定や2011年度第１次補正予算の編成等が行われた。成立した補正予算や法律を活用して，着実かつ迅速な農業復興につなげていくことが切実に求められている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　被災地農業の位置
（1）　わが国の中の被災県農業の位置
（2）　県の中の被災市町村農業の位置
2　東日本大震災による農業被害
（1）　概要
（2）　岩手県
（3）　宮城県
（4）　福島県
（5）　その他の県における被害等
3　農業復興に向けて
（1）　2011年度第１次補正予算
（2）　東日本大震災にかかる主な農業関係法案
（3）　現在までの復興状況
おわりに

はじめに

2011年３月11日に発生した東日本大震災は，甚大な被害を東日本にもたらした。２万人を超える人的被害，産業用施設の損壊，ライフラインの寸断等，膨大な被害が発生した。農業においても，農地の冠水，農産物の流失，家畜の死亡等，これまでの災害とは桁違いの被害が確認されている。

本稿では，被災地の農業の位置づけを確認した上で，東日本大震災によっていかなる農業被害が発生したのかについて述べる。また，農業復興の現状と今後の課題について考えてみたい。なお，東日本大震災では17県で農業被害が報告されているが(注1)，本稿では特に被害の大きかった岩手，宮城，福島の３県を主たる対象とする。

（注１）農林水産省（2011）によれば，2011年５月18日現在，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，山梨，長野，静岡，新潟，三重の17県で，農業被害が確認されている。

1　被災地農業の位置

（1）　わが国の中の被災県農業の位置

第１表は，岩手県，宮城県，福島県という被災３県の農業がわが国農業に占める位置を見るために，基本的な農業関連指標を示したものである。全国計に占める被災３県の割合が生産物，労働力，農地のいずれ

第1表　岩手・宮城・福島の農業関連指標

	単位	実数				全国計に被災3県が占める割合（%）
			岩手県	宮城県	福島県	
農業産出額	億円	6,669	2,395	1,824	2,450	8.0
米	億円	2,356	597	811	948	13.1
野菜	億円	1,059	252	261	546	5.1
畜産	億円	2,425	1,271	641	513	9.2
販売農家数	戸	175,251	55,347	49,384	70,520	10.7
農業就業人口	人	269,910	89,993	70,869	109,048	10.4
耕地面積	ha	440,100	153,900	136,300	149,900	9.6

資料　農林水産省『平成22年度食料・農業・農村白書』

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の指標においても10％前後であることから，被災３県でわが国農業の約１割を担っていることが分かる。作目別にみると，平野が広がる恵まれた土地条件を生かして被災３県が米の全国有数の産地となる一方で，冬季の積雪および低温等の自然条件のため野菜の生産が被災３県では相対的に少ないという特徴が指摘できる。このように被災３県の農業は，わが国の食生活に欠かせない米の生産において，重要な役割を果たしているといえよう。

(2)　県の中の被災市町村農業の位置

次に，沿岸部を中心とする被災した市町村の農業が各県の農業に占める位置を確認したい。

第２表は，被災市町村の総農家数，経営耕地面積，農業産出額が県全体に占める割合を示したものである。被災３県に共通する特徴として指摘できるのは，被災市町村の総農家数が県全体に占める割合よりも，経営耕地面積および農業産出額が県全体に占める割合の方が小さいことである。すなわち，県全体と比較して，被災市町村では，農業が相対的に零細な規模で営まれている(注2)。それは１農家当たり経営耕地面積からも明らかである。例えば，岩手県では，被災市町村の１農家当たり経営耕地面積は，県全体の半分にも満たないのである。このように零細性に特徴づけられる被災市町村の農業であるが，被災した農業者にとって生活費の全部もしくは一部を稼得するための重要な手段である。

第2表　被災市町村が県の農業に占める位置

		総農家（戸）	経営耕地面積（ha）	農業産出額（千万円）	1農家当たり経営耕地面積（ha/戸）
実数	岩手県	11,558	14,918	3,157	1.29
	宮城県	25,910	36,178	5,220	1.40
	福島県	28,125	40,879	6,174	1.45
県計に占める割合（%）	岩手県	20.3	9.7	13.2	47.8
	宮城県	39.5	26.5	28.6	67.2
	福島県	29.1	27.3	25.2	93.7

資料　農林水産省「わがマチ・わがムラ」
（注）１　集計対象とした市町村は以下の通りである。岩手県：釜石市，岩泉町，久慈市，宮古市，山田町，大船渡市，大槌町，田野畑村，普代村，野田村，洋野町，陸前高田市。宮城県：塩釜市，岩沼市，気仙沼市，山元町，七ヶ浜町，女川町，松島町，石巻市，仙台市，多賀城市，東松島市，南三陸町，本吉町，名取市，利府町，亘理町。福島県：いわき市，広野町，新地町，相馬市，大熊町，双葉町，楢葉町，南相馬市，富岡町，浪江町，川内村，田村市，葛尾村，飯館村，川俣町。
２　1農家当たり経営耕地面積の割合は県計を100として計算。

（注2）福島県における被災地域の農業経営の規模は，県全体の１農家当たり経営耕地面積を100とした時の被災地域の値は94であり，県全体よりも若干小さい程度に留まる。

2　東日本大震災による農業被害

(1)　概要

メディアが東日本大震災の被害について報じる時には，「未曾有の」という修飾語がよく用いられる。本項では，単なる修飾ではなく，東日本大震災によって実際に未曾有の農林水産被害が発生していることを，農林水産省が公表している資料を用いて示したい。

まず，64年から08年までの災害による農林水産被害額の年次別推移をみると，93年が1.94兆円で被害額が最大である（第１図）。93年は記録的な冷害に見舞われ「平成の米騒動」が起きた年である。注意が必要なのは，93年の被害額には冷害だけでなく北海

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第１図　災害による農林水産被害額の推移

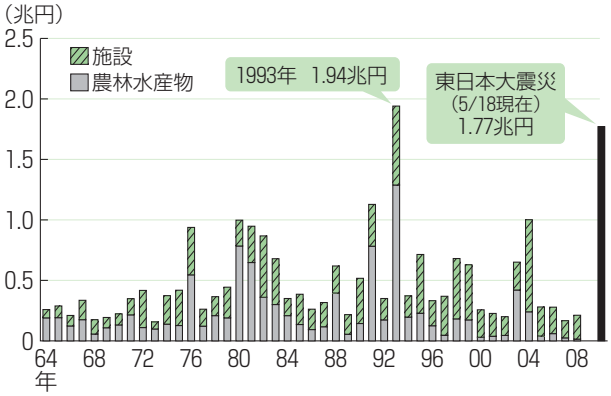

資料　農林水産省「災害関連情報」,『平成22年度食料･農業･農村白書』

道南西沖地震や雲仙普賢岳噴火等による農林水産被害額が合算されていることである。

それに対して，東日本大震災の農林水産被害額は，11年５月18日時点で1.77兆円に達し，さらに増加する可能性がある(注3)。したがって，過去最大であった93年の農林水産被害額を，東日本大震災という単一の災害による農林水産被害額が上回る可能性がある。

また，地震による農林水産被害額という視点からみても，東日本大震災が並はずれた被害を発生させたことがわかる（第３表）。農林水産被害額が大きい順に災害を並べると，１番目が東日本大震災であり，２番目以降に冷害，台風，豪雨等の気象災害が続く。東日本大震災に次ぐ農林水産被害額が発生した地震は，04年の新潟県中越地震であるが，その被害額は1,330億円と東日本大震災の１割にも満たない。つまり，東日本大震災が発生するまでは，地震よりも気象災害によって大きな農林水産被害額が発生してきたといえる。東日本大震災が大津波を伴ったことで，過去の地震とは異なり，桁外れの農林水産被害額となったのである。

（注３）①被害額が集計途上であること，②原発事故の警戒区域等の被害額が未集計であること，③今後も余震による被害が発生するおしれがあること等から，農林水産被害額はさらに積み上がる可能性がある。

第3表　農林水産被害額の大きい災害

（単位　十億円）

順位	災害	被害額
1	東日本大震災(2011年)	1,775
2	冷害(1993)	1,035
3	冷害(1980)	693
4	台風17-19号(1991)	654
5	5-8月豪雨(1993)	464
⋮	⋮	⋮
45	新潟県中越地震(2004)	133
46	岩手･宮城内陸地震(2008)	131
⋮	⋮	⋮
81	阪神大震災(1995)	91

資料　農林水産省「過去の主な異常災害と農林水産被害」
（注）　原発による被害額は含まない。

(2)　岩手県

岩手県では太平洋岸市町村で津波によって，農地や農作物が冠水したり，ハウスが倒壊したりする等の被害が生じた。冠水した農地面積が最も大きい市町村は陸前高田市であり，市内の農地の62.1％にあたる671haの農地が津波の被害を受けた（第４表）。以下，大船渡市（460ha，49.3％），宮古市（243ha，

第4表　農地の流失･冠水等被害推定面積(岩手県)

（単位　ha）

市町村名	耕地面積(平成22年)	農地の流失･冠水等被害推定面積	被害面積率(%)
岩手県計	153,900	1,838	1.2
太平洋岸市町村計	15,649	1,838	11.7
洋野町	3,220	10	0.3
久慈市	2,920	34	1.2
野田村	425	94	22.1
普代村	253	0	0.0
田野畑村	721	12	1.7
岩泉町	2,070	92	4.4
宮古市	2,260	243	10.8
山田町	547	93	17.0
大槌町	416	50	12.0
釜石市	804	79	9.8
大船渡市	933	460	49.3
陸前高田市	1,080	671	62.1

資料　農林水産省webサイト

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10.8％）となっている。ただし，太平洋岸市町村の農地面積（15,649ha）は岩手県の農地面積（153,900ha）の１割程度であることから，岩手県全体の農地面積に対する被災農地面積の割合は1.2％に留まっている。

また，内陸の市町村でも，震災後の大規模な停電によって冷却できなかった生乳を廃棄したり，暖房が停止した影響で鶏が凍死したりする等の被害が生じた。さらに，油槽所の操業停止による燃料不足と道路の寸断等によって物流網が機能を停止し，農作物を集出荷できず廃棄せざるを得ない状況も生じた。

岩手県の農業被害額（11年６月６日時点）の合計は580.9億円にのぼる（第５表）。その内訳は，「農地・農業用施設」が541.0億円で最も大きく，次いで「農業施設」が22.6億円であり，以下「鶏の死亡」，「生乳

第5表　岩手県の農業被害（11年6月6日時点）

	規模	被害額（百万円）	被害状況
農畜産物	（調査中）	（調査中）	野菜類：燃料不足による集荷不能により廃棄（ほうれんそう等）（二戸市），冠水等（きゅうり，トマト，ねぎ）（陸前高田市） 花き：施設破損（花苗）（陸前高田市）
	4,391千kg	444	酪農：生乳の廃棄（停電により冷却停止，燃油不足による集荷不能）4,391千kg（盛岡市，八幡平市，雫石町，葛巻町，岩手町，滝沢村，紫波町，矢巾町，花巻市，北上市，西和賀町，遠野市，一関市，平泉町，藤沢町，大船渡市，陸前高田市，大槌町，住田町，宮古市，山田町，岩泉町，田野畑村，久慈市，洋野町，野田村，普代村，二戸市，軽米町，九戸村，一戸町）【444百万円】
	2,965千羽	1,276	養鶏：鶏の死亡（停電による暖房停止等）2,965千羽（盛岡市，八幡平市，岩手町，滝沢村，矢巾町，北上市，金ケ崎町，一関市，藤沢町，久慈市，洋野町，野田村，二戸市，軽米町，九戸村，一戸町）【1,276百万円】
	17頭	4	牛：乳用牛，肉用牛の死亡（盛岡市，一関市，陸前高田市）
	1,463頭	（調査中）	豚：種豚，肉豚の死亡（岩手町，一関市，野田村）
農業施設	289箇所（棟）	2,264	穀類乾燥調製施設やパイプハウス等の破損等289棟（盛岡市，紫波町，矢巾町，花巻市，遠野市，北上市，奥州市，金ケ崎町，一関市，平泉町，釜石市，大槌町，山田町，久慈市，野田村，洋野町）【2,264百万円】
その他施設	1箇所	（調査中）	農業研究センター南部園芸研究室：研究棟･関連施設等破損，流失（ハウス10棟，公用車1台）等
農地･農業用施設	16,441箇所	54,104	
農地	13,221箇所	22,575	畦畔等の破損等13,221箇所（盛岡市，雫石町，紫波町，矢巾町，奥州市，金ケ崎町，花巻市，北上市，遠野市，大船渡市，一関市，平泉町，藤沢町，釜石市，大槌町，陸前高田市，宮古市，山田町，岩泉町，田野畑村，久慈市，洋野町，野田村）
農業用施設	3,169箇所	3,780	ため池の堤体の亀裂等，水路･農道法面の破損等3,169箇所（盛岡市，雫石町，紫波町，矢巾町，奥州市，金ケ崎町，花巻市，北上市，遠野市，奥州市，一関市，平泉町，藤沢町，釜石市，大槌町，大船渡市，陸前高田市，住田町，宮古市，山田町，岩泉町，田野畑村，久慈市，洋野町，野田村，軽米町，一戸町）
集落排水施設	41箇所	1,012	水槽等の破損等41箇所（矢巾町，花巻市，北上市，遠野市，奥州市，金ケ崎町，一関市，平泉町，陸前高田市，野田村）
海岸保全施設	10箇所	26,737	海岸堤防の破損等10箇所（釜石市，宮古市，山田町，大船渡市，陸前高田市，野田村）
その他施設	10箇所	205	土地改良区事務所（奥州市，北上市，一関市，陸前高田市，岩泉町），遠野市内の施設（淡水魚特産加工所，馬の里管理事務所等4件）
農業計	-	58,092	-

資料　岩手県「東北地方太平洋沖地震及び津波に係る被害状況」
（注）１　「その他施設」は，県･関係団体の施設の被害状況であり，被害額の合計には含まない。
　　２　被害額･被害状況には，4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震の被害を含む。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の廃棄」,「生乳の廃棄」と続いている。つまり，被害額の９割以上が主として沿岸市町村の農地に関わるものであり，地域農業の復興に向けて，被害を受けた農地の除塩等の作業が急がれる。

(3) 宮城県

宮城県では気仙沼市から山元町に至る太平洋岸市町村で20メートルを超すと推定される大津波によって，農地の冠水や農作物の流失等の甚大な被害を受けた。特に，仙南平野の市町では，亘理町のように町内農地面積の78.6％に相当する2,711haが津波の被害を受ける等，極めて深刻な被害が確認されている（第６表）。また，太平洋岸市町村の農地面積（35,777ha）は宮城県の農地面積（136,300ha）の１／４超であることから，宮城県全体でみても被災した農地面積の割合が11.0％にのぼり，稲作を中心とした宮城県の農業に対する打撃は計り知れない。

宮城県の農業被害額（11年６月２日時点）

第6表　農地の流失・冠水等被害推定面積（宮城県）

（単位　ha）

市町村名	耕地面積（平成22年）	農地の流失・冠水等被害推定面積	被害面積率（%）
宮城県計	136,300	15,002	11.0
太平洋岸市町村計	35,777	15,002	41.9
気仙沼市	2,220	1,032	46.5
南三陸町	1,210	262	21.7
石巻市	10,200	2,107	20.7
女川町	25	10	40.0
東松島市	3,060	1,495	48.9
松島町	1,030	91	8.8
利府町	471	0	0.0
塩竈市	73	27	37.0
多賀城市	365	53	14.5
七ヶ浜町	183	171	93.4
仙台市	6,580	2,681	40.7
名取市	2,990	1,561	52.2
岩沼市	1,870	1,206	64.5
亘理町	3,450	2,711	78.6
山元町	2,050	1,595	77.8

資料　第4表に同じ

第7表　宮城県の農業被害（11年6月2日時点）

		個所数等	うち津波被害	被害内容	被害金額（百万円）	うち津波被害	関係市町村
農業関連	農地・農業用施設	2,832箇所	104箇所	用排水路・農道等の損壊	360,190	354,740	仙台市，塩釜市，名取市，多賀城市，岩沼町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，石巻市，東松島市，女川町，気仙沼市，南三陸町
	農業関係施設	22,431箇所	22,050箇所	農業倉庫・カントリーエレベータ・園芸施設等の損壊	31,727	28,525	
	農業用資機材	14,165台	14,160台	トラクター，コンバイン，田植機，乾燥機等の損壊	43,461	43,460	
	農産物被害（青果物・麦・花き等）	895ha	891ha	青果物・麦・花きの流失等	2,669	2,613	
	農産物被害（米・大豆）	20,620t	20,620t	米・大豆の浸水，流失等	3,929	3,929	
	生活環境施設	102箇所	18箇所	集落排水施設等の損壊	26,725	14,989	
	農地海岸保全施設	13.66km	13.66km	海岸防潮堤の損壊	20,490	20,490	
畜産関連	畜産施設等	137箇所	57箇所	畜舎・たい肥センター等の損壊	3,054	962	仙台市，名取市，岩沼市，亘理町，山元町，石巻市，東松島市，気仙沼市，南三陸町
	家畜等	1,480,392頭（羽）	178,359頭（羽）	乳牛・肉用牛・豚・採卵鶏・ブロイラー等の餓死・水死等	750	372	
	畜産品等	8,270t	8,270t	生乳等の出荷停止	886	-	

資料　宮城県「東日本大震災による被害状況について（第25報）」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の合計は4,891.9億円にのぼる（第７表）。そのうち，津波による被害額が4,687.5億円で，９割以上となっている。また，被害対象別にみると「農地・農業用施設」の被害額が3,601.9億円（うち津波による被害額3,547.4億円）と最も大きい。つまり，宮城県では太平洋岸の平野に展開していた土地利用型農業が大津波によって壊滅的な被害を被ったのである。一方，内陸の農業は地震によって農業施設の倒壊などの被害を受けたが，相対的には深刻な被害は免れたといえる。今後，太平洋岸市町村で農地の復興が進められるが，大規模農業経営の設立等，復興後の地域農業の姿について様々な提案がなされており，議論を通じて合意形成を図っていく必要がある。

(4)　福島県

福島県では地震とそれに続く大津波によって，仙南平野の南端に連なる福島県浜通り北部の新地町や相馬市，南相馬市では，自治体内の農地面積の３割以上が被害を受け，農産物も流失した（第８表）。一方，浜通り南部のいわき市では，津波の高さが相対的に低かったことから，被害を受けた農地面積は市内の農地面積の5.3％に留まる。

太平洋岸市町村の農地面積（29,461ha）は，福島県の農地面積（149,900ha）の１/５弱であり，福島県全体の農地面積に対する被害を受けた農地面積の割合は4.0％である。福島県の被害面積の割合は，既述した岩手県（1.2％）と宮城県（11.0％）の間に位置する。

福島県の農業害額（11年４月27日時点）の合計は2,323.7億円にのぼる（第９表）。その内訳は，「農地」が935.1億円で最も大きく，次いで「揚水機」が286.2億円であり，以下「水路」，「海岸保全施設」，「ため池」と続いている。つまり，福島県でも他の２県と同様に，最も大きい被害は被害額の沿岸市町村の農地に関わるものであり，除塩等を農地の復興に向けた作業を実施する必要がある。

第8表　農地の流失・冠水等被害推定面積（福島県）

（単位　ha）

市町村名	耕地面積（平成22年）	農地の流失・冠水等被害推定面積	被害面積率（%）
福島県計	149,900	5,923	4.0
太平洋岸市町村計	29,461	5,923	20.1
新地町	1,330	433	32.6
相馬市	3,910	1,311	33.5
南相馬市	8,400	2,722	32.4
浪江町	2,720	366	13.5
双葉町	910	177	19.5
大熊町	1,200	74	6.2
富岡町	1,070	75	7.0
楢葉町	825	203	24.6
広野町	376	103	27.4
いわき市	8,720	459	5.3

資料　第4表に同じ

第9表　福島県の農業被害（11年4月27日時点）

（単位　百万円）

	箇所数等	被害額	備考
農業等被害（件）	300	2,110	
農作物	101	805	
農業関係施設	199	1,305	
農業等被害（箇所）	4,358	230,258	
農地	1,283	93,507	5,991ha
水路	1,133	27,491	
道路	894	2,966	
ため池	745	23,611	ダムを含む
頭首工	59	3,125	
揚水機	113	28,624	
橋梁	4	84	
湖岸堤防	2	3,000	
農業集落排水施設等	105	22,431	
海外保全施設	20	25,419	

資料　福島県「東北地方太平洋沖地震による農林水産部公共施設等被害について（原子力災害を除く）（第2報）」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ただし，地震と津波の直接被害ではなく，福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という）が，福島県の農業復興への途をこの上なく厳しい隘路（あいろ）にしている。それればかりか，原発事故は未だ収束しておらず，農業被害が日々拡大している状況にあり，福島県の農業は直接被害と原発事故の二重苦に喘いでいる。

原発から半径20km以内は警戒区域に指定され，立ち入りが厳しく制限されている。警戒区域に該当する自治体は，双葉町，大熊町，富岡町の全域と，南相馬市，田村市，浪江町，楢葉町，川内村，葛尾村の一部である。また，今後１年間の積算放射線量が20ミリシーベルトに達する可能性がある地域は計画的避難区域に指定され，住民は予め避難することとなった。計画的避難区域に該当する自治体は，葛尾村，飯舘村の全域と，浪江町，川俣町，南相馬市の一部である。さらに，これらの市町村以外で局所的に年間20ミリシーベルトを超える放射線量が計測される場所を特定避難勧奨地点に指定し，住居単位で避難先確保等を支援することとなった。

以降の本項では，警戒区域および計画的避難区域に指定された市町村における農業の位置づけを確認することとしたい。

まず，福島県の農業に占めるこれらの市町村の位置を農家戸数，経営耕地面積，農業産出額からみると，それぞれ県全体の16-18％に相当する（第10表）。また，市町村内総生産に占める第一次産業の割合をみると，葛尾村や川内村等の内陸部の市町村で福島県全体の値を上回る一方で，双葉町や楢葉町等の沿岸部の市町村で下回ることが分かる（第２図）。つまり，農業が市町村の産業の中で占める位置は，原発が立地しない内陸部の市町村のほうが相対的に高いといえよう。

次に，市町村ごとの農林水産業と電力業等の位置づけを第11表によって確認すると，以下の２点を指摘できる。第１に，沿岸部の市町村では電力業等が主要産業である一方で，内陸部の市町村では農林水産業が主要産業である。とはいえ，第２に，雇用の面で沿岸部の市町村でも，農林水産業が福島県全体と同程度の重要な位置を占めている。

第10表　警戒区域・計画的避難地域の市町村が福島県農業に占める位置

		総農家（戸）	経営耕地面積（ha）	農業産出額（千万円）
警戒区域・計画的避難地域の市町村	a	16,485	26,338	3,883
福島県	b	96,598	149,900	24,500
割合（%）	a/b	17.1	17.6	15.8

資料　第2表に同じ

第2図　県市町村内総生産に占める第一次産業の割合（08年度）

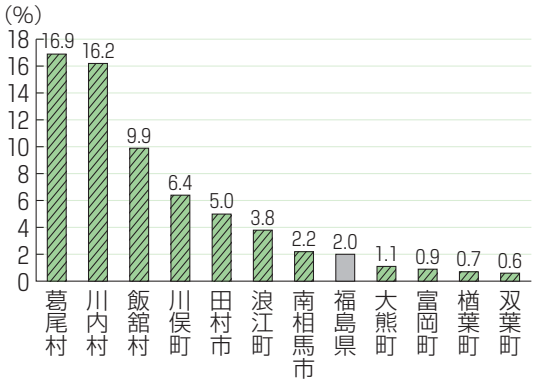

資料　福島県統計分析課「福島県市町村民経済計算年報（2008年度版）」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第11表　県市町村内総生産と就業人口に占める農林水産業と電力業等の割合

（単位　%）

		県市町村内総生産に占める割合（07年度）		就業人口に占める割合（05年度）	
		農林水産業	電力業等	農林水産業	電力業等
沿岸部	南相馬市	2.0	**29.0**	8.9	1.1
	楢葉町	0.7	**67.8**	8.3	**4.4**
	富岡町	1.0	**56.8**	6.3	**6.9**
	大熊町	0.7	**67.9**	8.8	**8.7**
	双葉町	0.7	**74.3**	9.6	**9.0**
	浪江町	3.6	3.1	10.3	1.6
内陸部	田村市	**5.5**	0.9	**19.9**	0.1
	川俣町	4.7	1.7	**12.3**	0.1
	葛尾村	**22.0**	0.5	**38.3**	0.3
	飯舘村	**14.6**	0.5	**29.8**	0.1
	川内村	**14.8**	0.9	**21.9**	0.5
福島県		1.9	8.0	9.2	0.7

資料　福島経済研究所（2011a）から筆者作成
（注）　太字は福島県の値より3ポイント以上大きいセグメント。

第12表　一人当たり市町村民家計所得と雇用者報酬（08年度）

（単位　千円）

		実数		指数（福島県＝100）	
		一人当たり市町村民家計所得		一人当たり市町村民家計所得	
			雇用者報酬		雇用者報酬
沿岸部	南相馬市	2,500	1,662	95.9	92.8
	楢葉町	2,699	1,844	103.6	103.0
	富岡町	3,017	2,156	115.8	120.4
	大熊町	3,148	2,273	120.8	126.9
	双葉町	2,941	2,087	112.9	116.5
	浪江町	2,608	1,756	100.1	98.1
内陸部	田村市	2,268	1,455	87.0	81.3
	川俣町	2,236	1,444	85.8	80.6
	葛尾村	1,971	1,110	75.6	62.0
	飯舘村	1,947	1,150	74.7	64.2
	川内村	2,239	1,403	85.9	78.4
福島県		2,606	1,791	100.0	100.0

資料　福島県「福島県市町村民経済計算年報」から筆者作成
（注）　市町村民家計所得とは，市町村民所得のうち家計（個人及び個人企業）が受け取る所得に，現物社会移転以外の社会給付（年金等）とその他の経常移転（非生命保険の受取から支払を除いた純増分等）を加えたものであり，福島県市町村民経済計算独自の概念である。

最後に，第12表に一人当たり市町村民家計所得と雇用者報酬を示した。沿岸部の市町村の一人当たり市町村民家計所得が福島県全体より高い一方で，内陸部の市町村では低いことが分かる。その背景には，雇用者報酬の水準の相違があり，電力業の有無が市町村間の雇用者報酬の差に反映しているとみられる。

以上をまとめると，警戒区域および計画的避難区域の市町村における農林水産業の位置づけは内陸部の市町村で相対的に高いが，沿岸部の市町村においても農林水産業が重要な就業先の一つであることに変わりがないといえよう。

（5）　その他の県における被害等

既述の３県以外にも，茨城県や千葉県等で，津波による農地の冠水・農作物の流失や地震による農地の液状化等の被害が確認されている。また，原発事故で飛散した放射性物質が暫定基準値を超えて検出され，出荷停止となる農産物が東北および関東の各県で相次いだ。出荷が停止されていない農産物でも風評被害により，価格が大幅に下落する等の被害が生じた。

地震と津波による直接被害は史上最大規模であるが，わが国全体でみた場合には，東日本大震災による農業被害がわが国の食料需給を逼迫させる可能性は必ずしも大きくはない[(注4)]。とはいえ，原発事故の被害を受けている地域では容易ではないとしても，少なくとも地震と津波による直接被害のみを受けた地域において，被災した農業者の生活基盤を立て直すために，農地等の可及的速やかな復興が極めて喫緊かつ非常に重要な課題であることは，どれほど強調しても強調しすぎることは決してない。

（注４）わが国の農地面積は2009年時点で約460万haであるのに対し，東日本大震災の大津波で被

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

害を受けた推定面積は約2.4万haであり，0.5%に留まる。また，主食である米の需給が緩んでいることも鑑みると，直ちに食料需給が逼迫することは考えにくい。

3　農業復興に向けて

(1)　2011年度第１次補正予算

11年５月２日に，11年度第１次補正予算が参議院本会議において，全会一致で可決・成立した。同予算には東日本大震災の復興・復旧対策費４兆153億円が盛り込まれている。うち農林水産業関係は総額3,817億円であり，その過半が水産関係である。本項では農業関係の予算についてみていく（第13表）。農業関係の予算は，以下の４つの柱からなっている。

第１に，農業を再開するために必要となる資金等を確保することを目的とした，被災農家経営再開支援事業(注5)（52億円）や，農業経営復旧のための金融支援(注6)（78億円）等の事業である。

第２に，生産手段・流通機能を回復させることを目的とした，卸売市場施設災害復旧事業（18億円）等の事業である。

第３に，除塩作業を進め，冠水農地において農業を再開することを目的とした，農地・農業用施設災害復旧等事業(注7)（689億円）等の事業である。除塩事業実施によって，2011年度の作付けが可能となる水田面積は約1.8千haと推計されている（11年５月20日現在）。

第４に，農業を再開するための共同利用農業用施設・機械等の導入を進めることを目的とした，東日本大震災農業生産対策交付金(注8)（341億円）等の事業である。

今後，第２次，第３次補正予算の編成が予定されており，農業の復興に向けた事業が順次実施されていくとみられる。

（注５）経営再開の意思のある被災農家が実施する復旧の取組に支援金を交付する事業。

（注６）被災農林漁業者に対して，天災融資資金・日本公庫資金の一定期間実質無利子化等を行う事業。

（注７）用排水路，排水機場の復旧や除塩等の農地復旧，農地・農業用施設の復旧，がれき除去を行う事業。

（注８）東日本大震災の被災にともなう農業生産関連施設の復旧，農業機械等の導入，生産資材の購入，土壌分析・指導活動等について都道府県向け交付金として支援を行う事業。

第13表　平成23年度第1次農林水産関係補正予算の概要

（単位　億円）

項目	金額	内容
農地･農業用施設等の復旧	800	
農地･農業用施設災害復旧等事業	689	排水機場等の応急対策を実施するとともに，除塩事業及び農地等の災害復旧を市町村に代わって国･県等が行う仕組みを創設
災害対策支援機械費	9	湛水した農地について，国が保有する排水ポンプ等を投入し，海水等を強制排水
農地･農業用施設等災害復旧関連調査	26	農地･農業用施設等の被災状況調査，機能の点検･診断や復旧計画の策定等を実施
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	76	被災した農業協同組合等が所有する農林水産共同利用施設の復旧
生産手段･流通機能の回復	422	卸売市場の速やかな復旧により，生鮮食料品等の流通ルートを確保する，他
経営の継続･再建支援	141	除塩作業を進め，冠水農地において農業を再開，他
農畜産物等の安全確認	5	農用地の土壌等について，放射性物質の実態調査を緊急に実施，他

資料　第4表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2) 東日本大震災にかかる主な農業関係法案

東日本大震災からの復興を法律面から後押しするため，６月20日に成立した復興基本法をはじめ，11年通常国会では様々な法案が審議されている。農業関係の主な法案には，以下のようなものがある。

第１に，東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（11年５月２日成立・施行）である。除塩を含む災害復旧事業等を高い国庫負担率で実施したり，事業にかかる同意徴集手続を一定の場合に簡素化したりするものである。

第２に，農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正案（11年６月20日現在，衆議院で審議中）である。困難な財務状況に直面している被災地の農漁協に対して弾力的な資本支援を可能とするものである。

(3) 現在までの復興状況

津波で冠水した農地の一部で，除塩作業やがれきの撤去が始められている。しかし，被害を受けた農地は広範な面積にのぼるため，復興作業が完了し本年度の作付けが可能となった農地は一部に留まる。成立した補正予算や法律のスキームを活用して，着実かつ迅速な農業復興につなげていくことが切実に求められている。

おわりに

東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。それゆえ，その復興も未曾有のものにならざるをえない。とはいえ，わが国がこれまでに取り組んできた災害復興の少なくない経験(注9)を踏まえた上で，東日本大震災からの農業復興へと歩みを進めるべきだろう。過去の災害復興では，以下の各点が復興の論点として浮かび上がった。

第１に，いかにしてコミュニティを維持しつつ復興を進めていくのかということである。阪神大震災からの復興では，復興住宅への入居が，居住地域とは無関係に抽選によって決められた(注10)。その結果，被災以前に存在した地域住民間の紐帯が衰退もしくは断ち切られ，孤独死の発生等の弊害を惹起せしめた。今回の東日本大震災の被災地域には農村地域が含まれる。農村地域で地縁を軽視した復興が実施されれば，地縁に支えられてきた農作業―例えば，稲作における水や畦畔の管理等―を継続することが困難になる可能性があり，それは農業復興の桎梏となりかねまい。

第２に，住居のみ，産業のみの復興ではなく，いかにして両者を総合的に復興していくかということである(注11)。換言すれば，農業復興と農村復興を同時に成し遂げねばならないということである。生活費の稼得手段と生活環境は車の両輪であり，その双方が復興して初めて，農業者は農村地域に暮らし続けることができるのである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第３に，いかにして離農を防ぎつつ復興を成し遂げていくかということである。過去の災害では，農業資源（農地，農機等）が被災した高齢農家で離農が進む可能性が指摘された(注12)。また，災害を機に農業経営の規模が縮小する懸念も表明されている。今回の東日本大震災からの復興でも，これまでわが国農業を担ってきた昭和１ケタ世代が70歳代を迎えていることを鑑みれば，同様の危惧が杞憂であると断言することは到底できまい。離農を押し留めることが難しいとしても，最低限離農によって放出された農地の受け皿を作っておく必要はあろう。農地の遊休化を防ぐことが地域農業の再興には不可欠だと考えるからである。

災害復興全般についての課題は多岐にわたるが，本稿では農業復興に絞り込み，その復興にかかる論点として３点を指摘した。東日本大震災からの農業復興においては，過去の災害復興からは学びえない原発事故という深刻な不確定要素を孕むものの，その深い爪痕から被災地域の農業が力強く立ち上がる日が，いつの日か訪れることを希求してやまない。

（注９）本稿では，阪神大震災等の過去の災害復興について，その経過や問題点等を論じている文献を末尾の主要参考文献に記した。

（注10）兵庫県震災復興研究センター他（2010）等による。同書では孤独死等を「復興災害」と捉え問題視している。

（注11）関西学院大学災害復興制度研究所（2006）には，「農地とか住宅の再生と，産業，住まい，生活，それらを一体のものとして復興の対象としていくような枠組みを何か考えていく必要があるのではないか（p.203）」筆者抜粋）という指摘がある。

（注12）農林水産省中国農業試験場監修（1998）のpp.105-106を参照。

<参考文献>

・関西学院大学災害復興制度研究所（2005）『被災地協働』関西学院大学出版会
・関西学院大学災害復興制度研究所（2006）『論 被災からの再生』関西学院大学出版会
・関西学院大学COE災害復興制度研究会（2005）『災害復興―阪神・淡路大震災から10年』関西学院大学出版会
・木村和弘他（1997）「淡路島・農村の震災後の農業的土地利用の変化とその対応」『農業土木学会誌』第65巻第９号
・塩崎賢明（2009）『住宅復興とコミュニティ』日本経済評論社
・鈴木俊彦（1995）「「農」の視座からみた阪神・淡路大震災～食糧・土地問題と危機管理～」『農業と経済』第61巻第７号
・先端社会研究編集委員会（2006）『先端社会研究第５号』関西学院大学出版会
・東北農政局（2010a）『平成21年度 東北 食料・農業・農村情勢報告』
・東北農政局（2010b）『東北農業のすがた2010』
・日本気象協会（2011）「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震津波の概要（第３報）青森県～福島県の津波高・浸水高および青森県～千葉県の浸水状況」
・農林水産省（2011）『平成22年度食料・農業・農村白書』
・農林水産省中国農業試験場監修（1998）『都市型災害と農業・農村―阪神淡路大震災の食料供給・農業への影響―』農林統計協会
・長谷部正（1999）「農業経済分野における自然災害に関する研究」『自然災害科学』第18巻第１号
・日昔哲（2001）「災害復旧計画の策定過程」『農業土木学会誌』第69巻第８号
・兵庫県震災復興研究センター他（2009）『世界と日本の災害復興ガイド』クリエイツかもがわ
・兵庫県震災復興研究センター他（2010）『大震災15年と復興の備え』クリエイツかもがわ
・福島経済研究所（2011a）「「個性ある自立的発展」が求められる時代の地域経済成長戦略とは～基礎的自治体の自律による持続可能な社会作りを目指して～」『福島の進路』343号
・福島経済研究所（2011b）「東京電力「福島第一原子力発電所」周辺の市町村の経済規模」『福島の進路』346号
・福与徳文（2007）「中越大震災における農村コミュニティ機能」『農業土木学会誌』第75巻第４号
・堀千珠（2011）「東日本大震災による農水産業への

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

被害と復興に向けた課題」『みずほリサーチ June 2011』
・見手倉幸雄（2001）「農地・農業用施設災害復旧における官民学の協力支援体制」『農業土木学会誌』第69巻第８号
・保田茂（1995）「食料および水供給のバックアップ・システムに関する研究―兵庫県南部地震を教訓として―」『神戸大学農業経済』第28・29号
・山中茂樹（2010）『いま考えたい 災害からの暮らし再生』岩波書店
・山本修（1995）「大震災と食料供給～大震災の体験を通じて～」『農業と経済』第61巻第７号

<主要参考webサイト>

・農林水産省 http://www.maff.go.jp/index.html
・岩手県 http://www.pref.iwate.jp/
・宮城県 http://www.pref.miyagi.jp/
・福島県 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/

（いちのせ　ゆういちろう）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

異常な契約
TPP の仮面を剥ぐ

編著　ジェーン・ケルシー
共訳　環太平洋経済問題研究会・
農林中金総合研究所

A5判320頁　定価2,730円（税込）農山漁村文化協会

本書は，オリジナルTPP加盟国であるニュージーランドで2010年11月に発行され，TPPの問題点を総合的に洗い出した書物として関係者の注目を集めた「NO ORDINARY DEAL −Unmasking the transpacific partnership free trade agreement−」を環太平洋経済問題研究会と農林中金総合研究所ほかが翻訳し，日本語版として出版されたものである。

編著者であるオークランド大学教授ジェーン・ケルシー氏が日本語版への序文として寄せた次の文章が本書の意図を明確に伝えている。

「私はこの序文を，岩手，宮城，福島などにおける悲劇的な地震，津波，および原子力災害，並びに私自身の国でのクライストチャーチにおける震災の暗い影の下で書いている。

このような時期は我々にとって最も大事なことを想起させる。一人々の安全と幸福，生活の持続可能性，食料主権，水，医薬品，その他の生活必需品へのアクセス，および思いやりに基づいた国際連携などである。

悲しむべきことに，これらの価値は自由貿易の舞台では流行らない。The Trans Pacific Partnership Agreementの推進者たちは，これぞ21世紀の貿易協定と説明している。しかし，上述の中核的な価値を放棄し，“市場が供給する”という信念を信奉するTPPは，我々をみじめな将来に陥れるであろう。・・（中略）・・

本書はこれらの問題をめぐる議論を活発化するとともに，我々の将来を左右する可能性を持つ論争があることを他の人々にも知らせ，彼らも議論に参加するように促すために書かれたものである。我々は日本の人々がそのような討論の場に加わることを歓迎したい。」

TPPに関し多面的かつ深い論考を提供する図書として広くお薦めする。

【本書を推薦します】（帯）
内橋克人（経済評論家）　内山 節（哲学者）　金子 勝（慶應義塾大学教授）　鈴木宣弘（東京大学教授）
中野剛志（京都大学准教授）　孫崎 享（元外務省国際情報局長）　松原隆一郎（東京大学教授）
山下惣一（農家・作家）　山田正彦（前農林水産大臣）

購入申込先‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 農山漁村文化協会　　TEL 03-3585-1141（営業）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

東日本大震災被災者の方々に向けた現地主義からの応援メッセージ

―平成12年９月12日に発生した豪雨災害を乗り越えた長野県根羽村の教訓から―

この度の東日本大震災によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りするとともに，ご遺族やかけがえのない財産を失われた皆様にお見舞い申し上げます。

東日本大震災により亡くなられた方は，７月６日現在12都道県１万5,538人，行方不明者は６県7,060人となり，改めて申し上げるまでもなく未曾有の大災害であり，近年の日本がかつて経験したことのない国難に直面しており，国の早急な被災地復旧・振興対策が求められています。

さて私達の村，根羽村は長野県最南端に位置する総面積約9,000ha，人口約1,200人，林野率92%の林業を基幹産業とする一山村です。全戸が5.50haの山持ちで，明治期以降の植林と森づくりに熱心であったため，森林整備が行き届いており，少しくらいの大雨でも災害にならないと村民は思っていたのですが，平成12年９月12日に，時間雨量90mm，５時間連続雨量450mmという猛烈な豪雨災害に見舞われました。

この記録的な集中豪雨で，道路・河川・耕地，山地崩壊等，想像を絶する自然の脅威をまざまざと見せつけられましたが，一人の怪我人も出なかったことは不幸中の幸いでした。この災害復旧費は総額約70億円で，これは当時の村予算の６倍に相当します。

根羽村の災害復旧は，最終的に国・県等の災害対策事業により対応したのですが，災害発生当初，私達が最も心がけていたことは，住民の安否確認や現地被災状況の把握でした。このために，時間雨量90mmを記録した９月12日の午前３時から４時の間に，速やかに役場内に災害対策本部を設置し，12日の午後には各消防団への出動要請，同時に炊き出しによる非常食の配布と給水車の出動を行いました。これ以降も，役場職員と村民が連携して，災害状況に応じて速やかに対応しました。このような迅速な行動を取った背景には住民・現場第一主義と，困難に直面しても決してあきらめないネバーギブアップの精神があります。

根羽村の住民・現場第一主義とは

①住民の安否・安全確保を第一として対策を立てて行動すること。

②村長というリーダーの指揮により，役場職員や消防団員・各種組織団体が一

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

致団結して，災害対策の役割分担と責務を果たすこと。

③災害復旧の基本である原形復旧の場合にあっても，現地住民の声を聞いて，現場に最も有効な対応策を検討し決定すること。

④そうした住民の声を施策に反映させるため，あらゆる機関・制度・人材を活用していくこと。

です。

また，困難に直面しても決してあきらめないネバーギブアップの精神とは，平成16年当時，市町村合併推進時にも合併先から過疎の進む村としてそのメリットがないと断られたことから，村として決してあきらめることなく，村民と行政が共に汗を流すことにより，誇りと希望の持てる「ふるさと根羽村」を築き上げることを宣言した「ネバーギブアップ宣言」の精神のことで，村民ひとりひとりの心にこの精神が刻み込まれていたことも，大きな災害を克服できた大きな要因と考えております。

東日本大震災にあっても，決してあきらめないひとりひとりの地域住民が主役である，という地方自治の精神は不変であると考えます。根羽村はこうした住民・現場第一主義とネバーギブアップ精神により，自治機能を発揮させ，村民と共に未曾有の大災害を乗り切ることができました。

従って，現在被災されている皆様は，現在の状況が地方自治における住民・現場第一主義の考えから外れている，または意向が無視されている，というようなことがあれば，即刻地域の自治体に地域要望を伝え，適切な施策を求めるべきでしょう。

また，皆さんの故郷に対する思い入れや歴史・文化は，大変貴重なものです。それが，心の拠り所になっておられる方が大半だと思います。だからこそ，根羽村「ネバーギブアップ宣言」のように，そうした地域の再生・復興に向けて，決してあきらめることなく地域住民が一致団結して立ち向かわれることを期待しています。

最後に林業立村を標榜する当村では，スギ材を中心とした建築部材の安定供給に努めております。大震災と同時期に発生した長野県栄村の震災支援として，住宅１棟分のスギ材を無償で提供しました。

今後とも，困った時にはお互い様，住民・現場第一主義で，そして，地域住民が決して地域としての自立をあきらめない「ネバーギブアップ宣言」の精神により，困難を共に乗り越えて参りたいと思います。

（根羽村森林組合代表理事組合長，前村長　小木曽亮弐・おぎそ　りょういち**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

北海道奥尻町における水産業の復興

――北海道南西沖地震からの教訓――

（財）農村金融研究会　主任研究員　尾中謙治

はじめに

東日本大震災によって，東北地方を中心に漁村・漁業は甚大な被害を受けており，その救援・支援活動や復旧活動にあたって日々多くの方々が尽力されている。

また，支援活動と並行して，国，県，市町村の各レベルにおいて，今後の復興に向けての構想プランが検討されている。そのような復興計画の策定にあたっては過去の震災復興事例から学べることも多い。今回の震災で，特に壊滅的な被害を受けた漁村・漁業の復興を考えるにあたり，我々は18年前の北海道南西沖地震（道内の被災地域は60市町村，うち奥尻町を含む５町村が「災害救助法」を適用）による震災から立ち直った北海道奥尻町の復旧・復興の足跡を調査した。

調査にあたっては，ひやま漁協奥尻支所や奥尻町役場をはじめ，当時復興に携わった関係者からヒアリングし，貴重な意見をいただいた。

調査を通じて，今回の震災からの復興に役立つであろう重要な教訓・留意点を得たので，以下に整理してみたい。

１　奥尻町の概要と被害

奥尻町のある奥尻島は，北海道の南西部に位置し，東西11km，南北27km，周囲84km，総面積143km²の離島である（第１図）。地震発生前の1990年国勢調査によると，人口4,381人（1,730世帯），就業人口2,162人（産業別構成比：１次産業24.0%，２次産業23.0%，３次産業53.0%）であった。また，基幹産業は水産業と観光業で，水産業においては，明治末期まではニシン漁が主体であったが，その後はイカ，ホッケなどの近海漁業や，ウニ，アワビを中心とした磯根漁業が主となっている。

奥尻町を襲った「北海道南西沖地震」は，93年７月12日午後10時17分に発生した。奥尻町の地震及び津波による人的被害は，死

第１図　奥尻島の位置

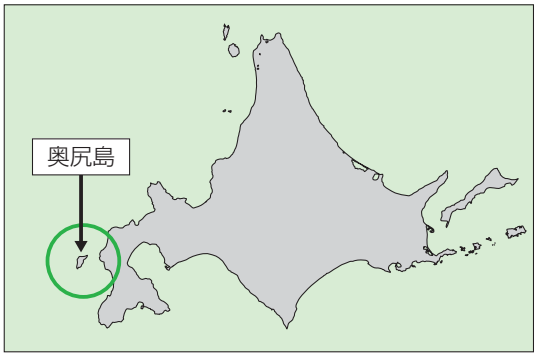

資料　奥尻町ホームページより

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　奥尻町の水産被害

（単位　件，千円）

		件数	被害金額
漁船	沈没流失	421	3,037,900
	破損	170	313,986
	小計	591	3,351,886
共同利用施設		49	1,122,921
その他の施設		405	877,043
魚具(網)		938	950,525
その他		4	571,478
計		1,987	6,873,853

資料　北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室(1995)

者172人，行方不明者26人，重軽傷者143人であった。物的被害は，住宅全壊437棟，半壊88棟等で，被害総額は約664億円（町の年間予算規模は約50億円）であった。そのうち水産被害は約69億円で，漁船においては震災前の登録漁船数696隻に対して被害漁船が591隻（84.9%）に達した（第１表）。

2　奥尻町の復興にあたってのポイント

水産業をはじめ大きな被害を受けた奥尻町は，全国や道庁からの救援・支援を受け，約４年半後の98年３月に完全復興を宣言している。

水産業の復興にあたっては，それ以前に漁業者の生活の安全・安心，つまり町の復興・住への取組みが一定程度進まないと難しい。そこで，まず町の復興にあたって重要だと考えられるポイントを３つ挙げる。

(1)　早急な仮設住宅の建設

被災後，住宅被害のあった被災者はまず避難所での生活を余儀なくされる。しかし，避難所ではプライバシーが保護されず，落ち着いて物事を考えたり，何か行動を起こそうという気にはなりにくい。

そこで，奥尻町では，住民の暮らし・活動の拠点がまず必要との判断から，震災６日後の７月18日には高台にある牧草地等に仮設住宅の建設を開始した。１カ月程度で330戸が完成し，希望者全員の入居を完了させた。入居の際には，同一地区の住民が同一の仮設住宅に一緒に入居できるよう配慮したことによって，震災前のコミュニティが維持され，情報伝達等がスムーズに行われた。また，自発的な支援・復旧に向けての体制も出来やすかったという。

仮設住宅への入居後は，被災者は家族と将来のこと等について話合う機会ができ，比較的冷静に物事を判断できるようになった。町や漁協による住民・漁業者への意向調査や説明会で，被災者の本音が聞けるようになったのも，仮設住宅入居後であったという。

復旧・復興の道のりは中・長期にわたることから，まず住民が早く仮設住宅に入居し，落ち着いてもらうことが重要である。これによって，漁業者は自分たちの生活設計や漁業の将来について考えられるようになる。そして，漁業者全体の意向の集約も可能となり，町の将来の水産業ビジョンも描けるようになる。

なお，奥尻町では，仮設住宅だけでなく，仮設店舗・工場も早急に建設された。仮設での事業再開であっても，働く場が確保できたことで，被災者の生きがい・意欲が喚

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

起された。また，地域経済がまわり始めることで，復興の足がかりとなった。

(2) 行政と住民の合意形成による復興計画の策定

奥尻町の復興計画は，住民との合意形成の後に決定されるという手順が採られ，住民は計画に対する安心感・納得感を得た。このような手順を踏まないと住民の意図しない計画が作られ，地域の実情からかけ離れた，実効性の乏しいものになる。

北海道庁は，当初から地元住民・自治体の意向を十分反映して復興計画を策定することを前提としており，復興計画の策定者はあくまでも町であり，道は救済・復旧に忙殺されていた町に替わって，復興計画（素案）の提示等で町を支援する立場をとった。

復興計画策定の大まかな流れとしては，道庁が震災約２ヶ月後の９月末に基本構想案を奥尻町に提示した。町は10月から住民説明会を実施し，住民合意を基本に案の修正を行い，12月上旬に道庁にフィードバックした。道庁はそれを受けて復興計画２次案を提示し，それを町が住民との合意形成を図りながら修正し，翌年の４月に３次案を発表し，さらに住民説明会を開催した後，町議会で復興計画が議決された。

町は住民とのコミュニケーションを図ることに尽力し，奥尻町災害復興対策室をはじめ各課の課長，係長が，復興計画案の住民への説明を担当した。また，水産業に係わるものは漁協と協力して行われた。

住民への説明会は数回にわたって開催されたが，説明会の設営にあたっては，多くの人数を集めると意思疎通が不十分になり，全員に理解されることは難しいので，本音も出せる30人程度の会合を開催し，住民の理解を得ていった。

また，住民に対して，「言葉」ではなく，「絵」（移転後のイメージがわくラフスケッチや図面等）を示して説明したことも，住民合意・意見聴取がスムーズにできたもう一つの理由であろう。

住民の合意形成にあたって留意すべきことは，行政と住民の間の中間組織の役割である。中間組織は，被災者の要望を行政に届けたり，合意形成の受け皿として機能するが，その組織が特定の利害関係者だけという偏ったものではなく，「住民の代表性」を見極める必要がある。

奥尻町では，約100世帯が加入する「奥尻の復興を考える会」が発足し，中間組織として一定程度の役割を果たしたようである。

「奥尻の復興を考える会」の初代会長は「町の復興がこんなに早かったのは，お金や土地があったこともありますが，町と町民の間で話し合いを多く持ち，お互いに協力しあったことが最大の要因であると私は信じています(注1)」と振り返っている。

時間と手間はかかるが，市町村が中心となって，周辺からの支援を受けながら，住民合意の基で復興計画を策定することは，将来に対する住民のやる気や希望，責任を醸成する点で重要である。

（注１）若林佳史（2003）『災害の心理学とその周辺』多賀出版，343頁

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(3) 産業やくらしの復興を支えた復興基金

産業やくらしの復興財源として有効に機能したのが，93年12月21日に，全国の義援金を元にして設置された「奥尻町南西沖地震災害復興基金」（規模132億円）である。

当初，復興基金の設置主体について，①被災市町村の単独設置，②同一支庁管内市町村の合同設置，③全道規模の設置，の３つの方法が考えられていた。しかし，被災町村間の産業構造や被害状況に相違があり，地域の実情に応じたきめ細かな支援をする必要がある点と，被災者の要望や意向を反映しやすい点から，全町村が単独で復興基金を設置することとなった。

奥尻町では，国や道等の事業・補助金の適用が受けられないものに対しては，復興基金を充当し，産業やくらしの復興を支援した。復興基金の利用については，道庁が提示した支援事業案をベースに，各町村は，その実情に応じた事業を決定した。奥尻町では，住民の要望を聞き（水産業，農業，商業関連の要望が多かった），復興基金の事業を確定した。例えば，自宅を新築する場合，「住宅取得費助成事業」で700万円（奥尻町以外の町村では300～350万円），「家具・家財購入費助成事業」で150万円が支給された。

このような復興基金によって，被災者の新たな借入額は少なくなり，あるいは不要になり，被災者の再建への意欲を発奮させた。もし復興基金がなく，被災者に更なる多額の借金が課せられた場合，復興への意欲を削ぐこととなる。また，被災者が新たな借入を申し込んでも，保証人がいない，担保物件がない，年齢条件等で，融資を受けられない人も多かったのではないかと想定される。

今回ヒアリングした奥尻町の復興に携わった方たちは，東日本大震災の復興にあたっても，財源の問題はあるものの，被災者が新たな借金を抱える「二重ローン」をなるべく避ける形で，実情に合わせた，きめ細かい対応が可能となる基金の創設とその利活用が望ましいと述べている。

なお，被災によって受ける資産のダメージは，所得や年齢，家の所有形態によって違いがある。高坂（2008）の調査では，資産のダメージが相対的に大きいのは，40歳代で持ち家のある世帯という。阪神・淡路大震災の際にも，「行政の支援の対象になってきた高齢者と対照的に，避難所に最後まで残らざるを得なかったのが行き場のない中・高年世帯主であったように，中・高年者も厳しい再建過程の中におかれてきた。住宅の二重ローンを抱え込んできたのも，多くは中・高年者層である[(注2)]」とある。支援にあたっては，このような実情も可能な範囲で加味していくことが必要であろう。

（注２）今野裕昭（2007）「阪神・淡路大震災の事例解釈」『復興コミュニティ論入門』弘文堂，110頁

3 水産業の復興にあたってのポイント

水産業の復興にあたっては，緊急対策と

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中・長期対策の２つに分けて取り組まれた。

緊急対策としては，被災した漁港設備，共同利用施設，漁船等の必要な生産手段の復旧と，津波の影響を受けたウニ・アワビ等の浅海資源の回復対策であり，早急な事業措置がなされた。

中・長期対策としては，被災によって生じた損失を長期的スパンで確実に補填し，さらに安定的に水産業を発展させていくために，３つの基本的な課題として，漁協再建対策，漁業振興対策，新しい漁村づくり対策が設定された。

ここでは水産業の復興が順調に進んだ要因として，①漁協による漁業者への対応，②漁船の共同利用，について述べる。

(1)　漁業者の意見集約や事務面で，漁協が活躍

被災当時，奥尻町の奥尻漁協（１町一円）は，店舗が本店と１支店，職員数31人の体制であった。正組合員は407人で，そのうち約９割がウニ・アワビを対象とした浅海漁業に従事していた。

漁協の事務所は，津波によって建物以外はすべて流されてしまった。そのため震災直後は，高台にあった参事の家に，職員が集まって緊急の対策について相談し，４～５日後には，プレハブの仮設事務所が設置され，活動が開始された。

漁協では，当初，被害状況（漁船・漁具，組合員の住宅や人的被害）調査を，地区ごとに職員を班分けして，１カ月～１カ月半にわたって実施した。その際，組合職員は，人的・建物被害は共水連，船は漁船保険の担当者と一緒に訪問した。そのため，査定が早く，共済金・保険金の支払いも早かった。

震災約１カ月後には，漁協の協力のもと，道知事等と組合員との対話集会が複数回開催された。その際に出た要望・意見としては，「ウニ，アワビの資源回復対策」「小型漁船共同利用事業の対象外となる５ｔ以上漁船の救済」「漁具購入資金の借入限度額４百万円の引上げ」「他港水揚にあたっての輸送コストに対する助成」「共同のウニ処理加工施設の建設」「多額の借金を抱えているので，手厚い融資」等があった。

震災２ヵ月後には，奥尻町漁業の将来ビジョンを作成するために，漁協と町が正組合員を訪問し，今後の漁業の意向を聞き取り調査した（２日間）。その結果，５年以上漁業を継続すると回答したのは，315人中303人（96.2％）であった（対象組合員は378人であったが，15人は事前に廃業を表明，48人は入院等で不在だった）。

この調査によって，漁協は各組合員の本心や課題等を聞くことができた。また，共同利用施設や漁協の体制についても，将来の就漁状況に照らして，適正な規模を想定した復興計画を立てることができた。なお，組合員の意向確認は，アンケートではわからないことが多いので，実際に面談しながら話を聞くことが大切ということである。

漁協は，これ以外にも組合員や漁業の現状把握の調査を行い，道庁に組合員の意

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

見・要望を伝えたり，組合員からの今後の漁業等についての相談に対応したり，造船業者への漁船の一括発注などを行った。また，漁協は，道・町からの情報を受け，組合員に伝達して対応を検討し，理事会も機動的に開催した。漁協は，組合員との双方向の情報交換を重視し，情報の仲介機関として有効に機能した。

水産業の復興にあたっては，今後の漁業を担う漁業者・組合員の意向は最も重要であり，それを丁寧に聴くことが必要である。そのような意向の取りまとめ役を担うのが，漁業者と顔見知りである漁協である。組合員・地域住民の視点を重視する漁協を中心とした漁業・漁村づくりが，奥尻町の水産業の復興の成功要因のひとつといえる。

(2)　漁船の共同利用の実態と留意点

漁船の喪失が，漁業者に与える経済的及び精神的な影響は大きく，早急な漁船の手当は漁業者に意欲・希望を与える。

奥尻町では，約400隻の５ｔ未満船（大部分が３ｔクラス）が使用できない状況であった。道庁は，震災約２カ月後の９月10日に，５ｔ未満の漁船について，激甚災害法の「共同利用小型漁船建造事業（以下「共同利用事業」）」（漁協が漁船を一括取得し，漁業者が漁船を共同利用，事業費負担：国１/３，道１/３，漁協１/３）の適用を国に要請した。

さらに道庁では当事業が開始されるまでの間，国の事業の先取りとして道単独の「共同利用小型漁船災害復旧対策事業」（事業費負担：道２/３，漁協１/３）で対応した。加えて，漁協負担の１/３のうち，２/３は復興基金の「共同利用漁船建造助成事業」で対応し，残りの１/３は漁協の自己資金で対応した（漁協負担は漁船購入費の１/９）。さらに，この漁協の補助残に対して復興基金から無利息の融資が行われ，漁協の資金負担を軽減した。漁協は漁船をはじめ共同利用施設や設備等でも資金が必要とされており，このような施策によって漁協が機能できるような手立てが講じられた。

漁船の共同利用にあたっては，形式上は２名での利用という形を採ったが，事業の運営面で工夫し，実質的にはその中の1名が主に利用するという形態であった。漁船の購入にあたっては，主に利用する人と漁協職員が複数回の面談を重ね，船型や事業形態・計画，資金，利用料の支払い，将来の姿の確認などを行い，漁船の建造や中古船購入を行った。

なお，中古船は地域ごとに船型・仕様が異なるため，積極的な購入にはならなかった。実績は，新造船249隻，中古船購入９隻であった。

漁船の利用にあたっては，組合員は漁協にリース料（漁船保険料等含む）を支払い，５年経過後，主に利用する人に残存価格（取得価格の10％）で譲渡される。また，利用料の支払いが出来なくなる可能性も考慮して，当初に漁船価格の10％を漁協に預けるようにした。その際，組合員は漁船の保険金等を利用した。

この時の共同利用事業の課題は，漁船は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

事業で手当されたが，漁具・機材（魚網や発電機，集魚灯等）は組合員が独自で調達しなければならないことであった。これに対しては復興基金（「小型漁船船外機助成事業（助成率：2.5/３）」「漁具購入助成事業（助成率：１/２）」等）が対応し，組合員の自己資金の負担を軽減した。このような過去の経験から，東日本大震災における「共同利用漁船等復旧支援対策事業」においては，漁具や機材の導入費等も補助の対象となっている。

次に，５ｔ以上の被害を受けた漁船については，大部分が５トン未満船に変更して，共同利用事業の適用を受け，漁船を新造した。当時，大部分の船が木船で，水揚も芳しくなく，トン数を下げて船を新造する良い機会でもあったようである。

また，５ｔ未満船で被害を受けなかった老朽化漁船（主に木船）については，復興基金（「漁業振興特別助成事業」助成率：２/３）で更新できるようにした。これは漁船の被害を受けた人が新造船で，そうでない人が古い船ということでは，「公平感」が得にくいということでの対応であった。

漁船や漁具等については，早急な調達が欠かせないが，各組合員が納得できる支援のあり方も重要であることがわかる。

さて，奥尻町では漁船の共同利用は２名であり，主に利用（最終的に所有）する人が決まっていた。これに対して，東日本大震災の場合には，漁船を失った漁業者が多数にわたっており，漁船の調達が容易でないことから，奥尻町のケースよりも多人数での共同利用となることが予想される。

その際に事前に決めておくべきこととして，①経費や利益の配分の仕方，②利用の順番，③漁船のメンテナンス方法，④最終的な所有形態，⑤共同利用からの脱退ルール等があるとの示唆を今回のヒアリングでいただいた。

なお，東日本大震災における漁業の復興にあたって，漁業への企業の参入を促すという検討がされているが，これについては過去の漁協に対するアンケート調査(注3)で，128組合のうち約７割の漁協が「反対」と回答している（「賛成」１割弱，「わからない」２割）。

現時点で漁獲量の減少・資源の枯渇が問題となっている漁協が多く，一般企業が漁業で経営を成り立たせるのは難しいといえる。また，採算を上げるために，乱獲などによって資源の枯渇を加速させるという懸念もある。一般企業の参入にあたっては，こうした点も十分に検討することが必要である。

（注３）農林中金総合研究所（2009）「第27回漁協系統事業アンケート調査」３月

おわりに

奥尻町の事例は，東日本大震災と比較すると，震災の影響が限定的であり，多額の義援金が復興に利用できたという状況は異なるが，参考になる点もある。

ここでもう一度復興のポイントを整理すると，①安心できる居住環境を被災者にま

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ず提供し，将来などについて考えられるようにすること，②町の復興は，町が主体となり，住民の意向を可能な限り反映し，合意形成すること，③産業やくらしの復興における実情に応じた資金援助，④組合員の意見を尊重し，漁協が中心となった水産業の復興，⑤漁船の共同利用等による組合員間の協力・相互理解，である。

復興にあたっては，被災住民が改めて当地で生きていくという「希望」をもつことが最も大切である。そのためにも，行政からの復興プラン等に対して，住民が主体性をもって意見・要望を伝えることが重要である。その際に，行政と住民を仲介する中間組織の存在は有意義であり，水産業においては漁協がそれに位置する。漁協を中心として，漁業者・地域住民が受け入れることができる漁業・漁村の復興を進めることが肝要であろう。

奥尻町を訪れて，奥尻町ならではの「時間」の流れを感じた。東日本大震災の被災地も，漁業・漁村の復興によって，再び被災前の「時間」の流れを取り戻すことができると信じている。

<参考文献>

・北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室（1995）「北海道南西沖地震災害復興対策の概要」5月
・北海道（1994）「北海道南西沖地震災害まちづくり復興計画報告書」3月
・奥尻町（1995）「奥尻町災害復興計画」7月
・北海道立寒地住宅都市研究所（1998）「都市の災害復興計画に関する研究－北海道南西沖地震を事例とした住宅復興対策に関する調査研究－」3月
・西山康雄（2000）『「危機管理」の都市計画』彰国社
・髙坂健次（2008）『幸福の社会理論』放送大学教育振興会

（おなか　けんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

新潟県中越地震における復旧・復興への取組経過について

主任研究員　内田多喜生

本稿は2004年10月23日に発生した新潟県中越地震における復旧・復興への国・県等の取組経過を，公表資料をもとに概観するものである。新潟県中越地震では中山間地域の農山村と，そこでの一次産業を生業とする人々に大きな被害が生じた。東日本大震災においても一次産業を生業とする人々に甚大な被害が生じており，新潟県中越地震の復旧・復興への取組みは，参考となる点も多いとみられる。

1　新潟県中越地震の概要

(1)　発生場所・地域

新潟県中越地震は04年10月23日の17時56分に発生し，新潟県のほぼ中央に位置する長岡平野と，その周辺に広がる山間地域が被災地となった。マグニチュードは6.8，震度は川口町役場（当時）で震度７を記録し，その後も震度６クラスの大きな余震が多数発生した。被災地は広域にわたっており，日本でも有数の豪雪地帯である農山村に大きな被害をもたらすとともに，それら地域の農地・農業施設等の農業生産基盤に大きな被害をもたらした。また，土砂災害の発生やその危険性により長期間に及ぶ避難勧告が出された地区が多数にわたりピーク時には10万人を超える人々が避難した。そして，地盤の崩壊により道路が分断されたため全集落避難や全村避難を余儀なくされる地域も発生した。

(2)　被害状況

新潟県によれば09年10月15日時点の人的被害は，死者68人，重傷632人，軽傷4,163人，住家被害は，全壊3,175棟，大規模半壊2,167棟，半壊11,643棟，一部損壊104,619棟に上った（第１表）。

被害額は合計で１兆6,542億円に上り，うち建築物が11,338億円で約７割を占め，農

第１表　被害総数（09年10月15日時点）

			被害
人的被害	死者	人	68
	行方不明者	人	0
	重傷	人	632
	軽傷	人	4,163
住家被害	全壊	棟数	3,175
		世帯	3,139
	大規模半壊	棟数	2,167
		世帯	2,154
	半壊	棟数	11,643
		世帯	11,935
	一部損壊	棟数	104,619
		世帯	112,849
非住家被害	公共施設+その他		41,737

資料　新潟県防災局危機対策課「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について（最終報）」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

林水産施設も１割弱の1,305億円に上った。(注1)

（注１）内閣府（防災担当）（2009）「地方公共団体における災害復興対策の推進に関する調査事例集」３月

2　国・県等の対応

(1)　復旧・復興に向けた取組み

政府は地震発生当日の04年10月23日に災害対策基本法に基づく非常災害対策本部を設置し，04年11月19日までに21回にわたって本部会議が開催された。さらに04年11月19日には災害復旧及び災害からの復興を支援するため内閣府副大臣を議長に「新潟県中越地震復旧・復興支援会議」を設置した。

そして政府は04年度補正予算のうち約3,000億円を新潟県中越地震対策として計上し，さらに3,000億円規模で10年間に600億円程度の運用益を見込む復興基金造成に必要な地方債の許可とその利子支払額に対する交付税措置を決定した。(注2)

また，政府は，阪神・淡路大震災と同等とされる各種の特例措置をとった。例えば，被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度の新潟県全域への適用，特定非常災害指定による各種行政手続きの延長等の措置，激甚災害指定による国庫補助率の引き上げの措置がとられた。さらに，被災地域が中山間地という特殊性を考慮した各種の措置も行われた。

全村避難を余儀なくされた山古志村への復旧・復興支援についても，内閣府に「山古志村復旧・復興支援関係省庁連絡会議」を設置し，帰村に向けた復旧・復興支援策について検討を続け，05年３月には山古志村復旧・復興支援プログラムをとりまとめた。

（注２）内閣府「新潟県中越地震に係る財政上の支援について」

(2)　農業・住宅・集落に関する復旧事業等について

被災地の地震被害に対しては，上記の国の特例措置等により，早期に復旧・復興事業が取り組まれていった。そのうち農業・住宅・集落に関しての取り組みは以下のようなものであった。

a　農地・農業用施設の復旧

被災直後作付けに影響があった水田面積は被災地域の約４割，１万haに及んだ。被害地域はコシヒカリを中心とするブランド米の産地であり，稲作の継続が懸念されたが，激甚災害指定により国庫補助率が引き上げられた国の農地・農業用施設災害復旧事業等により，05年６月時点の作付け困難面積は989ha，さらに07年春時点では約43haに減少するまでに回復した。なお内閣府資料によれば国庫補助について「中越地震被害における農地・農業用施設の災害復旧費国庫補助率は，農地の復旧（国庫補助率97.2％，受益者負担2.8％），農業用施設の復旧（国庫補助率99.6％，受益者負担0.4％）」とある。(注3)

JAグループでは，被災地を管内に持つ農協において農地・農業用施設災害復旧事業について現地調査や事業申請手続きなど詳細な要綱を生産者に説明し，早期の復旧に着手できるよう対応し，また農協自身が

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

事業主体となり，災害復旧事業に取り組むケースもあった[注4]。また，新潟県信連では，農業被害に対する借入に対して農協と連合会が利子補給をし，当初５年間の金利負担を０％とする「新潟県中越地震災害対策資金」を創設し対応した[注5]。

（注３）内閣府（2008）「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書」88頁
（注４）JA越後ながおかHPより
（注５）JAグループ新潟（2005）「復興元年協同の力を糧に～10.23中越地震とJAグループの取り組み～」33頁

b　住宅対策

被災者の住宅対策としては，まず災害救助法に基づく応急仮設住宅が13市町村[注6]63か所に3,460戸建設された。被災地に適地が少なく約１割465戸が小中学校のグラウンドに建設され，また，被災地域が豪雪地帯であるため，仮設住宅にも様々な積雪対策がとられた。なお，阪神・淡路大震災の教訓から仮設住宅には地縁を重視したコミュニティ単位での入居も進められた。仮設住宅には最大で2,935世帯，9,649人が入居していたが07年３月31日時点では入居者は452世帯，1,317人まで減少した。

特に被害の大きかった長岡市（旧山古志村，旧小国町を含む），小千谷市，川口町及び十日町市では全壊による住家を失った被災者のための復興公営住宅（罹災者公営住宅）の整備がすすめられた。さらに，大規模半壊などの世帯も入居ができる被災者向け一般公営住宅の整備も長岡市（旧栃尾市を含む），小千谷市，十日町市及び魚沼市で着手された。加えて，災害により住家が全壊した世帯等に対して，国の被災者生活再建支援法に基づき約60億１千万円（4,586世帯，07年２月28日時点），県制度に基づき新潟県中越地震被災者生活再建支援金が101億97百万円（19,640件，07年１月末時点）が支給されたほか，生活資金の貸付や給付においても各種支援が行われた。

JAグループでは，新潟県信連が，住宅被害に対して金利・貸出条件を緩和した「災害復興住宅ローン」を創設したほか，JA共済連新潟は県域の査定員に加え，全都道府県本部に広域損害査定員の派遣を要請し，共済金の早期・円滑な支払に努めた。それにより05年４月４日時点で505億252万円（建物更生共済）と阪神大震災に次ぐ規模（当時）となった共済金支払いを早期に行うことができ，組合員・利用者世帯の災害からの復興・復旧に大きな役割を果たした[注7]。

（注６）地震発生当時の市町村数
（注７）（注５）に同じ33，44頁

c　集団移転について

新潟県中越地震による災害で住民の居住に適当でないと認められた移転促進区域においては，防災集団移転促進事業（事業主体は市町村で，住宅団地の用地取得造成等の経費の３/４を国が補助）を活用し，長岡市，小千谷市，川口町の９地区において94戸が移転した。同事業は新潟県中越地震被災地について，特例として移転先の住宅団地の最低規模を10戸以上から５戸以上に緩和するとともに，一般地域よりも高い補助基本額が適用された。なお，甚大な被害を受けた長岡市山古志地域での避難指示は07年４

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月１日にはすべて解除された。

3　新潟県及び被災市町村による復興計画の策定について

県は地震発生当日の04年10月23日に災害対策本部を設置し応急対策にあたった。また，その２週間後の11月８日には，災害対策本部の中に「復旧・復興本部」を設置し，応急対策と並行して災害からの復旧・復興対策にも取り組み始めた。

そして，復興のために必要な復興計画の策定にあたっては，「住居と農地，養鯉池，牛舎など生産基盤が密接不可分である中山間地域の復興という前例のない困難な課題」（「新潟県中越大震災復興計画」より）に対処するため，復興の基本的方向と中越地域のあるべき姿を示す「復興ビジョン」の策定をまず進めた。(注8)

復興ビジョン策定のため，県では学識経験者，民間団体，市町村長等により構成された「震災復興ビジョン策定懇話会」を震災２カ月後の04年12月27日に設置し，広く県民からも意見募集を行うとともに，懇話会で議論を重ねた。

そして，05年３月１日に復興ビジョンが策定されると，懇話会メンバーである長岡造形大学平井教授が各市町村へ復興ビジョンの説明と意見交換を行った。その後各市町村は，被災者の意見を市町村の復興計画に反映させるため市民ワークショップやアンケート，パブリックコメント等を行い，復興計画を策定する作業を進めた。そして，この市町村段階での復興計画策定メンバーには農業者の意見を反映させるため農協関係者も参加している。

県はそれらの各市町村の復興計画（あるいは骨子）を踏まえて，県の復興計画を作成するというプロセスをとった。05年８月時点では後記の復興基金事業のメニュー化も進み，これらも踏まえ「新潟県中越大震災復興計画」が05年８月にまとまった。

計画では復興の目標時期を震災から10年後の14年とし，震災から概ね３年を復旧段階，概ね６年を再生段階，概ね７年以降を発展段階とした。復興の柱には「創造的復旧」を据え，国土の７割を占める中山間地での災害復興に広く活かせる「新潟モデル」を目指すとした。

また，計画における基本理念には「被災者の思いを基本とした復興」を掲げ，「中山間地では，住居とともに生業を再建してこそ，被災者がもとの生活を取り戻すこと」ができるとし，「被災者自身の思いを受け止め，被災者が自立できる環境づくりを進めるのが行政の役割」とした。

施策の実施においてはまず住民に最も近い基礎的自治体が推進するとし，市町村でできない部分を県が，さらに，県でも対応が難しい課題については国に提案要望していくとした（第１図）。そして，これら行政の各種の取り組みを補完するため，復興基金事業と十分な連携をとり，復興対策を実施していくことを明記した。

そして，復興計画にもとづき県は県独自事業，復興基金事業等で246もの事業・取

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第１図　新潟県中越大震災復興計画の基本理念

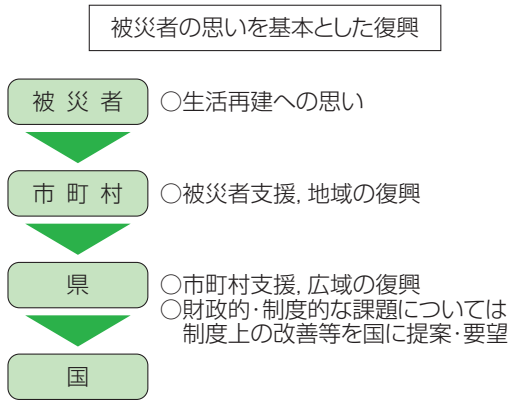

資料　新潟県「新潟県中越大震災復興計画」

組みを推進していった。

（注８）新潟県では「新潟県中越地震」について「新潟県中越大震災」の呼称を04年11月29日から使用している。

4　復興基金・義援金について

(1)　復興基金について

新潟県中越地震においては，基金規模3,050億円（基本財産50億円（新潟県出資）・新潟県貸付金3,000億円）の復興基金が05年３月に設けられ，財団法人新潟県中越大震災復興基金が助成の実施主体となった。復興基金事業の考え方は，「被災者の生活再建や被災地域の再生を直接の目的として，公的サービスが必要なもののうち，復旧・復興対策として本来行政が行うもの以外で，行政サービスの補完となるもの（既存の支援制度によっても，被災者負担が過重で自助努力に限界があり，一定の支援が必要なものを含む）。なお，原則として，被災者個人又は団体自らが実施する復旧・復興対策を，直接支援するもの」（復興基金事業募集要項より）とされている。10年度は69事業に85億円を助成し，10年度までの累計で助成金は540億円に上る。(注9)

復興基金による事業をみると，事業を開始した05年は住宅復興，生業の維持再生など被災者の生活設計に直接むすびつくものなど，緊急に実施が必要なものを中心に事業が行われた（第２表）。例えば，農林水産業対策では被災者の融資への利子補給・助成，避難家畜関連費用・錦鯉養殖業関連費用の補助等のほか，国の補助事業の対象とならない小規模な農地復旧を補助する「手づくり田直し等支援事業」等が実施された。

事業は随時追加・見直しが行われ，例えば06年７月には地域・集落のコミュニティ再建，農林漁業者・商工業者の生業の再建への支援策を追加実施するとともに，既存事業の拡充・対象要件の見直しが行われた（第３表）。農業関連では国・県の補助事業の工事費負担金の一部支援等が，また，新規追加された「地域コミュニティ等再建支援」事業では鎮守・神社・堂・祠の再建補助まで盛り込まれている。

このように復興基金によって中山間地域の生業である一次産業と，中間団体として大きな役割を果たしている集落・自治体機能を重視した多様な事業が取り組まれた。

（注９）（財）新潟県中越大震災復興基金「平成22年度事業報告及び決算等について」

(2)　義援金について

新潟県中越地震では最終的に約374億円の義援金が集まった。県では配分委員会を設置し，配分計画を審議・決定した。義援

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　新潟県中越大震災復興基金の事業（05年12月追加実施分まで）

事業名	手法	メニュー
被災者生活支援対策事業	利子補給	生活福祉資金貸付金利子補給 母子寡婦福祉資金貸付金利子補給
	補助	生活支援相談員設置 応急仮設住宅維持管理等 復興支援ネットワーク 健康サポート こころのケア 地域コミュニティ再建 仮設デイサービスセンター設置 障害者グループホーム復旧 緊急障害福祉関係施設災害復旧 地域水道施設等復旧 仮設住宅等生活交通確保 情報通信基盤施設復旧・整備支援 復興ボランティア活動支援 住宅債務（二重ローン）償還特別支援
雇用対策事業	補助	雇用維持奨励金 被災地域緊急雇用創出 ヤング・ジョブ・カフェながおかキャリア応援プラザ館設置
被災者住宅 支援対策事業	利子補給	被災者住宅復興資金利子補給
	補助	高齢者・障害者向け住宅整備支援 雪国住まいづくり支援 被災宅地復旧工事 県産瓦使用屋根復旧支援 越後杉で家づくり復興支援 被災宅地復旧調査
産業対策事業	利子補給	平成16年大規模災害対策資金特別利子補給 「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給 平成16年大規模災害対策資金特別保証料負担金 中堅企業等復旧・復興事業利子補給 市町村震災関連制度融資特別利子補給 市町村震災関連制度融資特別保証料負担金
	補助	事業所解体撤去支援補助 被災商店街復興対策支援 伝統的工芸品生産設備等復旧支援 中小企業者仮設店舗等設置
農林水産業対策事業	利子補給	中越地震災害対策資金利子補給 中越大震災農林水産業再建資金利子補給 農林漁業制度資金利子助成
	補助	家畜緊急避難輸送支援 緊急避難家畜管理支援 畜産廃棄物処理経費補助 飼育魚避難輸送経費助成 錦鯉養殖業廃棄物処分費助成 一時避難飼育魚管理経費助成 手作り田直し等支援 代替農地等営農継続支援 農林水産業経営再建整備支援 農業用水水源確保支援
観光対策事業	補助	観光復興キャンペーン推進
教育・文化対策事業	補助	被災児童生徒対象カウンセラー派遣 「牛の角突き」復興支援

資料　（財）新潟県中越大震災復興基金
「基金事業（メニュー）及び内容一覧」（05年5月23日）「基金事業（メニュー）及び内容一覧（6月10日決定分）」（05年6月28日）「基金事業（メニュー）及び内容一覧（7月1日決定分）」「基金事業（メニュー）及び内容一覧（7月13日決定分）」（05年7月28日）「事業の追加実施について」（9月16日決定分）（05年9月20日）「新規メニュー（1件）の要綱制定及び既存メニュー（1件）の要綱改正について」（05年12月8日）から筆者作成
（注）　利子補給・補助事業のみ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　復興基金で追加実施事業等（06年7月）

	追加新規事業化	要件緩和・組替え等拡充
集落再生	①地域コミュニティ再建支援（ハード）（集会所・神社） ②地域共用施設復旧支援（私道・消雪施設・その他） ③集落共用施設等維持管理支援 ④水道施設整備支援	①地域コミュニティ（ソフト）
生業再建	①地域営農活動緊急支援 ②災害復旧事業費等負担金支援 ③経営再建家畜導入支援 ④共同利用畜舎等施設整備支援 ⑤錦鯉生産確保緊急支援	
地域産業の復興	①組合共同施設等復旧支援	①被災商店街復興対策支援
住宅再建		①緊急不動産活用型融資制度 ②雪国住まいづくり支援 ③高齢者・障害者向け住宅整備支援
計	10事業	5事業

資料　（財）新潟県中越大震災復興基金「事業の追加実施について（平成18年7月31日）」

金は４回に分けて配分され，第１回は迅速性を重視し，全県一律の基準により住家の一部損壊も含め，幅広く被災者に配分を行った。第２回からは県からの「配分メニュー例」提示による市町村への枠配分を採用し，市町村が地域の実情に即した個別計画を策定した（第３回も同様）。第４回の義援金の最終配分では，震災の経験を生かした青少年のための事業実施の財源として，財団法人新潟県中越大震災復興基金に対し，約121億円が拠出された。(注10)

義援金からの支援は，例えば住宅全壊では旧山古志村の場合，３回に分けて計424万円が配分され，(注11) 被災者の住宅再建の上で非常に重要な役割を果たした。

（注10）新潟県「第５回中越大震災義援金配分委員会資料」

（注11）内閣府（被災者生活再建支援制度に関する検討会第１回資料２-３）「新潟県中越地震における被災者の生活再建に対する主な支援策」

2　新潟県中越地震復興の取組みから示唆される点

今回みたように，新潟県中越地震においては，阪神・淡路大震災の経験もあり応急対策においては，国，県，市町村等の対応が比較的迅速に行われたとみられる。また「新潟モデル」としての中山間地域の大規模被災からの復興という前例のない取り組みについても，被災した各市町村が「被災者の思い」を基本に復興計画を早期にまとめ，それを県の復興計画に反映させるという，ボトムアップ型のプロセスをとることで，被災地の実情に応じた支援が行われてきたとみられる。また，公的機関の支援に限界があることを踏まえ，復興基金がそれらを補完することで，より被災者サイドにたったきめ細かい支援が可能になったことも重要であろう。

こうした「被災者の思い」を重視した復

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　主な被災地の人口推移（実数）

（単位　人，%）

	2000年	01	02	03	04	05	06	11	04年/11年	11年各時点
旧長岡市	190,417	190,718	191,212	191,481	191,241	191,497	191,856	191,313	100.0	
旧山古志村	2,371	2,327	2,245	2,184	2,107	1,974	1,624	1,292	61.3	
旧小国町	7,452	7,344	7,222	7,141	7,010	6,823	6,670	6,222	88.8	4月1日
旧栃尾市	25,340	25,023	24,719	24,393	24,043	23,571	23,147	21,509	89.5	
旧川口町	5,858	5,835	5,770	5,697	5,591	5,446	5,308	5,014	89.7	
旧柏崎市	86,648	86,085	85,846	85,616	85,397	85,117	84,814	82,695	96.8	
小千谷市	42,102	41,737	41,575	41,380	40,737	40,476	40,071	39,113	96.0	
旧十日町市	43,703	43,461	43,256	42,749	42,461	42,039	41,652	40,371	95.1	3月31日
見附市	44,422	44,354	44,202	44,065	43,790	43,576	43,292	42,517	97.1	
魚沼市	45,727	45,397	45,026	44,538	44,105	43,781	43,202	41,113	93.2	

資料　06年までは内閣府「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査」（原資料住民基本台帳人口）
06年までは3/31日時点。11年は新潟県及び各市HPより

興策がとられた背景には，前記のように新潟県中越地震の被災地の多くが主に第一次産業を生業とし，地域コミュニティの結び付きと職住一体の性格が強い中山間地域であったことがあげられる。

もちろん，震災からの復興は容易ではなく，新潟県中越地震においても被災した一部地域ではインフラが復旧しても人口が大きく減少した地域が存在する（第４表）。これは避難生活が長期化し雇用の場を避難先で確保したり，子供を持つ世代が就学先を優先したりすること等で世代が分断されたためとみられている。そのため，地域コミュニティの再建のためには，各世代の生業への早期復帰が，コミュニティ単位での住居確保等ともに非常に重要な課題といえよう。

今回の東日本大震災は，農山漁村という職住一体の地域が甚大な被害を受けたわけであり，新潟県中越地震と共通する部分も多く，その復興への取り組みが示唆する点は大きいとみられる。東日本大震災での被災地域の生業とは言うまでもなく漁業・農業といった第一次産業とそれに付随した加工産業等である。これらの生業の復旧・復興のためには，農漁業者，関連団体，公的機関等が一体となった取り組みとそこへの迅速な公的支援サポートが必要である。ただし，東日本大震災では新潟県中越地震で被災者への施策を担った市町村機能を喪失しているケースもあり，そうした基礎的自治体機能の回復のための支援も必要とみられる。

さらに，これらの生業と一体化している地域の再建は，居住地域の移転の有無にかかわらず，できるだけ世代間の分断がなされないように，従来の地域コミュニティを単位とした迅速な再建が望まれよう。また，生業及び地域コミュニティの再建の上では国，県，市町村行政がカバーできない事業を復興基金のようなきめ細やかな対応が可能な仕組みで補完していく必要があるとみられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

<参考文献>
・JAグループ新潟（2005）「復興元年協同の力を糧に～10.23中越地震とJAグループの取り組み～」６月
・内閣府（2008）「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書」
・内閣府（防災担当）（2009）「地方公共団体における災害復興対策の推進に関する調査事例集」３月
・新潟県（2005）「新潟県中越大震災復興ビジョン」３月
・新潟県（2005）「新潟県中越大震災復興計画」８月
・新潟県（2010）「第5回中越大震災義援金配分委員会資料」（12月27日）
・（財）新潟県中越大震災復興基金（2011）「平成22年度事業報告及び決算等について」（５月10日）
・内閣府（被災者生活再建支援制度に関する検討会第１回資料２-３）（2007）「新潟県中越地震における被災者の生活再建に対する主な支援策」（３月１日）

（うちだ　たきお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A４判，160頁
頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉
編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2011年２月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

欧州の協同組合銀行

農林中金総合研究所　企画
斉藤由理子・重頭ユカリ　著

A5判260頁　定価3,780円（税込）（株）日本経済評論社

本書は，世界の経済・金融が揺れ動くなかで，協同組織金融機関の果たすべき役割は何かという視点から，欧州各国の協同組合銀行の制度，ガバナンス，CSR，事業戦略など多様な取り組みを紹介・分析している。

環境変化に対応して変えていくべきものと，時代の変転のなかにあっても守り抜いていくべきものを見極める視座を見出す一助となれば幸いである。

主　要　目　次

第１章　欧州の協同組合銀行グループの概要
第２章　金融危機と協同組合銀行に関する文献レビュー
第３章　各国の協同組合銀行の概要
第４章　イタリアの信用協同組合銀行における組合員制度
第５章　独仏協同組合の組合員制度
第６章　多様な組合員の意思決定への参加
第７章　協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性
第８章　ドイツの協同組合銀行のグループ格付取得
第９章　独仏の協同組合銀行のコーポレートガバナンス
第10章　DZ BANKとCASAの株式会社化
第11章　欧州の協同組合銀行グループの事業戦略
第12章　協同組合銀行におけるCSRへの取り組み
第13章　フランスの協同組合銀行のCSR
第14章　欧州協同組合銀行協会とユニコバンキング
終章　日本の協同組織金融機関への示唆

購入申込先……（株）日本経済評論社　　TEL 03-3230-1661（営業部）
問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(77)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(77)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(77)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(78)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(78)
6. 農業協同組合　主要勘定……(78)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(80)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(80)
9. 金融機関別預貯金残高……(81)
10. 金融機関別貸出金残高……(82)

〈特別掲載（2011年３月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(83)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(84)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(85)

※漁業協同組合都道府県別主要勘定残高は，９月号に掲載予定。

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2006. 5	**38,351,743**	**4,782,335**	**21,371,726**	**379,202**	**43,833,810**	**10,835,143**	**9,457,649**	**64,505,804**
2007. 5	**39,481,476**	**4,536,874**	**21,449,300**	**486,580**	**42,187,090**	**12,862,762**	**9,931,218**	**65,467,650**
2008. 5	**39,523,265**	**4,900,143**	**15,976,560**	**893,679**	**38,169,637**	**9,015,159**	**12,321,493**	**60,399,968**
2009. 5	**37,610,850**	**5,316,583**	**23,849,286**	**3,607,251**	**45,111,723**	**8,910,900**	**9,146,845**	**66,776,719**
2010. 5	**39,511,639**	**5,601,422**	**22,264,619**	**1,275,136**	**44,086,413**	**12,737,175**	**9,278,956**	**67,377,680**
2010. 12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708
2	40,417,617	5,440,899	20,824,450	816,548	44,058,101	12,684,490	9,123,827	66,682,966
3	40,661,354	5,421,664	22,763,139	1,437,984	43,057,724	13,704,296	10,646,153	68,846,157
4	41,188,801	5,386,023	22,002,322	3,032,763	42,587,955	14,066,562	8,889,866	68,577,146
5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年5月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,522,845	-	493,158	74	119,561	-	34,135,637
水産団体	1,178,533	-	87,837	2	1,799	-	1,268,171
森林団体	1,409	9	4,374	3	114	-	5,909
その他会員	579	-	8,606	0	-	-	9,185
会員計	34,703,366	9	593,975	78	121,474	-	35,418,902
会員以外の者計	259,183	67,990	250,111	108,371	5,111,251	4,889	5,801,795
合計	**34,962,549**	**67,999**	**844,086**	**108,449**	**5,232,725**	**4,889**	**41,220,697**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　456,695百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年5月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	59,822	6,253	68,579	-	134,654
	開拓団体	116	17	-	-	133
	水産団体	9,995	3,002	8,604	36	21,637
	森林団体	2,699	5,704	1,529	27	9,960
	その他会員	474	171	40	-	686
	会員小計	73,108	15,147	78,752	63	167,069
	その他系統団体等小計	93,436	21,834	43,059	48	158,377
	計	166,544	36,981	121,811	111	325,446
関連産業		2,037,477	32,033	1,089,577	4,301	3,163,389
その他		9,665,174	3,573	139,853	-	9,808,599
合計		**11,869,195**	**72,587**	**1,351,241**	**4,412**	**13,297,434**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 12	6,085,640	34,350,130	40,435,770	-	5,465,437
2011. 1	6,184,963	34,379,595	40,564,558	-	5,452,913
2	5,979,046	34,438,571	40,417,617	2,000	5,440,899
3	6,164,406	34,496,948	40,661,354	11,500	5,421,664
4	6,475,791	34,713,010	41,188,801	1,250	5,386,023
5	6,258,049	34,962,648	41,220,697	1,250	5,356,776
2010. 5	5,752,946	33,758,693	39,511,639	-	5,601,422

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 12	44,033	595,249	45,134,275	16,211,797	13,169	-	83,100
2011. 1	66,311	600,749	44,943,811	16,234,582	13,113	-	81,476
2	104,640	711,908	44,058,101	15,900,116	269,240	-	82,745
3	103,715	1,334,268	43,057,724	15,252,138	7,206	-	86,534
4	55,746	2,977,017	42,587,955	14,535,755	459,497	-	78,550
5	100,053	2,902,318	42,738,946	15,334,132	460,393	-	72,587
2010. 5	114,322	1,160,813	44,086,413	15,366,934	2,102	-	77,998

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 12	53,222,482	51,454,950	820,335	765,550	1,692,220
2011. 1	52,786,095	51,342,312	885,185	765,549	1,692,353
2	52,897,593	51,286,298	870,948	765,550	1,692,685
3	52,636,207	51,273,325	696,906	819,146	1,723,756
4	53,303,966	51,716,972	940,302	824,148	1,728,821
5	53,297,824	51,844,732	917,814	824,147	1,728,821
2010. 5	51,821,748	50,323,828	755,733	764,927	1,647,119

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 11	25,721,926	59,955,543	85,677,469	508,722	331,985
12	26,124,302	60,513,255	86,637,557	498,449	326,633
2011. 1	25,628,789	60,397,370	86,026,159	511,226	341,123
2	26,137,362	60,082,352	86,219,714	504,237	336,328
3	26,243,242	59,574,857	85,818,099	509,785	337,456
4	26,776,846	59,662,594	86,439,440	515,039	342,918
2010. 4	25,793,575	59,010,039	84,803,614	534,023	358,580

（注） 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
430,040	5,378,248	3,425,909	13,520,671	68,656,075
636,441	4,688,098	3,425,909	12,756,789	67,524,708
627,617	4,508,129	3,425,909	12,260,795	66,682,966
469,923	4,397,280	3,425,909	14,458,527	68,846,157
1,189,517	5,125,675	3,425,909	12,259,971	68,577,146
717,040	5,069,721	3,425,909	11,891,062	67,682,455
855,100	5,271,018	3,425,909	12,712,592	67,377,680

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,941,178	1,440,595	6,827	13,471,702	1,344,962	8,052,685	68,656,075
11,491,649	1,434,068	5,534	13,012,729	1,190,410	7,697,585	67,524,708
11,196,319	1,400,343	5,081	12,684,490	1,375,000	7,479,587	66,682,966
12,160,520	1,451,653	5,587	13,704,296	1,300,000	9,338,948	68,846,157
12,601,903	1,380,175	5,932	14,066,562	1,056,091	7,374,278	68,577,146
11,869,194	1,351,240	4,411	13,297,434	1,025,090	7,158,221	67,682,455
11,104,928	1,548,434	5,815	12,737,175	1,181,023	8,095,832	67,377,680

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
106,874	31,022,280	30,930,225	2,000	408,546	17,068,619	7,006,539	1,538,647
65,374	30,487,695	30,387,930	2,000	400,261	17,315,739	6,987,051	1,543,169
61,805	30,360,390	30,266,726	32,000	394,020	17,548,096	6,978,231	1,545,827
72,467	30,405,879	30,296,989	2,000	367,137	17,682,483	6,929,426	1,570,347
69,781	31,210,085	31,119,848	7,000	416,796	17,187,802	6,879,177	1,579,245
61,993	31,250,094	31,150,229	11,999	417,742	17,128,439	6,881,288	1,575,909
61,328	30,016,864	29,921,883	2,000	396,637	16,562,099	7,045,773	1,515,241

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
399,619	57,983,363	57,761,110	4,876,745	1,656,262	23,902,518	241,327	719
439,294	58,784,483	58,527,286	4,988,597	1,762,969	23,822,749	239,312	719
401,039	58,114,031	57,873,886	5,053,618	1,808,841	23,778,189	238,410	719
372,006	58,340,857	58,094,477	5,135,713	1,866,835	23,768,443	235,157	719
379,322	58,203,482	57,938,261	5,059,922	1,806,704	23,781,524	240,571	718
383,640	58,864,197	58,602,969	5,093,243	1,839,591	23,703,023	235,444	718
394,641	56,998,711	56,782,807	4,937,102	1,621,155	23,975,002	255,984	722

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2011．2	2,047,759	1,401,535	3,303	56,584	13,731	1,316,070	1,294,553	157,884	578,128
3	2,035,793	1,364,775	4,832	56,652	14,427	1,322,964	1,293,467	153,816	572,873
4	2,022,029	1,376,090	4,831	56,652	13,301	1,309,838	1,288,237	153,736	572,127
5	2,026,264	1,381,876	4,830	56,652	13,553	1,313,697	1,291,341	150,535	575,674
2010．5	2,006,642	1,371,979	3,417	56,420	13,693	1,260,847	1,238,122	160,685	594,196

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 2011年5月計数が未入手となった一部信漁連の計数については，入手している最新値（2011年2月）と同値としている。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．11	904,343	559,766	148,799	114,743	118,783	9,201	865,710	854,363	4,174	213,089	7,298	161
12	901,947	556,609	142,968	111,532	118,476	8,152	861,227	848,996	3,208	211,611	7,042	161
2011．1	882,645	551,588	142,873	111,319	118,968	7,728	843,856	834,292	3,208	210,794	7,116	161
2	881,675	548,030	142,520	111,350	118,649	6,992	843,424	832,817	2,708	210,248	7,087	159
2010．2	887,676	505,424	142,579	108,165	118,591	7,002	838,408	828,674	4,800	216,676	7,470	162

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）
4 2011年3月末値は，9月号にて掲載予定。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2008. 3**	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2010. 3	**844,772**	**511,870**	**2,633,256**	**2,072,150**	**567,701**	**1,173,807**	**167,336**
	2010. 5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
	9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
	10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420
	11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
	12	866,376	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	173,226
	2011. 1	860,261	527,861	2,591,537	2,081,173	570,432	1,199,848	172,297
	2	862,197	528,976	2,619,609	2,091,740	573,684	1,206,066	173,080
	3	858,181	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138
	4	864,395	533,040	2,691,381	2,151,717	581,828	1,217,001	174,218
	5	P 864,701	532,978	2,709,582	2,143,453	578,399	1,211,686	P 173,780
前年同月比増減率	**2008. 3**	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2010. 3	**1.4**	**0.6**	**2.2**	**3.5**	**1.2**	**1.7**	**2.3**
	2010. 5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1
	10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1
	11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1
	12	1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	3.1
	2011. 1	1.5	2.4	2.0	2.6	△0.3	1.9	3.0
	2	1.4	2.3	2.7	2.3	△0.2	1.9	3.0
	3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9
	4	1.9	3.3	2.9	3.8	2.1	2.4	3.2
	5	P 1.9	2.8	2.7	3.2	1.8	2.2	P 3.0

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。
農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2008. 3**	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009. 3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2010. 3	＊ **226,772**	**55,916**	**1,797,912**	**1,544,708**	**433,144**	**641,575**	**94,025**
	2010. 5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506
	9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022
	10	225,643	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783
	11	225,134	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621
	12	224,276	54,679	1,733,515	1,555,948	434,924	640,623	94,250
	2011. 1	＊ 223,819	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	93,645
	2	＊ 223,729	54,324	1,729,538	1,551,660	431,006	633,177	93,740
	3	223,191	53,591	1,741,986	＊ 1,571,010	436,880	637,551	94,151
	4	222,382	53,000	1,726,280	＊ 1,559,207	432,880	634,204	93,830
	5	P 223,594	53,054	1,726,166	1,555,088	431,070	630,822	P 93,571
前年同月比増減率	**2008. 3**	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009. 3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2010. 3	＊ **1.4**	**△0.9**	**△5.3**	**0.0**	**0.0**	**△1.1**	**△0.1**
	2010. 5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
	10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0
	11	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1
	12	△0.4	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	△0.2
	2011. 1	＊ △0.5	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	△0.5
	2	＊ △0.6	△3.7	△4.1	1.2	△0.7	△1.2	△0.5
	3	△1.6	△4.2	△3.1	＊ 1.7	0.9	△0.6	0.1
	4	△1.5	△3.6	△2.9	＊ 1.8	1.1	△0.1	0.1
	5	P △1.7	△4.1	△2.3	1.6	0.8	△0.5	P 0.1

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2011年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,330,639	92,260	1,249,519	1,240,235	672,323	545,520
岩手	547,068	19,464	302,531	302,420	131,689	146,148
茨城	1,117,989	23,804	579,340	579,072	361,839	195,630
群馬	1,039,194	17,889	894,207	893,817	56,730	76,726
埼玉	2,581,024	111,612	1,520,828	1,519,350	859,382	277,166
千葉	1,413,479	67,942	1,396,417	1,395,941	0	51,125
東京	2,114,711	53,911	1,160,850	1,153,813	835,294	179,848
神奈川	3,456,620	72,537	2,015,847	2,015,468	1,315,833	364,526
山梨	396,291	15,403	256,504	256,013	79,370	70,794
長野	2,224,456	40,547	1,067,760	1,067,488	857,408	358,699
新潟	1,365,788	35,179	729,252	729,213	502,677	190,895
石川	749,858	17,468	425,760	422,728	224,693	124,184
福井	587,528	16,817	341,127	337,944	206,498	55,932
岐阜	2,002,798	64,940	1,186,716	1,186,623	669,919	220,678
静岡	3,019,575	111,303	1,584,846	1,582,648	1,182,231	374,078
愛知	5,306,686	117,338	2,826,571	2,826,565	1,899,555	588,121
三重	1,459,039	39,125	802,705	798,541	496,282	198,191
滋賀	879,668	23,431	654,548	605,445	238,134	91,605
京都	859,446	31,174	479,062	474,777	251,835	89,223
大阪	3,239,941	88,462	1,837,631	1,827,620	1,278,079	650,623
兵庫	3,646,042	104,431	1,942,285	1,941,866	1,367,762	827,302
和歌山	1,131,508	44,763	714,912	714,894	290,806	138,666
鳥取	292,174	7,933	181,632	180,508	92,530	27,320
島根	512,473	15,459	346,983	346,332	152,160	45,563
広島	1,725,403	80,200	1,040,589	1,040,204	668,805	75,496
山口	877,917	35,542	519,785	519,246	275,130	103,270
徳島	648,694	32,142	422,818	422,690	221,873	22,488
香川	1,427,105	19,772	657,115	656,912	728,266	59,179
愛媛	1,167,915	43,011	674,414	673,277	435,129	95,910
高知	673,290	17,620	359,214	359,202	207,521	87,216
福岡	1,466,941	25,094	841,107	840,848	510,535	171,538
佐賀	585,001	28,133	306,828	306,597	170,921	124,224
大分	419,997	14,100	245,052	244,978	124,195	61,681
宮崎	531,162	15,867	296,224	296,167	142,786	107,031
鹿児島	838,787	29,626	544,900	537,547	174,293	132,830
合計	**52,636,207**	**1,574,299**	**30,405,879**	**30,296,989**	**17,682,483**	**6,929,426**
一連合会当たり平均	1,503,892	44,980	868,739	865,628	505,214	197,984

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外
（奈良，沖縄は県農協，それ以外は農林中金へ統合）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2011年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(2,997,648)	(157,108)	(2,176,601)	(2,164,676)	(26,803)	(925,679)	(111)
青森	480,786	4,969	272,789	271,700	10,283	158,183	10
岩手	880,814	8,506	523,141	514,934	59,305	277,504	9
宮城	959,906	6,531	481,815	478,860	82,822	371,745	14
秋田	709,340	9,589	400,724	398,096	19,131	233,582	16
山形	904,542	10,571	493,256	488,291	48,602	331,208	17
福島	1,261,624	5,975	775,770	773,393	89,978	371,855	17
（東北計）	(5,197,012)	(46,141)	(2,947,495)	(2,925,274)	(310,121)	(1,744,077)	(83)
茨城	1,507,417	10,530	1,064,753	1,056,151	97,257	351,130	27
栃木	1,538,213	2,256	1,022,970	1,018,120	142,275	361,237	10
群馬	1,309,587	4,510	1,005,145	1,003,204	55,623	280,522	15
（北関東計）	(4,355,217)	(17,296)	(3,092,868)	(3,077,475)	(295,155)	(992,889)	(52)
埼玉	3,759,311	10,961	2,487,799	2,487,377	276,652	1,086,881	21
千葉	2,320,180	8,864	1,379,450	1,377,547	249,436	743,783	21
東京	3,297,139	2,919	2,113,623	2,091,836	118,578	1,233,199	16
神奈川	5,492,934	1,580	3,405,602	3,400,412	403,674	1,913,423	14
（南関東計）	(14,869,564)	(24,324)	(9,386,474)	(9,357,172)	(1,048,340)	(4,977,286)	(72)
山梨	588,853	4,907	373,030	371,321	39,557	178,230	11
長野	2,828,368	13,274	2,031,301	2,027,602	57,853	801,571	20
（東山計）	(3,417,221)	(18,181)	(2,404,331)	(2,398,923)	(97,410)	(979,801)	(31)
新潟	2,093,442	23,101	1,318,949	1,317,009	205,642	629,838	26
富山	1,258,356	3,597	932,910	932,026	78,022	241,214	17
石川	1,073,852	2,070	703,156	698,954	71,126	351,304	17
福井	813,707	1,990	563,358	563,053	35,371	228,326	14
（北陸計）	(5,239,357)	(30,758)	(3,518,373)	(3,511,042)	(390,161)	(1,450,682)	(74)
岐阜	2,752,956	6,495	1,962,729	1,962,450	214,046	644,569	7
静岡	4,520,969	17,265	2,968,883	2,964,439	319,189	1,377,819	19
愛知	6,947,274	21,761	5,236,708	5,227,521	470,158	1,587,570	20
三重	2,036,743	4,084	1,438,286	1,420,900	176,004	443,617	15
（東海計）	(16,257,942)	(49,605)	(11,606,606)	(11,575,310)	(1,179,397)	(4,053,575)	(61)
滋賀	1,299,083	3,812	864,794	861,291	158,599	305,629	16
京都	1,122,185	3,485	823,471	818,469	84,313	240,483	5
大阪	4,041,588	28,030	3,053,189	3,008,279	197,331	847,830	14
兵庫	4,733,047	7,975	3,417,429	3,416,386	171,468	1,216,291	14
奈良	1,323,006	2,913	869,082	838,871	190,531	267,106	1
和歌山	1,462,570	3,335	1,065,079	1,064,891	79,229	280,627	10
（近畿計）	(13,981,479)	(49,550)	(10,093,044)	(10,008,187)	(881,471)	(3,157,966)	(60)
鳥取	484,278	7,953	288,289	285,612	40,504	126,081	3
島根	871,491	13,178	494,390	492,884	51,750	326,267	11
（山陰計）	(1,355,769)	(21,131)	(782,679)	(778,496)	(92,254)	(452,348)	(14)
岡山	1,643,525	16,108	1,092,913	1,091,060	81,583	473,718	9
広島	2,427,043	3,822	1,698,126	1,698,009	51,955	661,999	13
山口	1,211,095	3,229	853,366	847,597	83,552	280,061	12
（山陽計）	(5,281,663)	(23,159)	(3,644,405)	(3,636,666)	(217,090)	(1,415,778)	(34)
徳島	786,444	1,895	630,432	628,350	22,581	122,097	16
香川	1,581,331	4,099	1,418,931	1,418,625	1,309	196,120	2
愛媛	1,597,201	1,995	1,141,478	1,136,304	118,974	322,613	12
高知	823,429	2,863	599,959	598,610	45,101	184,002	15
（四国計）	(4,788,405)	(10,852)	(3,790,800)	(3,781,889)	(187,965)	(824,832)	(45)
福岡	2,421,334	6,192	1,454,298	1,444,715	84,630	930,178	21
佐賀	828,561	11,648	507,572	505,954	54,147	235,079	4
長崎	637,284	3,922	385,198	381,187	21,879	195,698	7
熊本	931,561	10,839	504,764	497,656	75,561	307,226	14
大分	629,142	8,238	386,500	386,095	21,976	210,468	6
（北九州計）	(5,447,882)	(40,839)	(3,238,332)	(3,215,607)	(258,193)	(1,878,649)	(52)
宮崎	736,773	10,486	468,544	467,060	38,630	225,324	13
鹿児島	1,172,351	6,730	723,274	721,020	5,629	394,405	15
（南九州計）	(1,909,124)	(17,216)	(1,191,818)	(1,188,080)	(44,259)	(619,729)	(28)
（沖縄）	(719,816)	(3,625)	(329,656)	(319,464)	(31,303)	(308,233)	(1)
合計	**85,818,099**	**509,785**	**58,203,482**	**57,938,261**	**5,059,922**	**23,781,524**	**718**
一組合当たり平均（単位千円）	119,523,815	710,007	81,063,345	80,693,957	7,047,245	33,121,900	-

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2011年3月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	553,890	8,457	367,607	366,208	127,790
青森	53,673	1,748	28,715	27,676	14,513
岩手	91,408	3,109	64,072	61,515	23,766
福島	15,164	877	12,902	12,510	1,599
茨城	14,599	684	9,272	8,791	4,780
千葉	62,675	2,635	40,778	37,850	16,740
東京	6,576	143	4,688	4,678	962
神奈川	22,918	3,191	13,462	13,173	4,347
新潟	27,000	874	21,231	20,946	3,151
富山	33,048	567	26,294	25,816	4,434
石川	43,415	1,190	29,484	29,064	8,277
福井	42,955	997	26,595	25,728	12,338
静岡	90,338	6,826	54,280	54,160	33,432
愛知	77,306	2,134	51,182	48,129	15,961
三重	85,703	3,555	54,887	54,627	32,612
京都	42,276	656	16,724	16,464	22,703
兵庫	65,668	1,727	34,676	33,171	26,111
和歌山	40,831	1,012	28,786	27,925	7,691
鳥取	22,074	806	16,314	15,915	5,831
広島	63,927	869	32,097	31,819	24,471
徳島	29,780	548	25,326	25,041	2,700
香川	51,875	3,222	43,605	43,583	9,084
愛媛	87,621	1,458	51,397	47,376	37,349
高知	31,298	2,048	18,169	16,483	12,610
福岡	48,998	660	39,439	38,663	5,775
佐賀	82,965	1,166	54,302	53,873	25,619
長崎	122,530	1,726	90,001	89,581	25,646
宮崎	34,612	1,001	23,268	21,779	12,172
鹿児島	65,439	2,269	27,991	26,454	39,608
沖縄	25,231	497	15,420	14,469	10,801
合計	**2,035,793**	**56,652**	**1,322,964**	**1,293,467**	**572,873**

（注） 1 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。
2 2011年3月計数が未入手となった一部信漁連の計数については，入手している最新値（2011年2月）と同値としている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

東日本大震災復興コーナーの新設について（ご案内）

当総研では，ホームページ（http://www.nochuri.co.jp/）上に「東日本大震災復興コーナー」を新設いたしました。

このたびの東日本大震災は，広域かつ大規模であり，復興の形も地域ごとに異なり，長期間を要するものと予想されております。我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし，かつ「第一次産業」「地域（現場）」「協同」を重視する視点からのものにしたいと考えています。

このコーナーに，東日本大震災に関連するレポートや，参考情報等を順次掲載して参りますので，ご活用いただければ幸いです。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年8月号第64巻第8号〈通巻786号〉8月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/